

3 杉並区の概要

1) 位置

杉並区は、東京 23 区の西端に位置し、東に中野区と渋谷区、西に三鷹市と武蔵野市、南に世田谷区、北に練馬区と隣接しています。

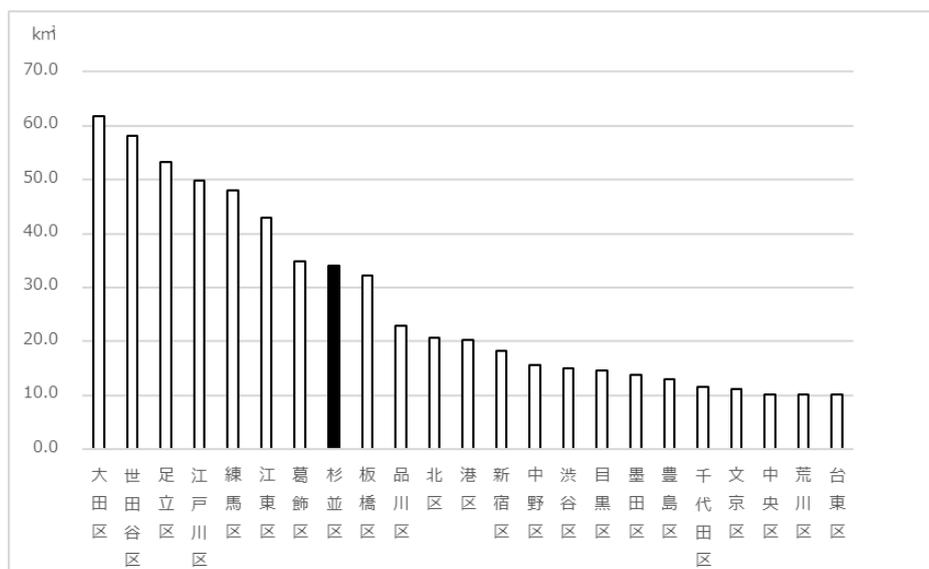
杉並区の大きさは、東西に約 7.5km、南北に約 7.2km です。面積は、23 区内で 8 番目に広い約 34.06 km²を有しています。

【杉並区の位置】



【出典】「令和 4 年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和 5 年（2023 年）3 月

【23 区の面積】



【出典】「区市町村別人口・面積」 令和 5 年(2023 年)10 月 1 日時点 東京都をもとに作成

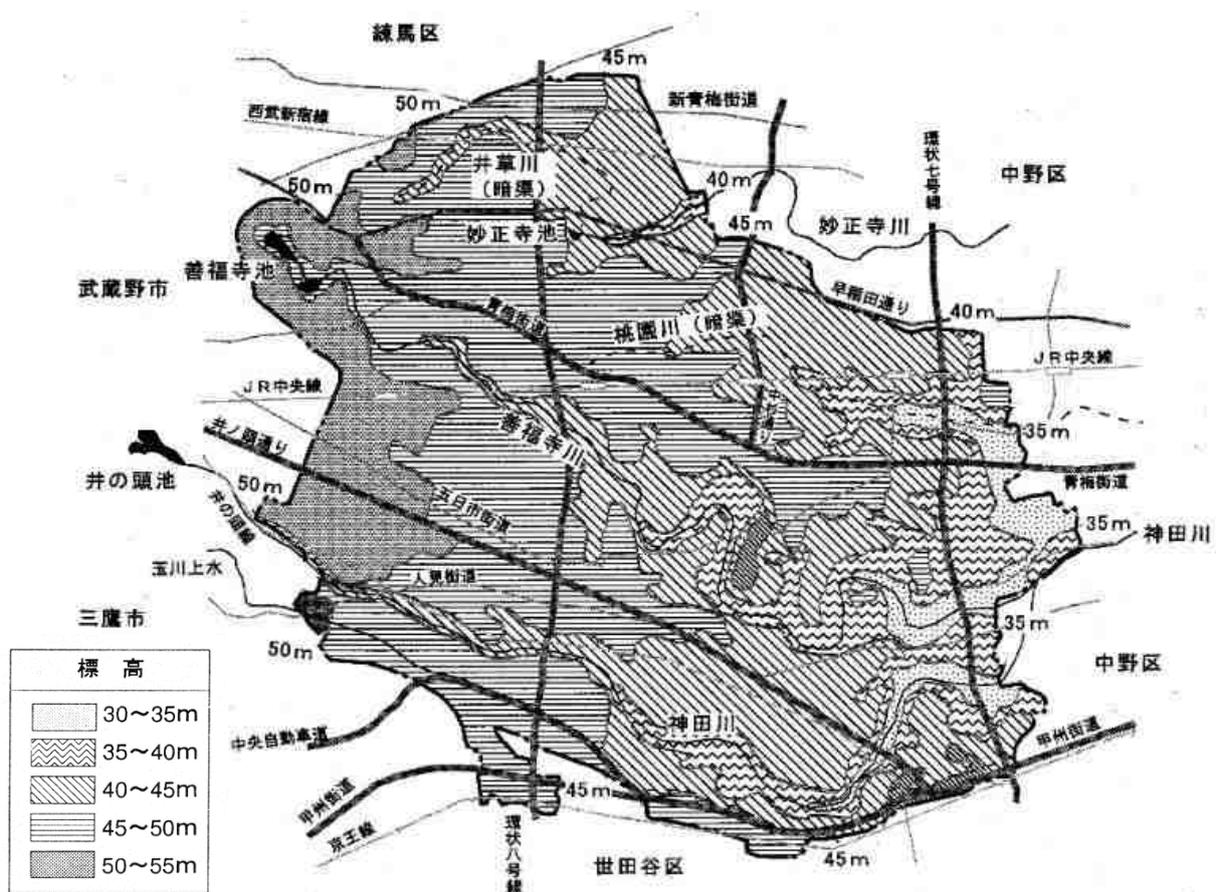
2) 地形及び水系

地形は、武蔵野台地のほぼ中央に位置します。全般的にみて平坦で、東部がやや低く、西部に向かうに従って次第に高くなっています。

北部には妙正寺池を水源とする妙正寺川、中央部には善福寺池を水源とする善福寺川、南部には井の頭池を水源とする神田川が西から東へと流れ、この流域沿いは周囲よりやや低くなっています。また、杉並区内を東西に流れる善福寺川、神田川、妙正寺川は、荒川水系の一級河川であり、かつて農業用水や飲料水にも利用されてきました。農地の減少や上水道の普及が進んだ昨今、区内の河川は、水辺のレクリエーションゾーンとしての活用が期待できます。

杉並区の中心部を流れる善福寺川沿いには、都立善福寺川緑地や和田堀公園などの大規模緑地が連続しています。

【杉並区の地形概要】



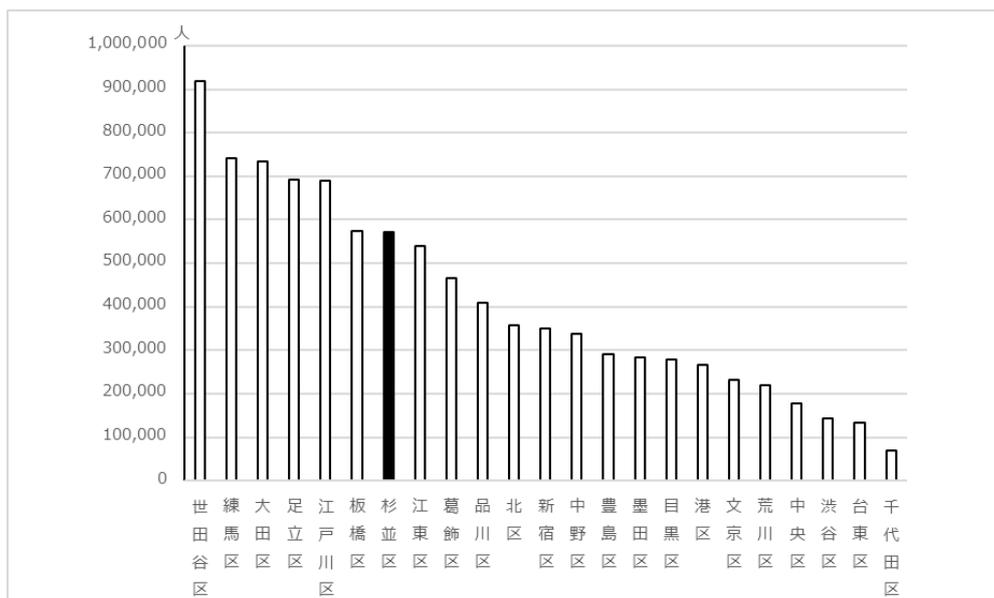
【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5年（2023年）3月

3) 人口

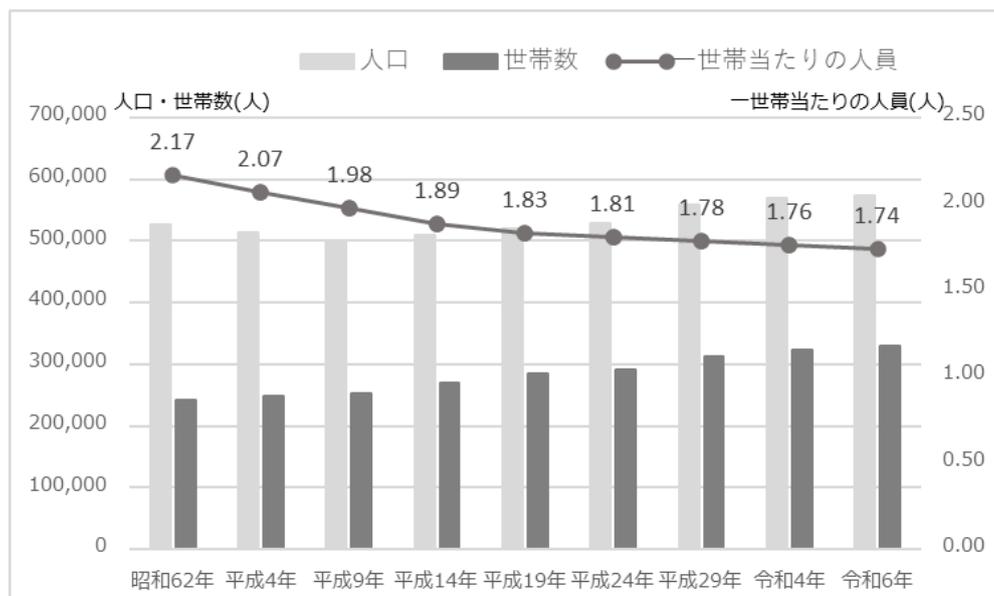
令和6年(2024年)1月1日現在、杉並区の人口は23区の中では7番目に多い572,843人です。世帯数は329,488世帯、一世帯当たりの人員は1.74人となっています。

人口の推移をみると、平成9年(1997年)まではやや減少傾向でしたが、それ以降、増加に転じており、世帯数も増加傾向です。

【23区の人口】



【人口・世帯数・一世帯当たりの人員の推移】



4) 土地利用

用途地域は、住居系用途地域が 2,918.5ha と区全体の 85.79%を占めます。そのうち、第一種低層住居専用地域の占める割合は、最も高い 63.69%です。

土地利用状況をもても、建物の建っている土地（宅地）の約 8 割が住宅用地であり、23 区の中でも住宅地の比率が高く、住宅都市としての性格を有しています。

住宅地は、J R 中央線各駅周辺や幹線道路沿道に中高層の集合住宅が多く分布している一方、環状八号線より西側に、比較的敷地の広い住宅が多く分布しています。

商業用地は、甲州街道、青梅街道、環状七号線及び環状八号線等の幹線道路沿道や J R 中央線各駅周辺に分布しています。

大規模な公園・緑地やグラウンドは、善福寺川や神田川沿いに多く分布しています。

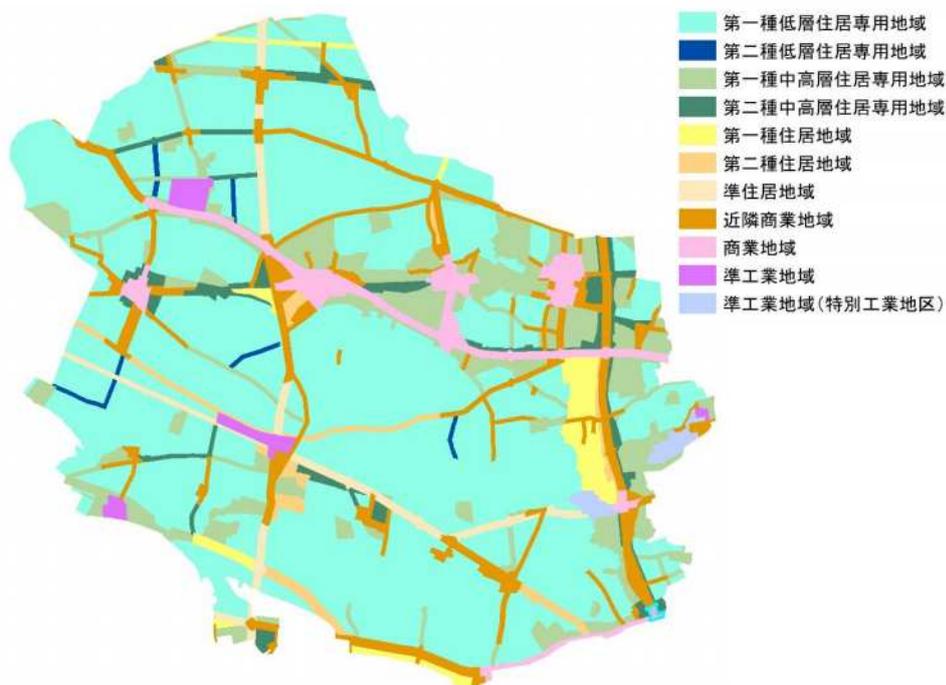
農地は、環状八号線より西側の北部（井草地域）と南部（高井戸地域）に多く分布しています。

【用途地域の指定状況】

用途地域		面積 (ha)	割合 (%)
住居系	第一種低層住居専用地域	2,166.8	63.69
	第二種低層住居専用地域	14.9	0.44
	第一種中高層住居専用地域	430.3	12.65
	第二種中高層住居専用地域	95.9	2.82
	第一種住居地域	78.1	2.30
	第二種住居地域	61.6	1.81
	準住居地域	70.9	2.08
		2,918.5	85.79
商業系	近隣商業地域	297.3	8.74
	商業地域	133.3	3.92
		430.6	12.66
工業系	準工業地域	52.9	1.55
		52.9	1.55
合 計		3,402.0	100.00

【出典】「令和 4 年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和 5 年（2023 年）3 月

【用途地域の状況】



【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5(2023)年3月

5) 自然環境

(1) 大気

現在、区内の大気汚染の状況は改善され、主要な大気汚染物質は環境基準を満たしています。しかし、主要な大気汚染物質のうち光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは唯一改善されておらず、依然として夏季には光化学スモッグ注意報が複数回発令されています。

光化学オキシダントの主な発生原因の1つが、印刷や塗装に使用される有機溶媒剤等に含まれるVOC（揮発性有機化合物）です。

(2) 水質

区内を流れる河川は、善福寺川中流域の一部を除いて、コンクリートの垂直護岸に囲まれています。杉並区内の河川の汚染状況を確認するため、区内3河川（神田川、善福寺川、妙正寺川）の計5地点で、年4回水質調査を実施しています。水質は、魚が生息するための指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）やDO（溶存酸素量）の数値をみると、下水道の普及とともに改善され、短時間の激しい雨などの場合の水質悪化を除き、一定の良好な水質を保っています。

【出典】「杉並区環境白書 令和7年度（2025年度）版」参考

(3) 植生

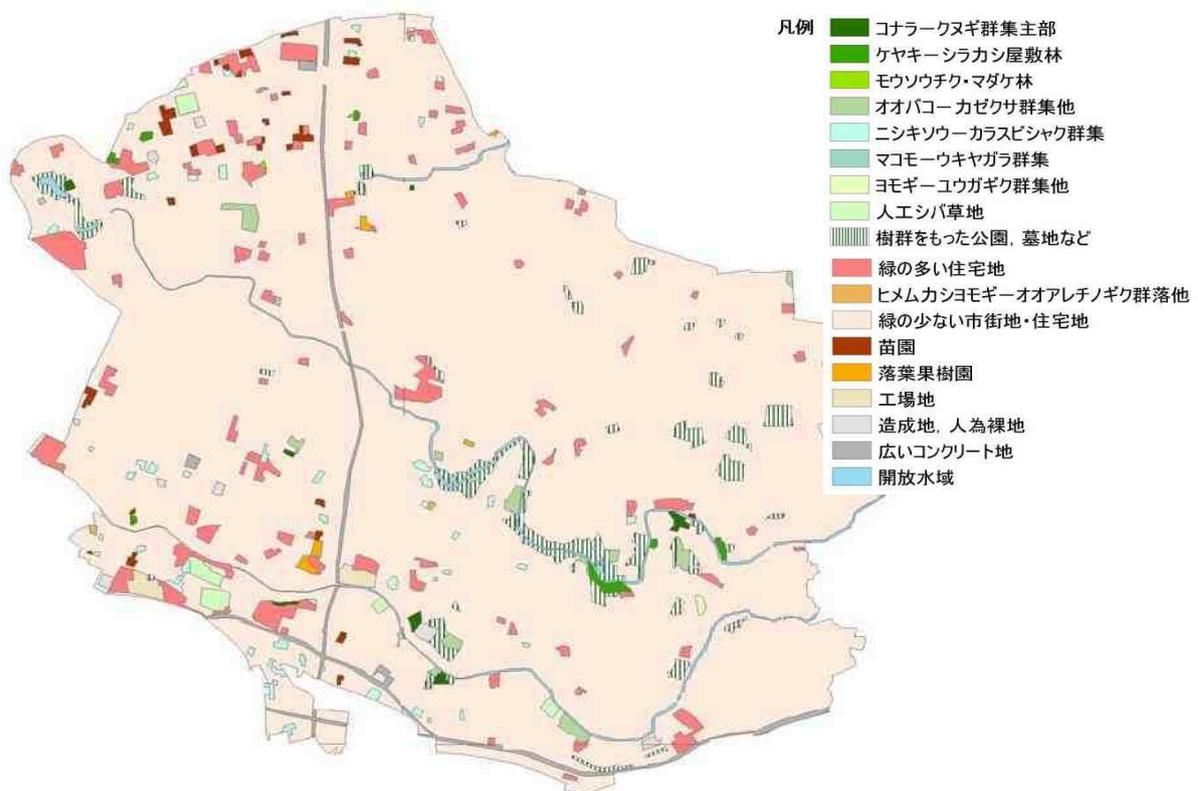
区内には、都立善福寺公園や善福寺川緑地内の一部の樹林、大宮八幡宮などの社寺林、杉並区内北部等に点在するケヤキーシラカシ屋敷林がみられます。

また、善福寺池周辺や善福寺川・神田川沿いには小規模なコナラクヌギ群集といった二次林（代償植生）もあります。区内南部のグラウンドには、シバ草地やオオバコーカゼクサ群集といった二次草原・人工草地在りみられます。

このほか、果樹園・畑、樹群を伴った公園等や緑の多い住宅地といった小規模な耕作地や植栽地も点在しています。

【出典】「杉並区自然環境調査報告書（第8次）」 令和7年(2025年)3月参考

【現存植生図】



【出典】「平成19年度（2007年）東京都植生データ」をもとに作成

(4) 動植物

杉並区内に生息する動植物の主な種は、「杉並区自然環境調査報告書（第8次）」によると、以下のとおりです。

【杉並区の生物相の特徴】

項目	特徴	主な種
広く分布する植物	多くは、樹林や林縁の生育種と、路傍や空き地等の草地の生育種です	<ul style="list-style-type: none"> ・照葉樹林の構成種：シラカシ、アラカシ等 ・二次林の構成種：エノキ、ムクノキ等 ・林縁等の生育種：ドクダミ、ヤブガラシ等
植物出現頻度の低い種	樹林、林縁、草地の生育種が多く含まれたが、湿地や池、河川等の水辺に生育する植物も多く含まれていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・照葉樹林の種：イノデ、ヤマイタチシダ等 ・二次林の種：オオハナワラビ、ヤマコウバシ等 ・林縁の種：アオミズ、ボタンヅル等 ・草地の種：アキカラマツ、アマナ等 ・水辺の種：オモダカ、ヒメガマ等
帰化植物	植栽種を除いた全出現種類数に対して占める割合（帰化率）は23.5%となり、前回調査と同程度であった。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物：アレチウリ、オオカワヂシャ、オオフサモ ・帰化植物：コネズミガヤ、カザンデマリ等15種類がはじめて記録された。
植栽種	全確認種類数に占める割合は33.3%となり前回調査よりわずかに減少したが、長期的にはこれまでの変動の範囲内（27～37%）にあった。	<ul style="list-style-type: none"> ・アジサイ、オオムラサキ、ハラン、サツキ、サクラ等

項目	特徴	主な種
クモ	環境指標種	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境指標種A：オダカグモ等4種 ・自然環境指標種B：ヤマトゴミグモ等3種 ・自然環境指標種C：カネコトタテグモ等6種 ・都市環境指標種：キシノウエトタテグモ等26種
	外来種	・シロホシヒメグモ、マダラヒメグモ、ハルカガケジグモ、ナナホシヒメグモの4種類
昆虫類	減少した種	<ul style="list-style-type: none"> ・クルマバツタ、セスジイトトンボ、オオチャバネセセリ、コチャバネセセリ ・アオオサムシ、オオヒラタシテムシ
	増加した種	<ul style="list-style-type: none"> ・クマゼミ、ハグロトンボ、アカシジミなど ・ヨコヅナサシガメ、ヘリグロテントウノミハムシ、ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモンなど
	外来種	・アオマツムシ、セイヨウミツバチ、モンシロチョウ等の46種類
	注目種	・ヒゲブトハナムグリ、アカシジミ等
鳥類	出現種数	<ul style="list-style-type: none"> ・12目31科65種（外来種を含む）が記録された。 ・ヨシガモ、ノスリ、リュウキュウサンショウクイ、コガラ、ハチジョウツグミが初めて記録された。
	渡り区分別の出現種類	<ul style="list-style-type: none"> ・留鳥：29種（42.6%） ・冬鳥：21種（30.9%） ・留鳥及び冬鳥で出現種の約7割を占めた。

項目		特徴	主な種
鳥類	生息環境区分別の出現種類		<ul style="list-style-type: none"> ・「水辺」に区分される鳥類：23種（33.8%） ・「林地」に区分される鳥類：28種（41.2%） ・「市街地、その他」に区分される鳥類：4種（5.9%）
	注目種		<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシガモ、ハイタカ、カワセミ、モズ、ヤマガラ等の22種
両生類	生息種		<ul style="list-style-type: none"> ・アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエルの2科2種類の在来種
は虫類	生息種		<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンイシガメ、クサガメ、スッポン、ミシシッピアカミミガメ、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシの10種類
	外来種		<ul style="list-style-type: none"> ・ミシシッピアカミミガメ、クサガメの2種
哺乳類	生息種		<ul style="list-style-type: none"> ・アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、クマネズミ、ドブネズミの4目6科7種
	外来種		<ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシン、アライグマ

6) 都市熱分布図

(1) 人工衛星データによる杉並の都市熱環境

近年、ヒートアイランド現象と呼ばれる都市特有の気象現象が顕著となっているなか、都市のみどりのもつ微気象の緩和機能が注目されています。

ほぼ全域が地表面温度は 33°C以上となっていますが、水とみどりが一体となった和田堀公園、善福寺川緑地、善福寺公園、その他の公園や樹林地とその周辺では 30°C以下となっており、まとまりのあるみどりがある箇所は、低温域を形成しています。

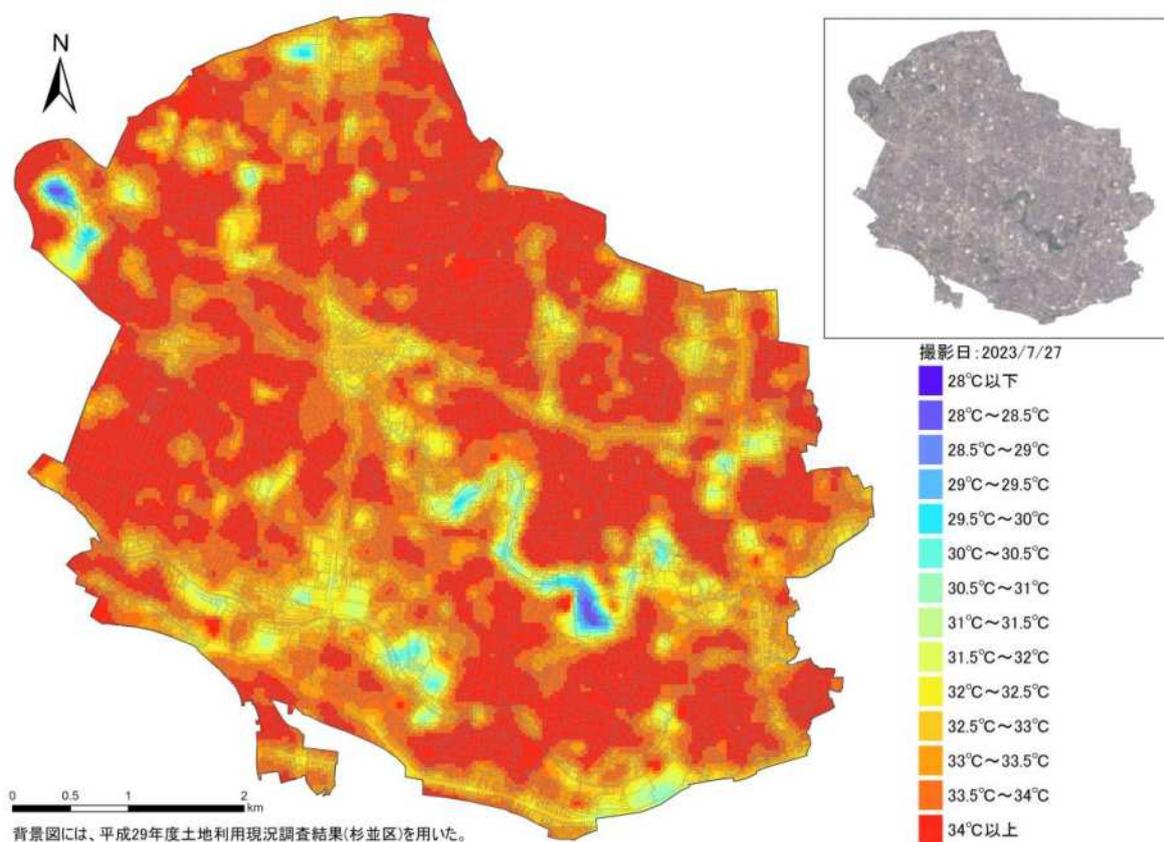


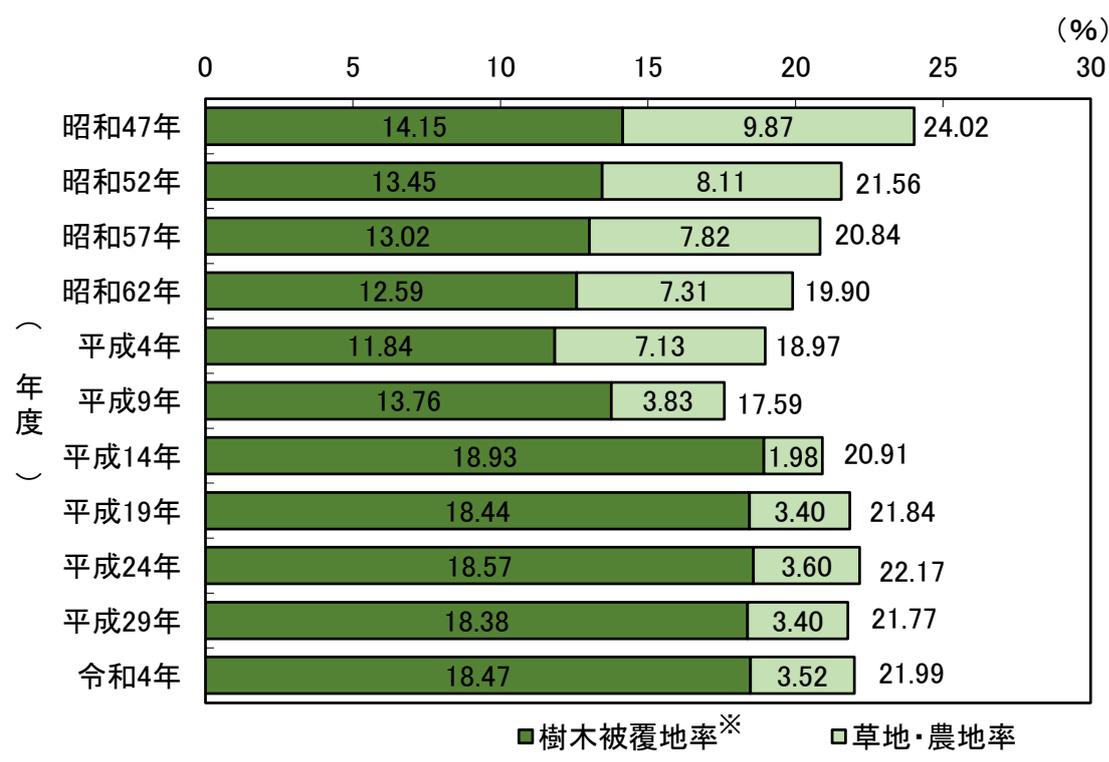
図:人工衛星からみた杉並区(夏季)の都市熱環境

4 杉並区のみどりの概要

1) 緑被の状況

緑被率は、令和4年度（2022年度）調査の21.99%と平成29年度（2017年度）調査の21.77%とで比較すると、0.22ポイント増加しました。緑被地面積は、7.52ha増加して749.06haとなりました。農地を除いて、樹木被覆地、草地、屋上緑化それぞれ増加しています。特に、草地が緑被率の増加に寄与しています。草地の増加は、公園や大規模民間施設において芝生広場が整備されたことによるほか、建替等に伴い一時的に裸地となった箇所に繁茂した草を緑被地として抽出されたことによります。樹木被覆地の増加の要因は、街路樹や住宅等に植栽された樹木の成長に伴い、緑被地面積が大きくなったためと考えられます。そのほか、公共施設、大規模民間施設で屋上緑化が進み、面積増加につながっています。

【緑被率の経年変化】



■ 樹木被覆地率※ □ 草地・農地率

※本図の樹木被覆地率には屋上緑化率も含まれている。

【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5年(2023年)3月

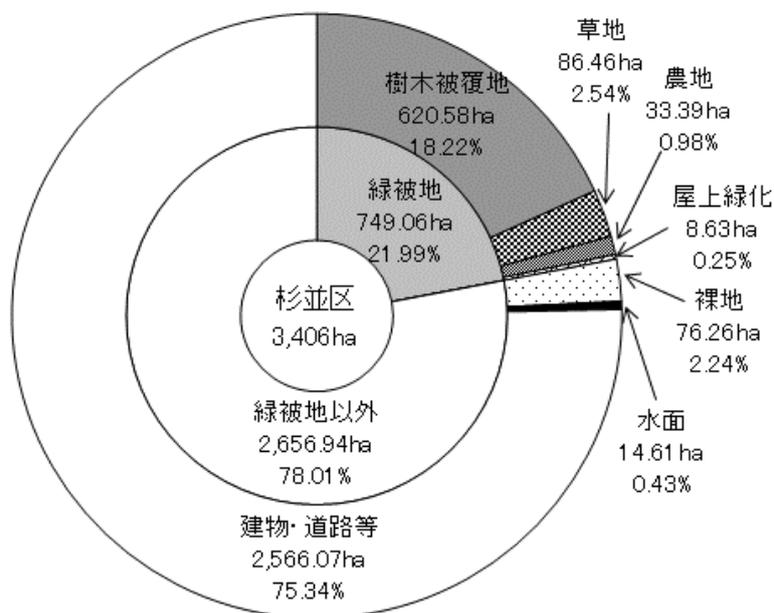
【緑被項目別の推移】

項 目	平成29年度		令和4年度		R04-H29	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	増減(ポイント)
樹木被覆地	618.21	18.15	620.58	18.22	2.37	0.07
草 地	80.55	2.37	86.46	2.54	5.91	0.17
農 地	35.12	1.03	33.39	0.98	▲ 1.73	▲ 0.05
屋上緑化	7.66	0.23	8.63	0.25	0.97	0.02
緑 被 地	741.54	21.77	749.06	21.99	7.52	0.22
裸 地	83.83	2.46	76.26	2.24	▲ 7.57	▲ 0.22
水 面	13.41	0.39	14.61	0.43	1.20	0.04
建物・道路等	2,567.22	75.37	2,566.07	75.34	▲ 1.15	▲ 0.03
区 全 体	3,406.00	100.00	3,406.00	100.00	—	—

※表中の合計、割合等は、計算の元となる数値を小数点第3位以下も入れ計算していることから、表に記載されている数値による計算結果と異なる場合がある。

【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5(2023)年3月

【緑被地等の構成比】



【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5年(2023)年3月

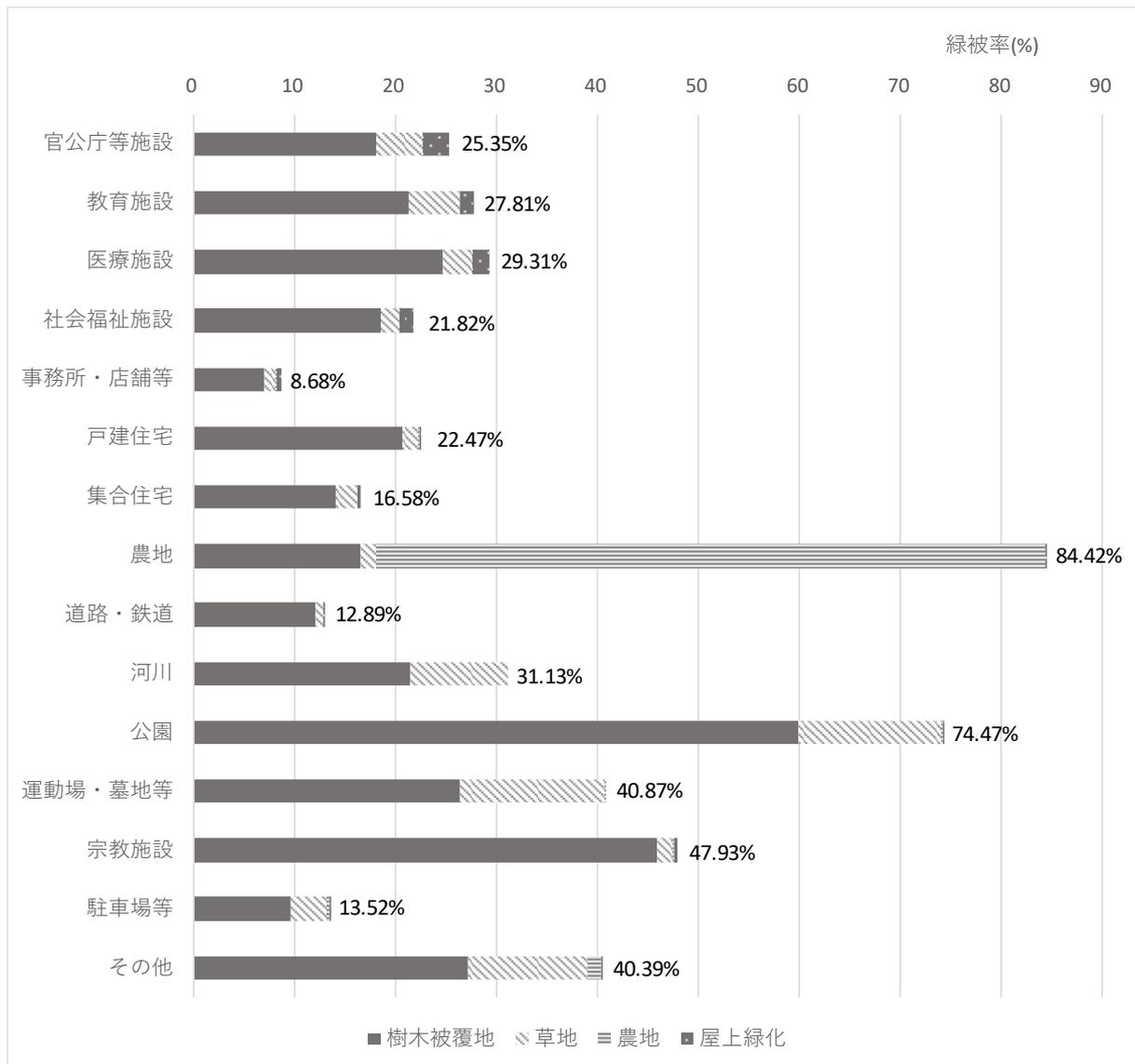
【土地利用別緑被状況】

上段:面積(ha) 下段:構成比(%)

土地利用区分	面積	緑被地				裸地	水面	建物・道路等	
		樹木被覆地	草地	農地	屋上緑化				
01 官公庁等施設	27.97	5.07	1.27	0.01	0.73	7.09	0.04	0.00	20.84
	-	18.12	4.55	0.05	2.62	25.35	0.15	0.00	74.50
02 教育施設	152.07	32.41	7.65	0.13	2.11	42.30	26.94	0.01	82.82
	-	21.31	5.03	0.09	1.38	27.81	17.72	0.01	54.46
03 医療施設	17.07	4.21	0.51	0.00	0.28	5.00	0.08	0.00	11.98
	-	24.65	3.00	0.00	1.66	29.31	0.48	0.00	70.20
04 社会福祉施設	27.79	5.14	0.52	0.01	0.40	6.06	1.02	0.00	20.71
	-	18.51	1.86	0.02	1.43	21.82	3.68	0.00	74.51
05 事務所・店舗等	229.13	16.09	2.53	0.16	1.12	19.90	1.45	0.00	207.78
	-	7.02	1.10	0.07	0.49	8.68	0.63	0.00	90.68
06 戸建住宅	1,189.24	245.20	20.06	1.29	0.65	267.20	7.19	0.00	914.86
	-	20.62	1.69	0.11	0.05	22.47	0.60	0.00	76.93
07 集合住宅	715.22	100.57	14.97	0.24	2.83	118.60	6.43	0.02	590.17
	-	14.06	2.09	0.03	0.40	16.58	0.90	0.00	82.52
08 農地	45.74	7.58	0.70	30.34	0.00	38.62	0.84	0.00	6.28
	-	16.56	1.53	66.32	0.01	84.42	1.84	0.00	13.74
09 道路・鉄道	608.32	73.83	4.42	0.13	0.02	78.40	0.64	0.72	528.56
	-	12.14	0.73	0.02	0.00	12.89	0.10	0.12	86.89
10 河川	26.50	5.68	2.57	0.00	0.00	8.25	0.02	13.41	4.82
	-	21.44	9.69	0.00	0.00	31.13	0.09	50.60	18.18
11 公園	116.18	69.59	16.55	0.11	0.28	86.52	13.36	0.38	15.93
	-	59.90	14.24	0.09	0.24	74.47	11.50	0.33	13.71
12 運動場・墓地等	42.41	11.22	6.05	0.07	0.00	17.33	3.41	0.00	21.66
	-	26.45	14.26	0.16	0.00	40.87	8.05	0.00	51.08
13 宗教施設	53.39	24.50	0.88	0.05	0.17	25.59	0.71	0.06	27.03
	-	45.89	1.64	0.09	0.31	47.93	1.33	0.11	50.63
14 駐車場等	103.80	9.97	3.67	0.38	0.02	14.04	12.09	0.01	77.66
	-	9.61	3.53	0.36	0.02	13.52	11.65	0.01	74.82
15 その他	35.08	9.54	4.12	0.49	0.02	14.17	2.04	0.00	18.87
	-	27.20	11.74	1.39	0.06	40.39	5.82	0.00	53.79
合計	3,406.00	620.58	86.46	33.39	8.63	749.06	76.26	14.61	2,566.07
	-	18.22	2.54	0.98	0.25	21.99	2.24	0.43	75.34

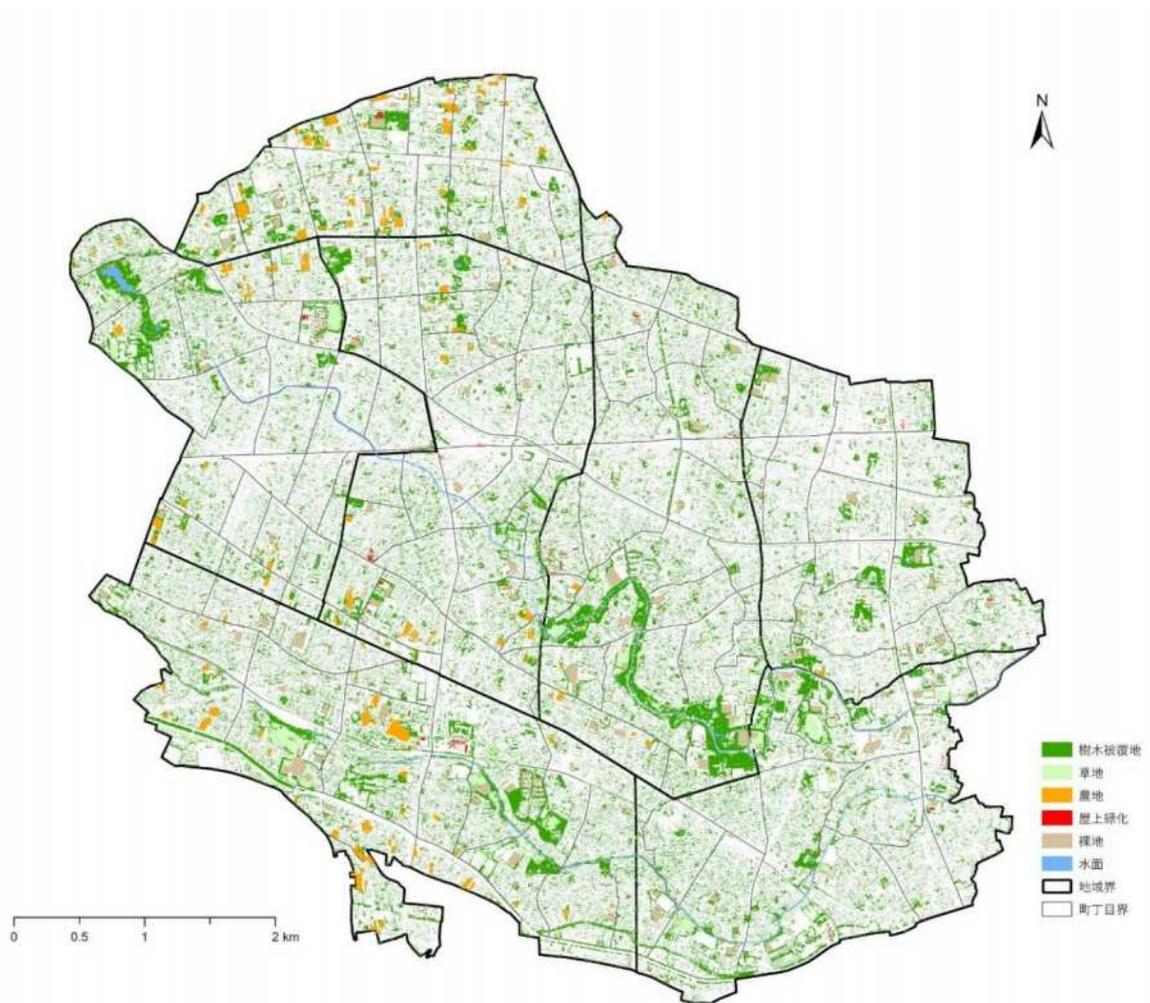
【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5(2023)年3月

【土地利用別の緑被率内訳】



【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5年(2023年)3月

【区全体の緑被地等分布図】



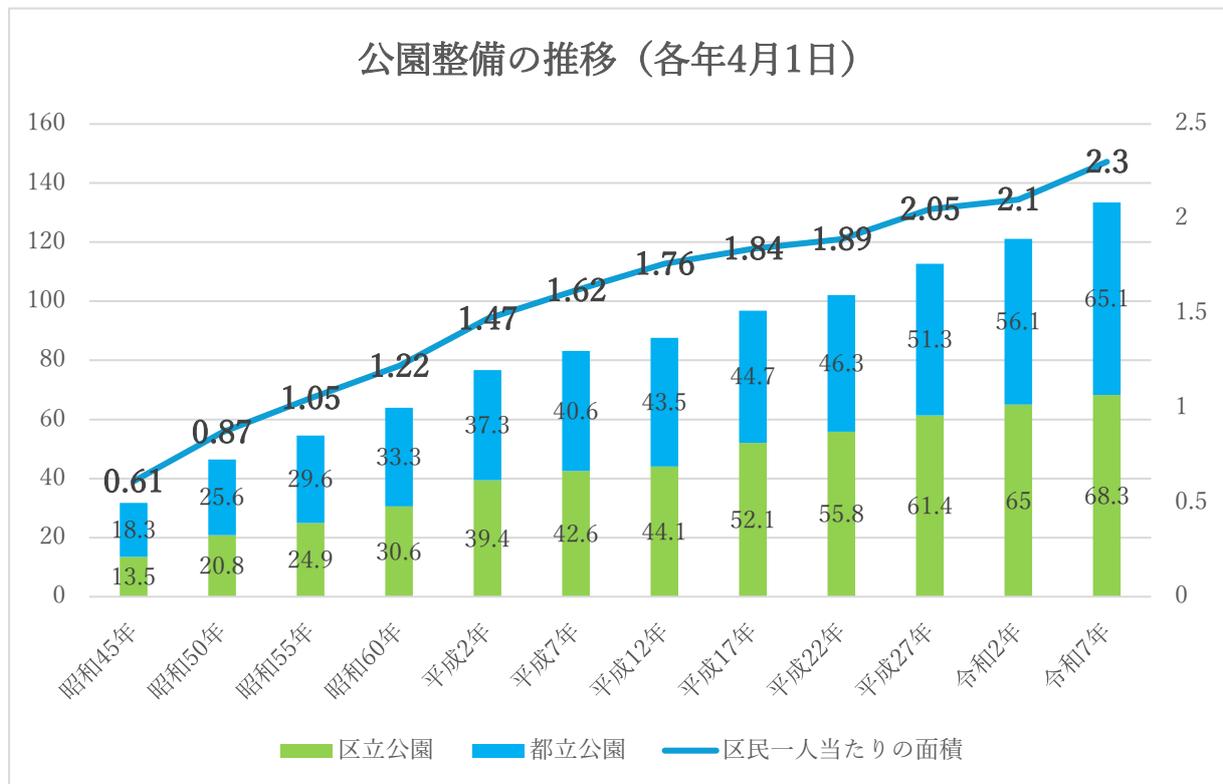
【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5(2023)年3月

2) 公園の状況

杉並区内の公園・緑地には、都立公園・緑地、区立公園・緑地、児童遊園があります。令和5年（2023年）4月1日現在、総面積は約129haです。

総面積の内訳を見ると、区立公園・緑地、児童遊園が約66.8ha（335箇所）、都立公園・緑地が約62.2ha（5箇所）です。杉並区民一人当たりの公園面積（都立公園・緑地を含む）は2.25㎡/人です。公園面積及び区民一人当たりの公園面積は、都市公園法による市街地における都市公園の整備標準5㎡/人と比較すると低い整備状況にありますが、統計を開始した昭和45年（1970年）から現在に至るまで着実に増加しています。

【杉並区内の公園・緑地及び杉並区民一人当たりの公園面積の推移（各年4月1日）】



令和7年（2025年）4月1日現在

3) 樹木の状況

令和4年度(2022年度)に調査した樹木の総本数は32,724本でした。平成29年度(2017年度)に調査した樹木の総本数と比較すると、約3,190本減少しました。

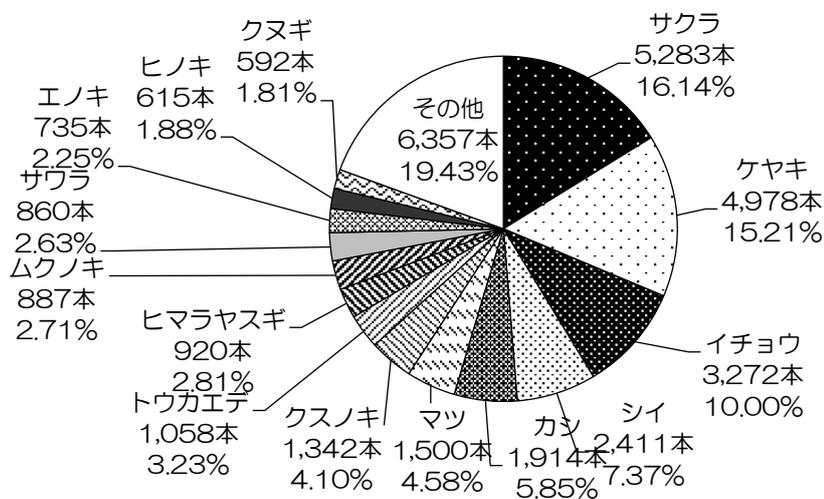
樹種別の樹木本数は、サクラが5,283本で最も多く、次いでケヤキが4,978本、イチョウが3,272本でした。

【樹種別樹木本数】

NO.	樹種	H29	R4	増減 (R4-H29)
		本数(本)	本数(本)	
1	サクラ	5,945	5,283	▲ 662
2	ケヤキ	5,373	4,978	▲ 395
3	イチョウ	3,499	3,272	▲ 227
4	シイ	2,415	2,411	▲ 4
5	カシ	2,140	1,914	▲ 226
6	マツ	1,730	1,500	▲ 230
7	クスノキ	1,444	1,342	▲ 102
8	トウカエデ	1,051	1,058	▲ 131
9	ヒマラヤスギ	1,163	920	▲ 105
10	ムクノキ	985	887	▲ 98
11	サワラ	955	860	▲ 95
12	エノキ	790	735	▲ 55
13	ヒノキ	-	615	-
14	クスギ	626	592	▲ 34
15	その他	7,798	6,357	▲ 1,441
区全体		35,914	32,724	▲ 3,190

【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5(2023)年3月

【樹種別樹木本数】



【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5年(2023)年3月

4) 樹林の状況

令和4年度(2022年度)に調査した300㎡以上の樹林の面積は、128.34haでした。平成29年度(2017年度)の調査と比較すると約1割減少しました。樹林の箇所数は、503箇所と約2割減少しています。

特に、公園林が減少しており、都立和田堀公園、善福寺川緑地の一時的な工事による影響が大きいと考えられます。次いで、屋敷林も減少しており、宅地として開発される過程において屋敷林の消失や樹林面積の減少がありました。

一方、その他の民間施設林は箇所数、面積ともに増加しています。主に、集合住宅等の樹木が成長し、調査対象の樹林が新たに追加されたことによると考えられます。

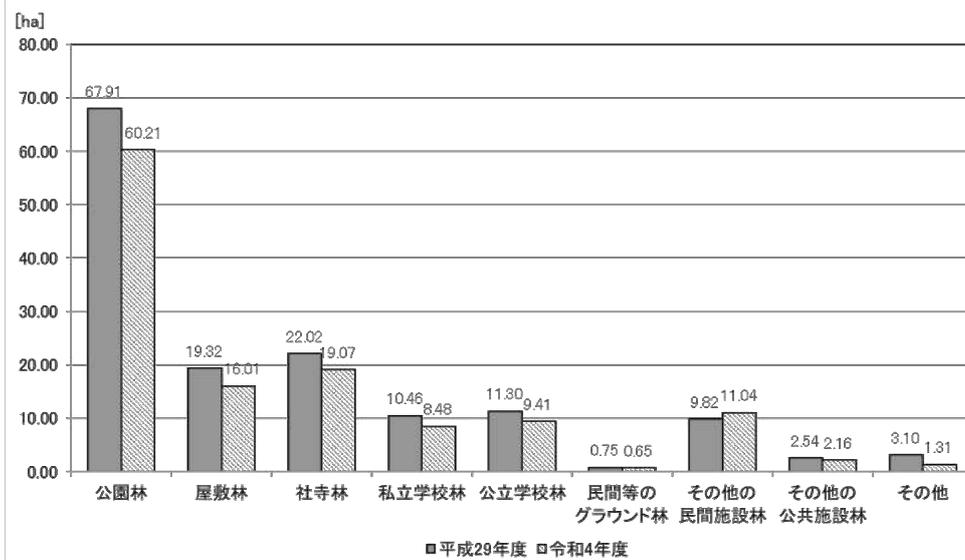
【樹林形態別箇所数及び面積の推移】

上段：箇所数 下段：面積(ha)

樹林形態	平成29年度	令和4年度	増減
公園林	217	146	▲ 71
	67.91	60.21	▲ 7.70
屋敷林	157	135	▲ 22
	19.32	16.01	▲ 3.31
社寺林	78	59	▲ 19
	22.02	19.07	▲ 2.95
私立学校林	22	21	▲ 1
	10.46	8.48	▲ 1.98
公立学校林	66	55	▲ 11
	11.30	9.41	▲ 1.89
民間等のグラウンド林	2	2	0
	0.75	0.65	▲ 0.10
その他の民間施設林	42	51	9
	9.82	11.04	1.22
その他の公共施設林	22	19	▲ 3
	2.54	2.16	▲ 0.38
その他	28	15	▲ 13
	3.10	1.31	▲ 1.79
区全体	634	503	▲ 131
	147.24	128.34	▲ 18.90

【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5年(2023年)3月

【形態別樹林面積の推移】

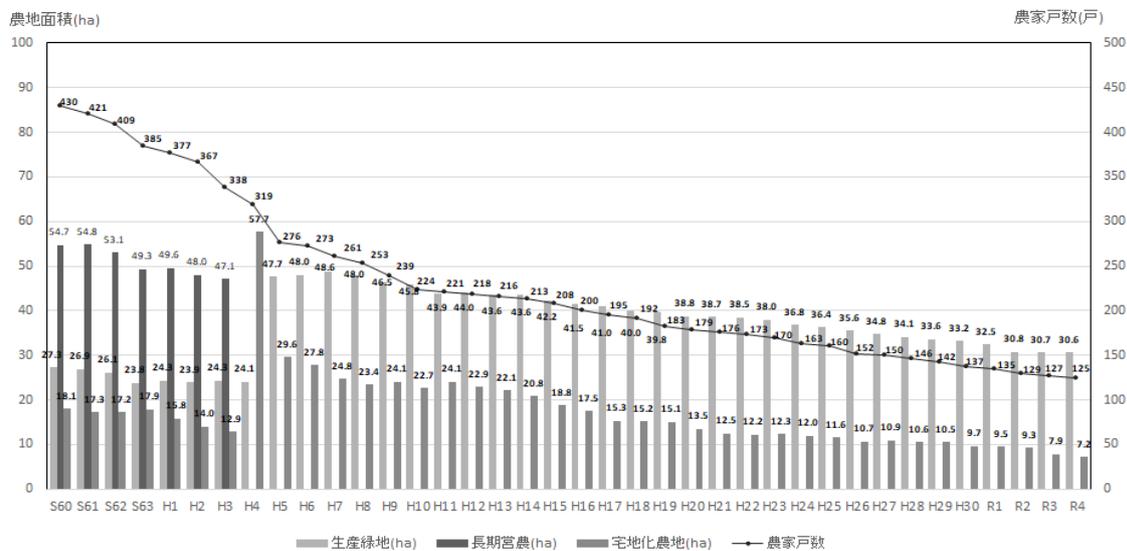


【出典】「令和4年度杉並区米どりの実態調査報告書」令和5年(2023年)3月

5) 農地の状況

令和4年(2022年)4月1日現在、杉並区の農地は37.8haあり、区面積の約1.1%にあたります。農地面積は、昭和60年度(1985年度)を100とすると令和4年度(2022年度)では37.8と面積比で4割以下に減少しています。農家戸数は、昭和60年度(1985年度)の430戸に対して令和4年度(2022年度)では125戸と3割以下にまで減少しています。生産緑地地区に指定された農地は平成4年度(1992年度)の生産緑地法改正を機に増加しますが、その後は減少が続き、令和4年度(2022年度)には30.6haとなっています。

【農地の現状】



各年度4月1日現在

【出典】「令和4年度杉並区米どりの実態調査報告書」令和5年(2023年)3月

6) 屋上緑化の状況

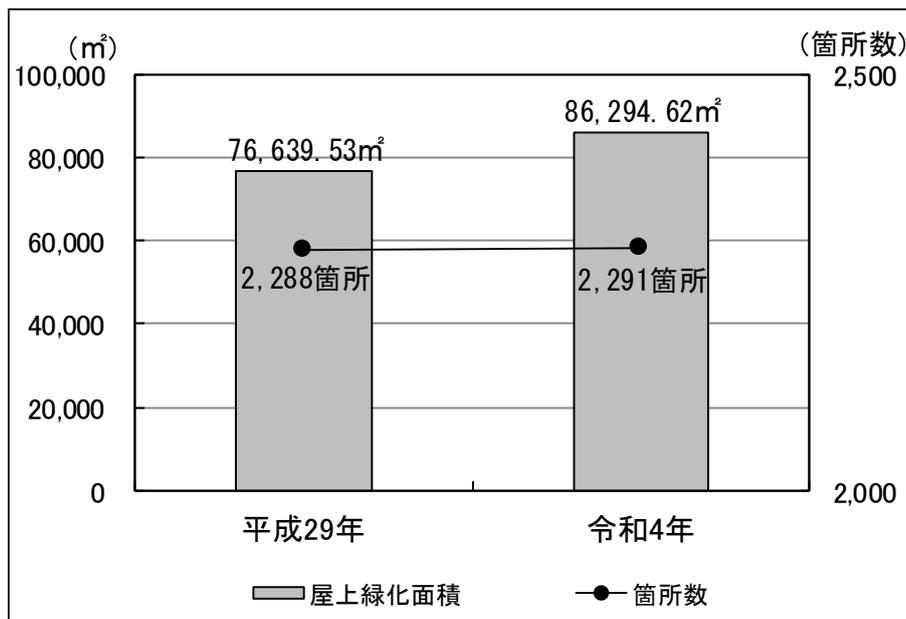
令和4年度(2022年度)に調査した屋上緑化は、2,291箇所・86,294.62㎡でした。平成29年度(2017年度)の調査と比較すると、3箇所・9,655.09㎡増加しています。

建築面積規模別の屋上緑化の箇所数は、「50㎡以上100㎡未満」665箇所と最も多く、次いで「100㎡以上200㎡未満」567箇所と続きます。一方、建築面積「50㎡未満」の箇所数は少ない状況です。屋上緑化には一定の屋上面積が必要なため、50㎡未満の小規模建物に屋上緑化することは難しいと考えられます。

区内の屋上緑化面積は、「1,000㎡以上」建築面積が約半分を占めています。大規模建築物が屋上緑化面積の確保に大きく寄与していることがわかります。

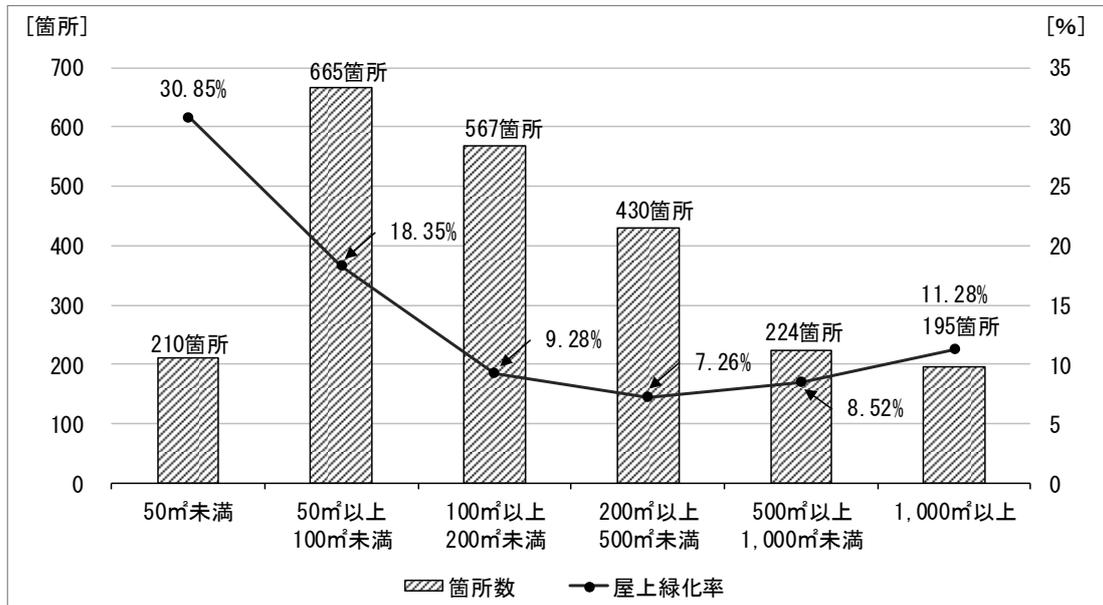
屋上緑化率は、分母となる建築面積が大きくなるにつれて減少しやすいですが、500㎡以上の建築物では増加に転じていることから、大規模建築物で屋上緑化を積極的に導入していることが考えられます。

【屋上緑化の推移】



【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5(2023)年3月

【建築面積規模別の屋上緑化の箇所数及び屋上緑化率】



【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5年(2023年)3月

7) 景観重要樹木

景観法及び杉並区景観計画等に基づき、区の景観を形成する上で特に重要な樹木を将来にわたり保存していくため、1本の景観重要樹木を指定しています。

【景観重要樹木一覧】

指定年度	樹種	所在地
平成 28 年度	ケヤキ	西荻北四丁目 38 番 6 号（区立坂の上のけやき公園）

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在

8) みどりの文化財の状況

杉並区指定天然記念物の樹木が 4 本、東京都指定天然記念物が 2 箇所あります。

【杉並区指定天然記念物一覧】

種別	名称	所有者	所在地	指定年度
植物	荻窪八幡神社の コウヤマキ 1 本	荻窪八幡神社	上荻四丁目 19 番 2 号	昭和 60 年度
植物	尾崎熊野神社の クロマツ 1 本	尾崎熊野神社	成田西三丁目 9 番 5 号	昭和 61 年度
植物	和泉熊野神社の クロマツ 1 本	和泉熊野神社	和泉三丁目 21 番 29 号	平成 2 年度
植物	宗源寺の ラカンマキ 1 本	宗源寺	下高井戸四丁目 2 番 3 号	平成 7 年度

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在

【東京都指定天然記念物一覧】

名称	所有者	所在地	指定年度
大宮八幡社叢	宗教法人大宮八幡宮	大宮二丁目 3 番 1 号	昭和 8 年度
横倉邸のケヤキ並木	個人	高井戸東三丁目 16 番	昭和 10 年度

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在

9) 貴重木

区の保護樹木のうち、美観の維持等に資する樹木で、杉並区みどりの条例施行規則に定める基準に該当する樹木（巨樹、珍木、景観木）を指定しています。

【貴重木一覧】

No.	指定年度	指定番号	樹種	形態	町	丁目
1	平成 12 年度	1	ケヤキ	独立木（巨樹）	上井草	2
2	平成 12 年度	2	ケヤキ	独立木（巨樹）	井草	2
3	平成 12 年度	3	モチノキ	独立木（珍木）	荻窪	1
4	平成 12 年度	4	モッコク	独立木（珍木）	荻窪	1
5	平成 12 年度	5	ハクウンボク	独立木（珍木）	荻窪	1
6	平成 26 年度	6	ケヤキ	独立木（巨樹）	南荻窪	2
7	平成 26 年度	7	イチョウ	独立木（巨樹）	上井草	1
8	平成 12 年度	8	ケヤキ	独立木（巨樹）	上荻	3
9	平成 12 年度	9	ケヤキ	独立木（巨樹）	下井草	2
10	平成 12 年度	10	クスギ	独立木（珍木）	下井草	2
11	平成 12 年度	11	ケヤキ	独立木（巨樹）	善福寺	2
12	平成 26 年度	12	クスノキ	独立木（巨樹）	大宮	2
13	平成 26 年度	13	クスノキ	株立（巨樹）	大宮	2
14	平成 26 年度	14	クスノキ	独立木（巨樹）	井草	2
15	平成 12 年度	15	ケヤキ	独立木（巨樹）	成田西	3
16	平成 26 年度	16	ムクノキ	独立木（巨樹）	清水	3
17	平成 26 年度	17	エノキ	株立（巨樹）	堀ノ内	2
18	平成 26 年度	18	クスノキ	独立木（巨樹）	久我山	4
19	平成 12 年度	20	ギンモクセイ	独立木（珍木）	松ノ木	1
20	平成 14 年度	21	ケヤキ	独立木（巨樹）	高井戸東	3
21	平成 14 年度	22	ボダイジュ	株立（珍木）	大宮	2
22	平成 14 年度	23	ウラジロガシ	独立木（珍木）	大宮	2
23	平成 14 年度	24	ケヤキ	独立木（巨樹）	清水	2
24	平成 26 年度	25	クスノキ	独立木（巨樹）	久我山	4
25	平成 14 年度	26	ラカンマキ	独立木（珍木）	下高井戸	4
26	平成 14 年度	27	クロマツ	独立木（巨樹）	和泉	3
27	平成 14 年度	28	モッコク	独立木（珍木）	和泉	3
28	平成 14 年度	29	クロガネモチ	独立木（珍木）	善福寺	2

No.	指定年度	指定 番号	樹種	形態	町	丁目
29	平成 14 年度	30	ゴヨウマツ	独立木 (珍木)	善福寺	2
30	平成 14 年度	31	アトラスシーダー	独立木 (巨樹)	善福寺	2
31	平成 14 年度	32	ケヤキ	独立木 (巨樹)	阿佐谷北	1
32	平成 28 年度	35	ラカンマキ	独立木 (珍木)	高円寺南	2
33	平成 14 年度	36	ケヤキ	独立木 (巨樹)	阿佐谷北	1
34	平成 14 年度	37	ケヤキ	独立木 (巨樹)	南荻窪	2
35	平成 14 年度	38	ケヤキ	独立木 (巨樹)	南荻窪	2
36	平成 14 年度	39	ケヤキ	独立木 (巨樹)	南荻窪	2
37	平成 28 年度	40	タイサンボク	独立木 (珍木)	上荻	2
38	平成 14 年度	41	クロマツ	独立木 (巨樹)	成田西	3
39	平成 14 年度	42	コウヤマキ	独立木 (珍木)	上荻	4
40	平成 14 年度	43	イチヨウ	独立木 (巨樹)	大宮	2
41	平成 14 年度	44	ケヤキ	独立木 (景観木)	荻窪	1
42	平成 14 年度	45	アカマツ	独立木 (景観木)	荻窪	2
43	平成 14 年度	46	アカマツ	独立木 (景観木)	荻窪	2
44	平成 14 年度	47	ケヤキ	独立木 (巨樹)	上井草	4
45	平成 14 年度	48	シラカシ	独立木 (珍木)	上井草	4
46	平成 14 年度	49	カキノキ	独立木 (珍木)	大宮	1
47	平成 28 年度	51	タラヨウ	株立 (珍木)	宮前	3
48	平成 28 年度	52	サンゴジュ	株立 (珍木)	宮前	3
49	平成 28 年度	53	ヒマラヤスギ	独立木 (巨樹)	和泉	4
50	平成 28 年度	54	イヌガヤ	独立木 (珍木)	宮前	3
51	平成 28 年度	55	コブシ	独立木 (珍木)	和田	2
52	平成 28 年度	56	ケヤキ	株立 (巨樹)	堀ノ内	3
53	平成 28 年度	57	カイヅカイブキ	独立木 (珍木)	梅里	1
54	平成 28 年度	58	カイヅカイブキ	独立木 (珍木)	梅里	1
55	平成 28 年度	59	カツラ	独立木 (珍木)	下高井戸	5
56	平成 29 年度	60	カキノキ	株立 (珍木)	方南	2
57	平成 31 年度	61	カイヅカイブキ	独立木 (珍木)	高井戸東	1
58	平成 26 年度	101	ケヤキ	株立 (景観木)	西荻北	4
59	平成 26 年度	102	クスノキ	独立木 (巨樹)	荻窪	2
60	平成 26 年度	103	アメリカスズカケノキ	独立木 (巨樹)	和田	3

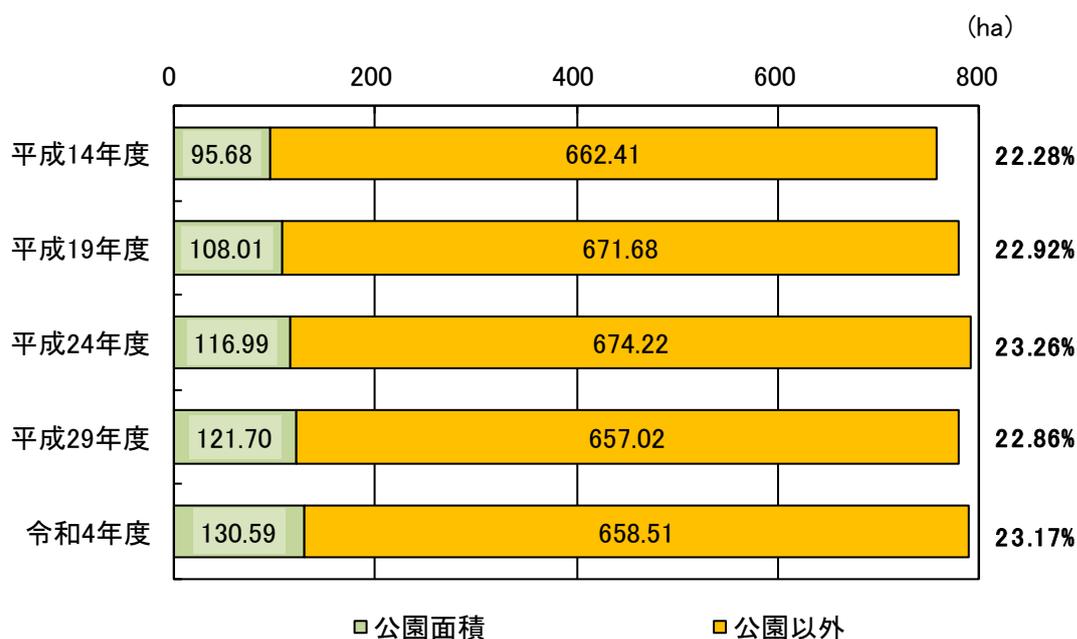
No.	指定年度	指定 番号	樹種	形態	町	丁目
61	平成 26 年度	105	アメリカスズカケノキ	独立木 (巨樹)	松ノ木	1
62	平成 26 年度	106	シナサワグルミ	独立木 (珍木)	松ノ木	1
63	平成 26 年度	108	ヒマラヤスギ	独立木 (巨樹)	荻窪	3
64	平成 26 年度	109	スダジイ	独立木 (巨樹)	久我山	5
65	平成 26 年度	110	ヒマラヤスギ	独立木 (巨樹)	今川	3
66	平成 27 年度	111	アカマツ	株立 (巨木)	久我山	5
67	平成 27 年度	112	クロマツ	独立木 (巨樹)	堀ノ内	2
68	平成 27 年度	114	クロガネモチ	独立木 (珍木)	善福寺	4
69	平成 27 年度	115	フウ	独立木 (珍木)	和田	3
70	平成 27 年度	116	イチョウ	独立木 (巨樹)	和田	3
71	平成 27 年度	118	ヤマグワ	独立木 (珍木)	和田	3
72	平成 27 年度	119	コブシ	独立木 (珍木)	高井戸東	1
73	平成 27 年度	120	アキニレ	独立木 (珍木)	上高井戸	1
74	平成 28 年度	121	シダレヤナギ	独立木 (珍木)	清水	3
75	令和 5 年度	122	ケヤキ	独立木 (巨樹)	成田西	3

令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日現在

10) みどり率の状況

東京都では「緑の東京計画」(平成12年(2000年)12月)においてみどりの指標として「みどり率」を設定しています。「みどり率」とは樹林等の緑被に公園や水面等のオープンスペースを加えた面積が、対象とする地域面積に占める割合を示したものです。令和4年度調査によると、平成29年度と比較して22.86%から23.17%に増加しました。

【みどり率の推移】



【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5年(2023年)3月

11) 緑視の状況

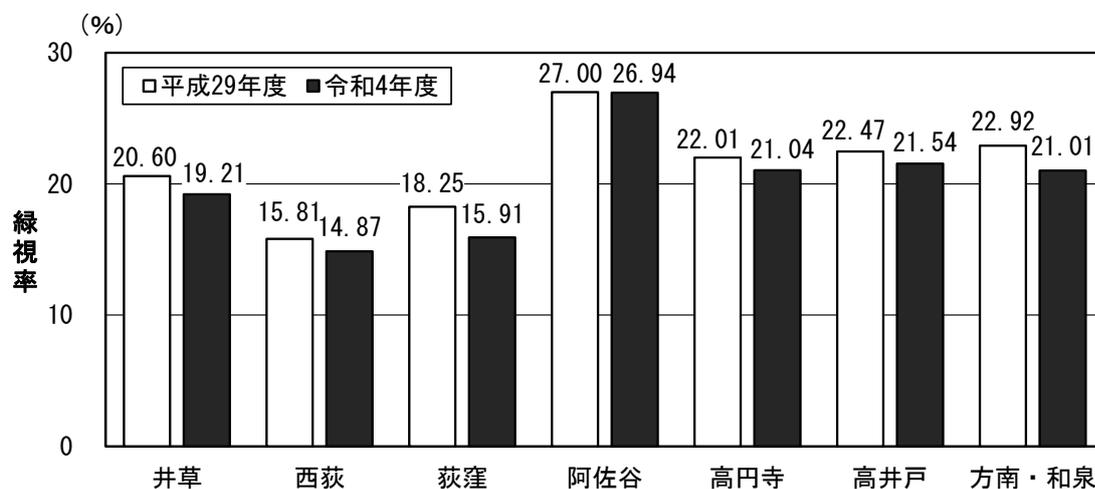
令和4年度（2022年度）に調査した71地点の平均緑視率は、20.09%でした。平成29年度（2017年度）の調査と比較すると、1.21ポイント減少しました。

【緑視率の結果】

地域	測量地点数	平均緑視率（%）		増減 R4-H29
		平成29年度	令和4年度	
井草	10	20.60	19.21	▲ 1.39
西荻	10	15.81	14.87	▲ 0.94
荻窪	10	18.25	15.91	▲ 2.34
阿佐谷	10	27.00	26.94	▲ 0.06
高円寺	10	22.01	21.04	▲ 0.97
高井戸	10	22.47	21.54	▲ 0.93
方南・和泉	11	22.92	21.01	▲ 1.91
区全体	71	21.30	20.09	▲ 1.21

【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」 令和5年(2023年)3月

【地域別緑視率の結果と推移】



【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」 令和5年(2023年)3月

12) 接道部緑化の状況

令和4年度(2022年度)に調査した接道部緑化率は、総延長 22.68% (451,095.7m) でした。平成29年度(2017年度)の調査と比較すると、1.93ポイント(25,248m)減少しました。

接道部状況の推移を見ると、「緑化有り」が平成29年度(2017年度)から25,248m減少、「緑化余力有り」が11,877m減少しました。一方、「緑化余力無し」は、90,565m増加しています。

比較的規模の大きな住宅等が複数の敷地に分割され建て替わり、一戸当たりの接道部が小さくなったため、「緑化有り」が減少しています。また、一戸当たりに必要な駐車スペースや出入口が必要なため、「緑化余力無し」が増加しています。

【接道部緑化の現況】

大分類	種別	平成29年度	令和4年度	増減 (R4-H29)	全接道部に対する 割合(%)
		延長(m)	延長(m)		
緑化有り	生垣	81,143.2	86,530.2	5,387	4.35
	植込・植樹帯	298,856.1	271,719.9	▲ 27,136	13.66
	緑化フェンス	12,908.5	12,453.0	▲ 456	0.63
	その他緑化	83,436.2	80,392.6	▲ 3,044	4.04
	小計	476,344.1	451,095.7	▲ 25,248	22.68
緑化余力有り	ブロック塀	156,987.5	183,244.6	26,257	9.21
	万年塀	25,378.1	20,947.4	▲ 4,431	1.05
	フェンス	155,777.1	163,463.4	7,686	8.22
	その他の塀	139,902.9	85,499.1	▲ 54,404	4.30
	その他	34,488.7	47,503.0	13,014	2.39
	小計	512,534.3	500,657.4	▲ 11,877	25.17
緑化余力無し		946,921.9	1,037,487.2	90,565	52.15
区総計		1,935,800.3	1,989,240.3	53,440	100.00

【出典】「令和4年度杉並区みどりの実態調査報告書」令和5年(2023年)3月

13) みどりの変遷

(1) 東京近郊農村地帯から住宅地へ

杉並区は、大正12年(1923年)の関東大震災の発生前まで江戸、東京へ野菜を供給する農村地帯でした。台地上には畑が、低地には水田が広がっていました。関東大震災が発生すると、東京市内の被災者等が現在のJR中央線の駅周辺へと移り住み、宅地化が進行するとともに大規模な区画整理も実施されました。住宅地としての基盤が整えられると、畑等のみどりが減少しました。この戦前の区画整理により、区の北西部は基盤整備がされた良好な住宅地となりました。公共緑地である都市公園では、区画整理による公園として荻窪公園が昭和12年(1937年)に区立公園として初めて開設されました。大規模な民間グラウンドは、昭和10年(1935年)以降に多く整備されました。

(2) 戦後の急激な市街化によるみどりの減少

第二次世界大戦が始まると、一時的に宅地開発の波は穏やかになりました。戦後、昭和30年代をピークに急激な市街化がすすみ、住宅地として発展するのと同合わせ、農地や樹林地等のみどりが大幅に減少しました。さらに、河川の護岸はコンクリートで固められ、斜面林も次々と宅地化されました。宅地化はJR中央線駅周辺から拡がり、昭和50年代には区内の隅々まで宅地化されました。この間、昭和36年(1961年)には都立善福寺公園が開設され、多くの人々に利用されています。

(3) 住宅地の質的变化によるみどりの減少

近年、小さな面積の宅地開発や相続発生時の敷地の細分化に伴う屋敷林の伐採、農地の宅地化等により、僅かに残るまとまったみどりの減少も続いています。現在、本区における私有地のみどりは、民間グラウンド、社寺林、農地や屋敷林、宅地内のみどり(庭や接道部)等であり、区内のみどりの半数近くを占める貴重なものとなっています。

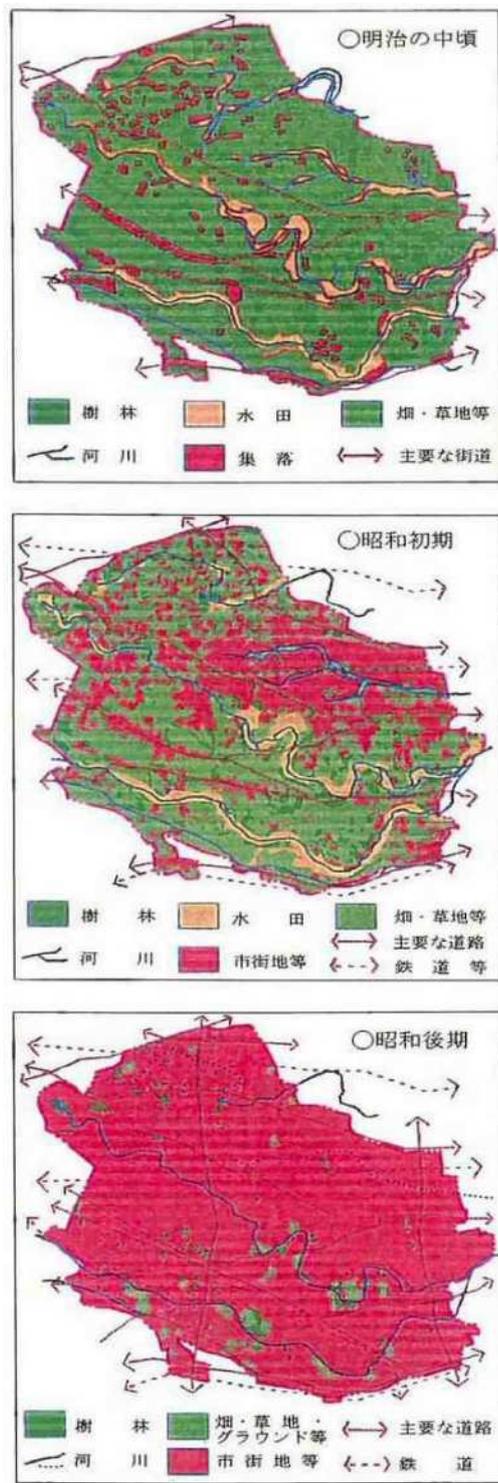


図15:みどりの変遷

【出典】「緑化基本調査」
 (平成9年(1997年)杉並区)

(4) 公園整備の推移

杉並区の公園整備は、昭和 12 年（1937 年）に開設された荻窪公園に始まり、昭和 25 年（1950 年）には関根文化公園等 9 園の区立公園が開設されました。その後、東京都から移管された公園等もあり、昭和 40 年（1965 年）には 49 箇所となりました。この間、昭和 32 年（1957 年）に、東京都では東京都市計画公園・緑地の見直しが行われ、杉並区内においては、和田堀、善福寺、高井戸の各公園、さらに、善福寺川、神田川、玉川上水の各緑地が都市計画決定されました。昭和 36 年（1961 年）には都立善福寺公園、昭和 39 年（1964 年）には都立和田堀公園と善福寺川緑地の一部が開設されました。

杉並区においては、昭和 45 年（1970 年）、様々な状況に対応するため、行政施策を具体的に展開していく長期行財政計画（現在の杉並区基本計画）が策定されました。その中で、杉並区内の公園を区民一人当たり 3 m²確保する整備目標が示されました。その後、この整備目標に基づき、区立公園の整備を計画的に進めています（現在：一人当たりの公園面積 5 m²確保目標）。昭和 60 年代に入ると、国有地を中心に規模の大きな公園が整備され、その後、民間グランド等跡地の公園整備により、杉並区立公園の総面積は大きく増加しています。

5 その他のみどりに関する方針・計画

●杉並区みどりのベルトづくり計画（平成17年（2005年）1月策定）＜抜粋＞

1. 杉並区のみどりと水のネットワークの現況

1) みどりの拠点及びみどりの軸の現況

平成14年度みどりの実態調査に基づく緑被分布図によると、杉並区のみどりは、善福寺川と神田川の河川沿い並びに区北部の地域に、公園緑地や樹林地、住宅の樹木、草地、農地などの緑被地が多く分布しています。

そのような状況を踏まえて本区のみどりの現況を特徴づけると、「西高東低」であり、また、「JR中央線付近を境に、北、南へ向かうにつれて緑が多くなる」といえます。このような特徴は、杉並区の市街化の進展と深くかかわっていると思われませんが、緑被状況を左右する要因の一つに河川の存在があります。

区内には善福寺川、神田川、妙正寺川等の中小河川が東西に流れ、地形は平坦な台地と河川沿いの低地でできています。市街化に伴って河川の存在や地形の変化がわかりにくくなっていますが、河川やその流域に残されてきた公園緑地などがこの緑被分布図からわかります。

現在、このような河川沿いの大規模な緑被地が区を代表するみどりの環境資源となっていますが、特に、和田堀公園・善福寺川緑地周辺、善福寺公園周辺、（仮称）高井戸公園周辺、柏の宮公園・塚山公園周辺が「みどりの拠点」として位置づけられています。

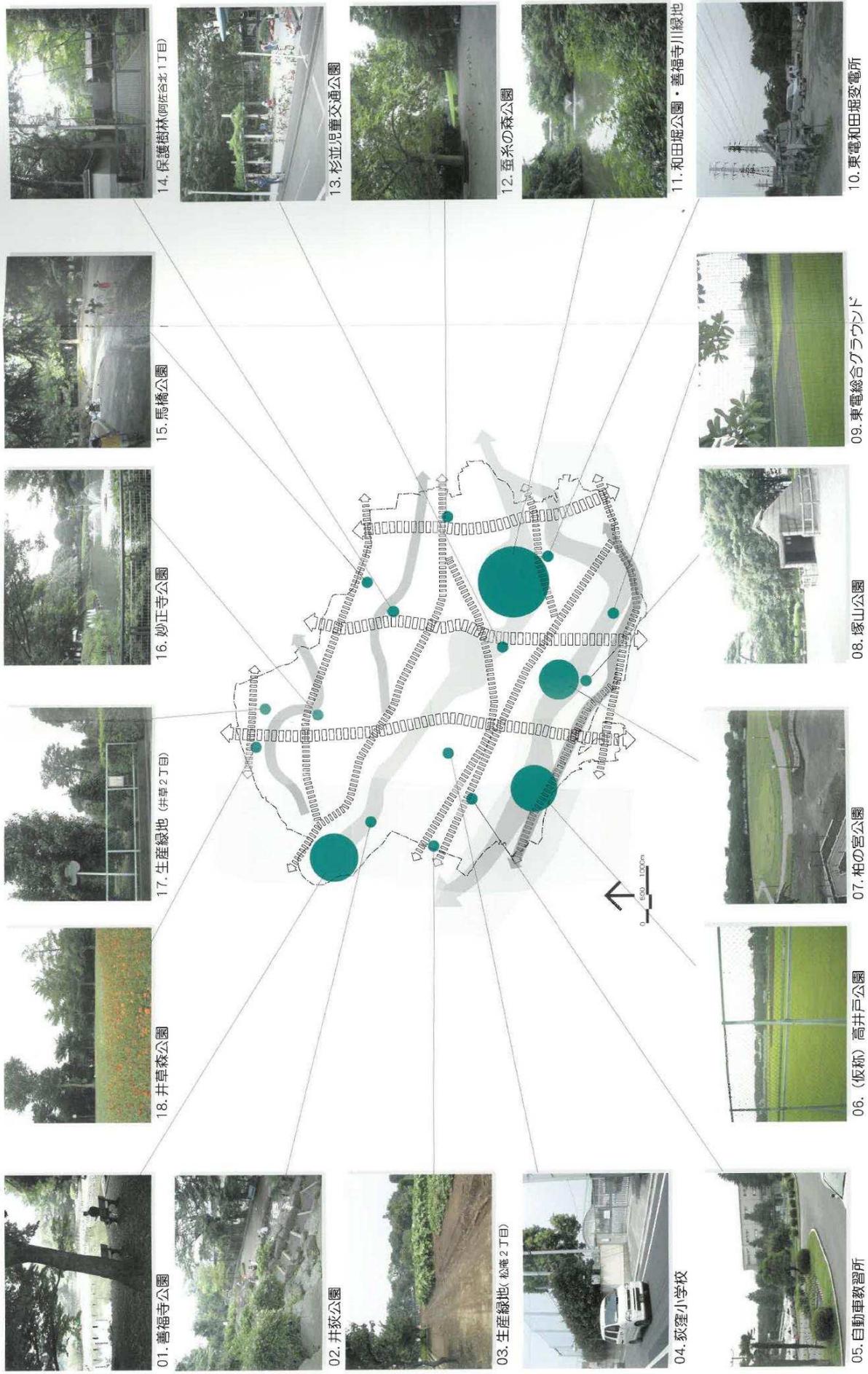
そして、この「みどりの拠点」を結びつけ、関連付けているものが善福寺川及び神田川の河川空間を中心とした奥行きのある「みどりと水の空間軸」であり、川の流域に残されてきた公園緑地や樹林地、屋敷林などの連続性がみどりの豊かさを実感させる地域のみどりやその拠点として存在しています。

あわせて、みどり豊かな遊歩道ネットワーク化に向けた、妙正寺川、旧井草川、旧桃園川、玉川上水などの「みどりと水のプロムナード」整備が図られ、また、その周辺の公園整備や樹林地等の保全などによってみどりのネットワーク形成が少しずつ進展している状況となっています。

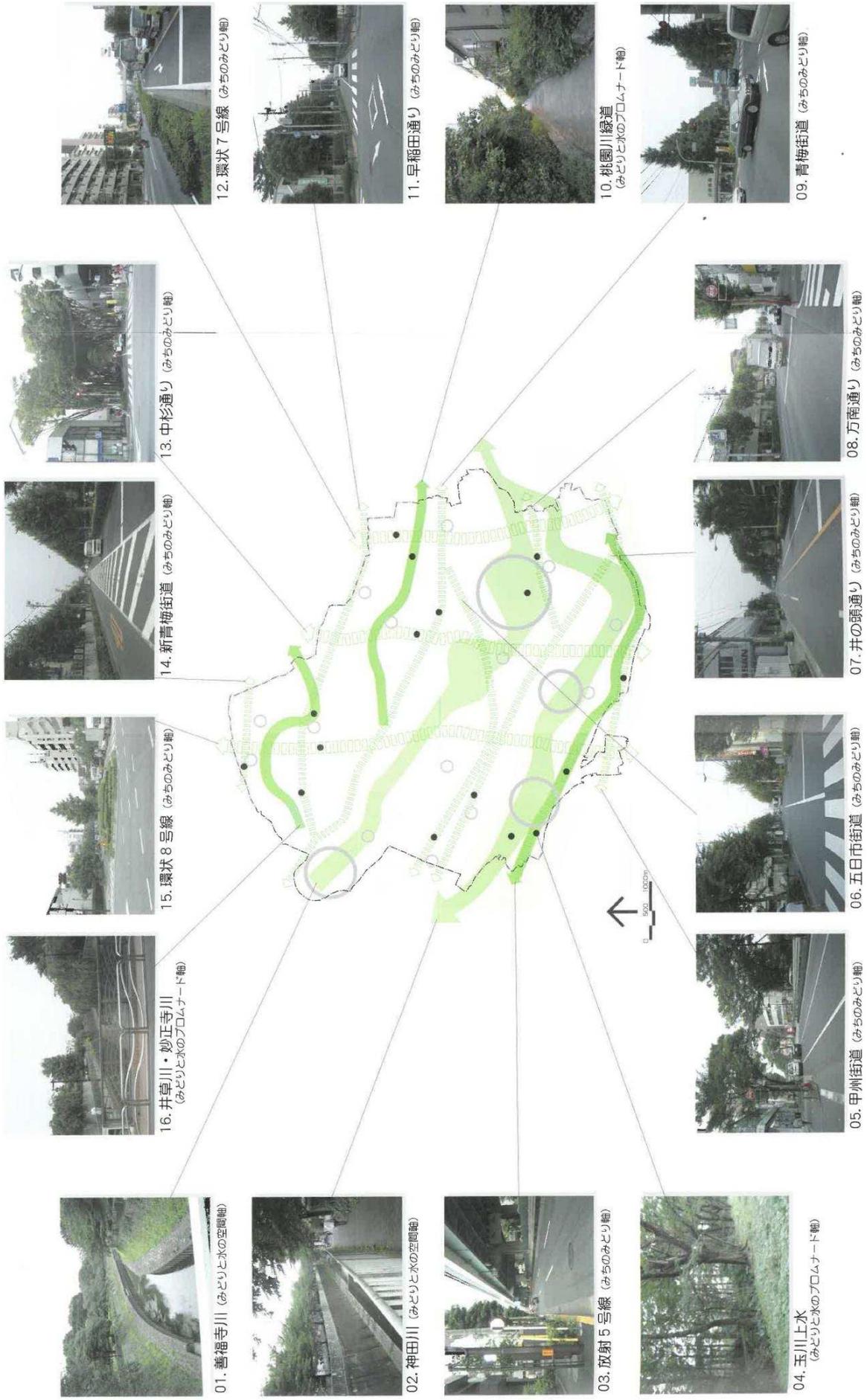
また、道路緑化の状況を見ると、環状7号線、8号線、五日市街道などをはじめとする幹線道路の環境整備関連事業に伴って、植栽帯の造成や並木植栽、それらの維持管理がなされ、「道路のみどりの軸」としての景観形成が図られています。

みどりのベルトづくり計画では、このような杉並区のみどりと水のネットワークの特性や実情を踏まえて、公園緑地、道路、河川などの連続したみどりや寺社林、樹林地、屋敷林、農地、学校・公共施設の樹木、生け垣などのみどりを活用しながら、みどりのベルトづくりを推進し、うるあいのある美しい「みどりの都市」杉並を実現していきます。

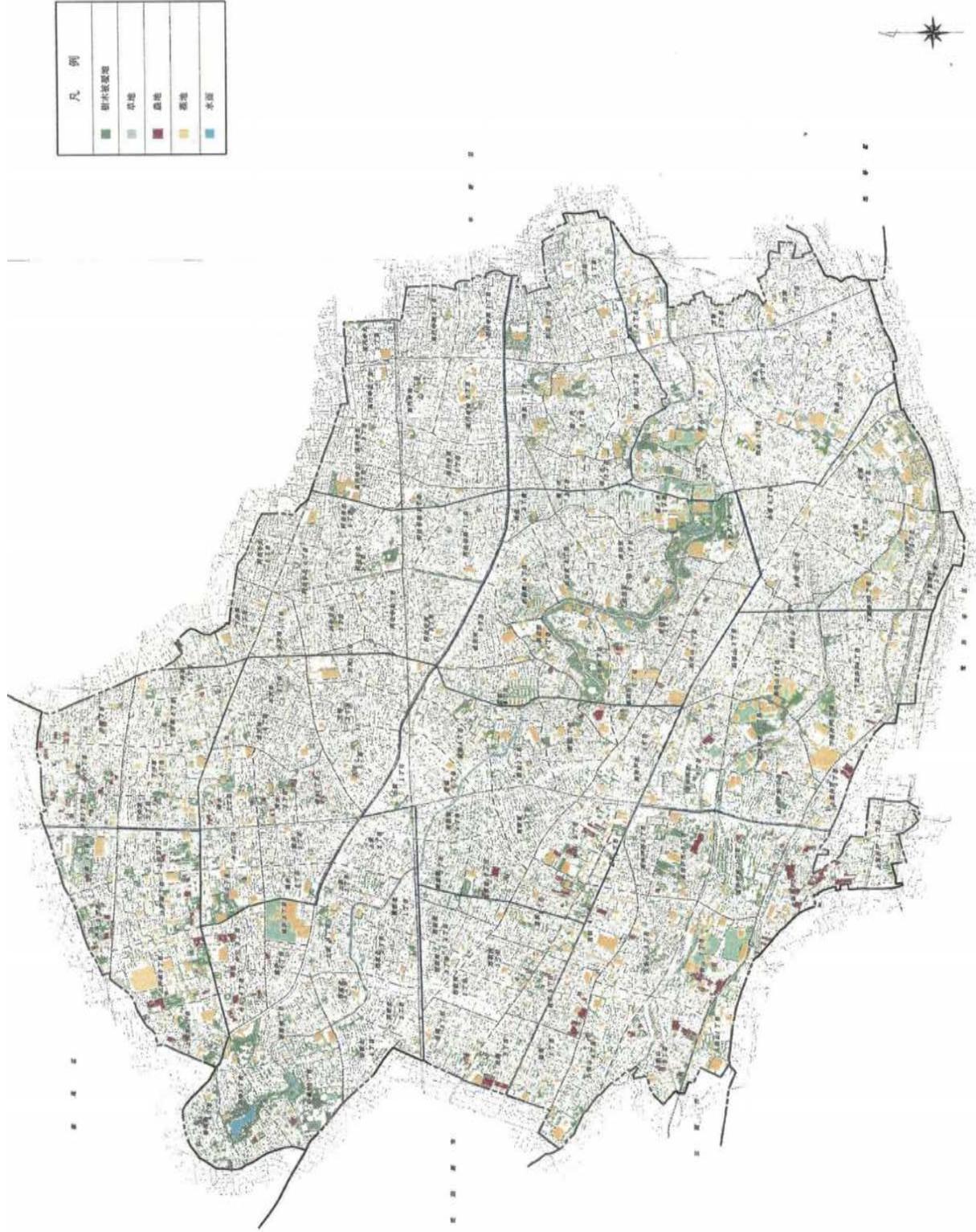
みどりの拠点



みどりの軸



2) 緑被分布図



2. みどりのベルトづくりの考え方

1) みどりのベルトとは

本区では、「区民が創る『みどりの都市』杉並」を目標に、みどりの豊かさが実感できるまちを実現する新たな緑化運動「みどりのベルトづくり」を、今後の重要施策に位置づけています。みどりのベルトとは、従来から考えられ、実施されてきた線としてのみどりよりも、周辺部分を含めたより広い「帯状のみどり空間」を指しており、この「帯状のみどり空間」を創出し、次世代へと引き継いでいく様々な取り組みの具体化と推進を図っていくものです。

2) みどりのベルトに期待される効果

みどりのベルトに期待される主な効果として、以下の5項目が考えられます。

①都市熱環境の改善

都市における大規模な緑地とそれに連なるみどりは、低温帯を形成するとともに、市街地への冷気の流入路となる「風の通り道」を形成します。そのことによって低温域を拡大し、ヒートアイランドを分断・縮小するという効果が期待されます。

②生物多様性の確保

都市化により多くの動植物が姿を消しつつある中、公園・緑地・農地等みどり豊かな環境は、地域の生き物の生息・生育空間を形成します。また、それらを結ぶ連続したみどりは、区内及び区を越えた生き物の移動経路となることから、生物多様性の向上の面で効果が期待されます。

③防災機能の向上

都市災害時の危険度が高い密集市街地では、帯状のみどりが延焼遮断帯を形成します。また、避難地となるオープンスペースと緑化された避難経路となることから、都市火災からの避難機能の充実と安全なまちづくりの面で効果が期待されます。

④生活ネットワークの形成

歴史・文化資源となるみどりや四季を感じるみどりなどを、通勤・通学・買い物・散策など日常の動線と結び付けることにより、みどりとふれあう機会の多い生活ネットワークの形成と、みどりが実感できるまちづくりの面で効果が期待されます。

⑤都市の景観形成

みどりは、潤いのある美しいまちをつくるために、欠かすことのできない大切な資源です。景観的アクセントとなるみどりの連なりは、良好な都市景観を形成するとともに、まちの個性の演出という面での効果が期待されます。

3) みどりのベルトの概念

①骨格となるみどりのベルト

区内のみどりと水の軸となる帯状のみどりのベルトで、みどりの基本計画で位置付けられた「みどりと水のネットワーク」を踏まえ、都立公園などの大拠点を結ぶ善福寺川・神田川沿いの「みどりと水の空間軸」や、妙正寺川・玉川上水・旧桃園川などの「みどりと水のプロムナード軸」、幹線道路・鉄道などの「みちのみどり軸」などを考えます。ベルトの幅の広がりについては、都市計画の制度、近景の整備等に配慮し、奥行き約 30m の連続したベルトの形成を想定します。例えば 30m 幅の幹線街路では、両側の奥行きを加えて、概ね 100m 幅のベルトとなります。

②身近なみどりのベルト

身近なみどりのベルトとは、生活の周りのみどりを結んでつくる連続した小さなベルトです。そのために、生垣や庭先のみどりを近くの公園や学校などのみどりと結んでみどりのベルトを造っていきます。ベルトの幅の広がりについては、骨格となるみどりのベルトと同様の理由により、奥行き約 30m の連続したベルトの形成を想定します。例えば、街路の両側の奥行きを加えれば、約 65m 以上のベルトづくりになります。身近なみどりのベルトには、「ルート型」と「地区型」があると考えます。

- a. ルート型… 通勤や通学、買い物、ジョギング、散策などの日常生活で利用する道路（ルート）に沿った接道部緑化や街路樹の整備、水路跡の緑化など、生活に身近なみどりのベルトの保全・創出を進めます。
- b. 地区型…… 宅地の庭や生垣、農地、寺社林、公共施設などの身近なみどりのネットワーク化を図り、地区内のみどりのベルトの面的な広がりを造っていきます。

③広域的な視点から見た連続したみどり

広域的な視点にたった連続したみどりについては、「東京らしいみどりをつくる新戦略」（平成 15 年 10 月、東京都都市計画審議会答申）では、本区が位置する「都市環境再生ゾーン」について、環状道路の整備等によるみどりの骨格の形成、河川による親水空間のみどり軸の形成、などを挙げています。この中で、環状 7 号線や環状 8 号線などの整備に合わせたみどりの連続性の確保や、神田川、玉川上水を軸にしたみどり空間の保全・創出を提案しています。このような、広域的な視点から見た連続したみどりもあるということを概念として整理しておきます。

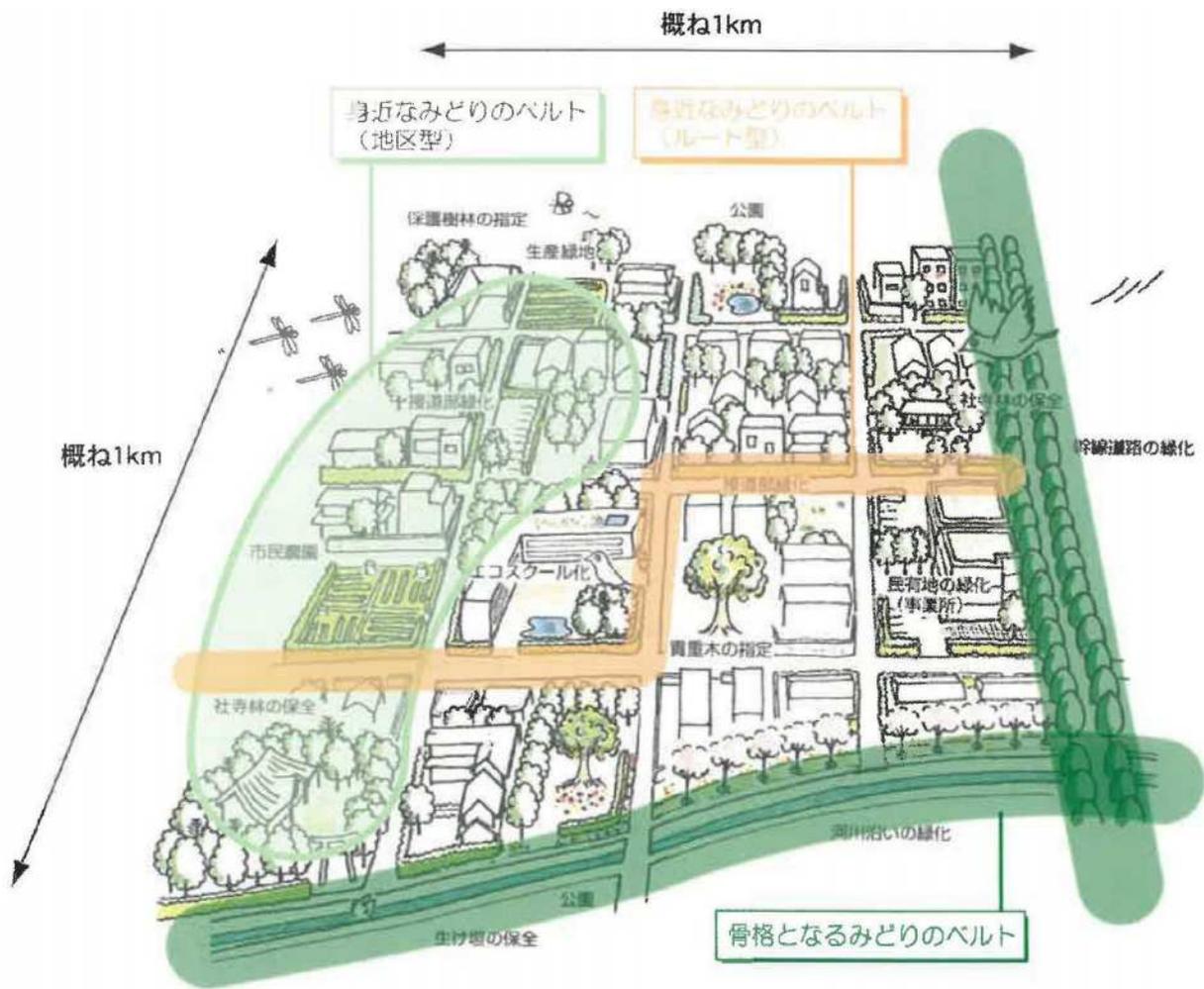


図 - 1 みどりのベルトの概念

3. みどりのベルトづくり基本計画

1) みどりのベルトづくり基本方針

以下に示す基本方針に基づき、みどりのベルトづくりをすすめます。

①「様々なみどり」の保全・創出によりみどりのベルトの形成を図ります。

公園や公共施設などの「みどり」と寺社や宅地などの「みどり」を結び、带状のみどりのベルトづくりを進めます。そこで、公園・道路・河川などの連続したみどりを活用するとともに、学校や公共施設の緑化、接道部の緑化、屋上緑化、樹林地や農地の保全などの、様々な緑化施策を総合的に推進します。また、生物多様性などみどりの質にも配慮しながら、規模や植生、形態、管理主体の異なる様々なみどりの一体的な保全・創出によりみどりのベルト形成を図っていきます。

②「小さい身近なみどりから大きな骨格のみどりへ」とつなげていきます。

生けがきや庭先の小さなみどりを丹念に増やし育て、それを近くの公園や学校などのみどりと結びつけ、身近なみどりのベルトの形成を図っていくとともに、それを都立公園や河川などの骨格となるみどりのベルトにつないでいきます。

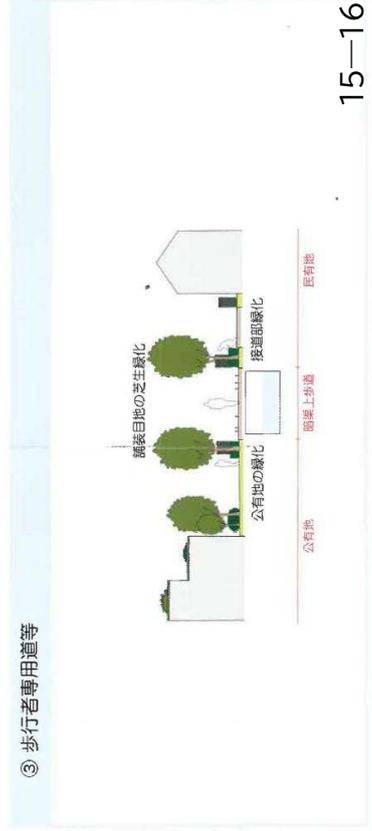
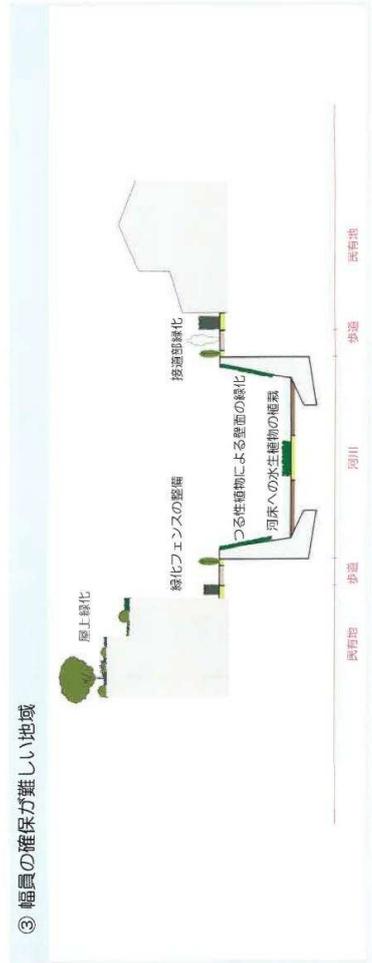
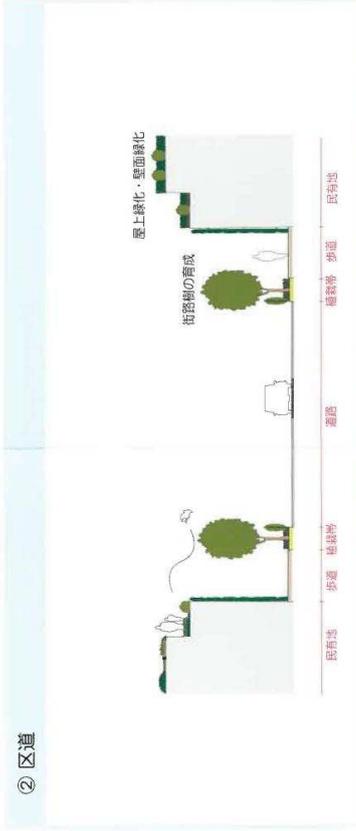
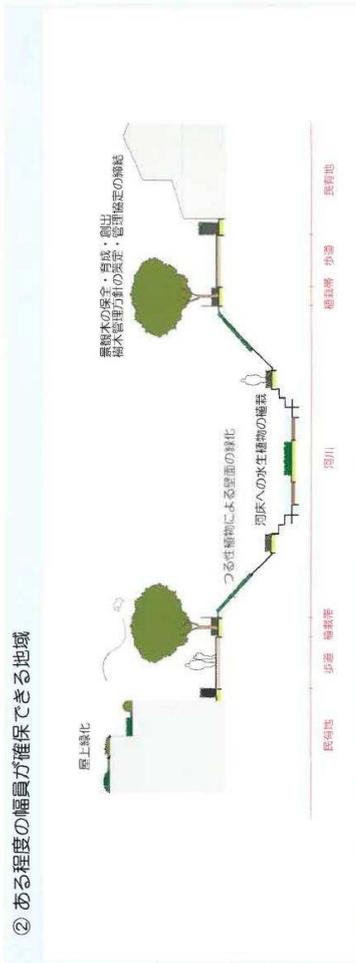
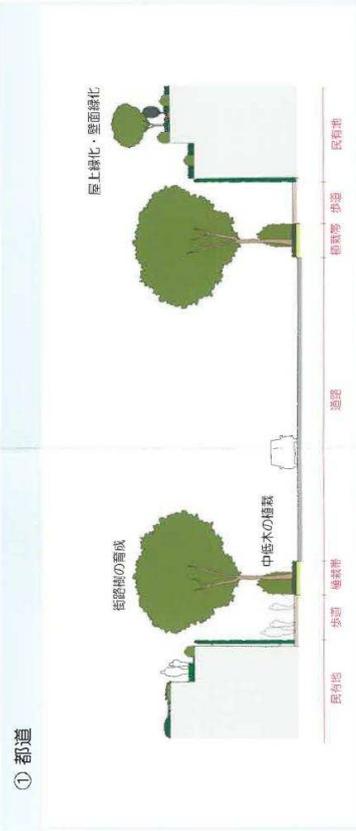
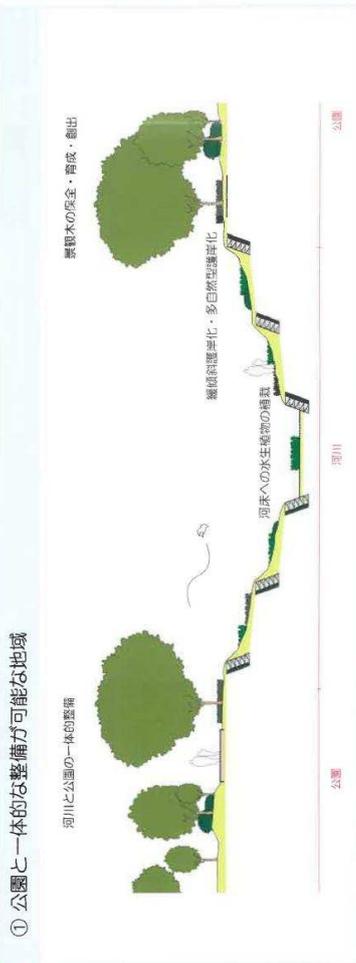
③区民・事業者及び区が協働してみどりのベルト形成を推進します。

みどりがもたらす恩恵とみどりがあわせもつ問題性を理解し合いながら、みどりを次の世代に引き継いでいく共有の財産として受け止め、区民・事業者及び区が協働してみどりのベルト形成に取り組んでいきます。

3) みどりのベルトづくりのイメージ

特に、骨格となるみどりのベルトづくりについては、以下のようなイメージとなります。

【河川沿い】



4) みどりのベルトづくりプログラム

みどりのベルトづくりの具体的なプログラムとして、以下のようなのが考えられます。

骨格となるみどりのベルト	身近なみどりのベルト	みどりをつなぐハードプログラム	新たな緑化運動のソフトプログラム
<p>大規模公園などの整備・改修 <small>豊島公園、和田公園、豊島川緑地、旗山公園、(仮称)高井戸公園、(仮称)新井中公園、(仮称)北の宮公園、(仮称)上井草公園</small></p> <p>河川の再整備・改修 <small>旗尾川、神田川、砂江川、玉川上水</small></p> <p>都道などの環境整備 <small>環状3号線、青梅街道、五日市街道、井の頭通り、中野通り、西武池袋線</small></p> <p>緑道などの環境整備</p> <p>駅・鉄道の緑化</p> <p>区立公園などの整備</p> <p>区道などの緑化 <small>区道、歩行者専用道、水防緑地、遊歩路、知るロード</small></p> <p>学校・公共施設の緑化</p> <p>樹林地、寺社林の保全・育成</p> <p>農地の保全</p> <p>グラウンド、駐車場などの緑化</p> <p>宅地の緑化</p> <p>事業所の緑化</p> <p>新しい緑化運動となるみどりのベルトづくりの展開</p> <p>みどりのベルトづくりを支える推進制度の充実</p> <p>みどりのベルト用地の確保</p> <p>まちづくり事業との連携によるみどりのベルトづくりの推進</p> <p>区民参加のみどりのベルトづくりの推進</p>	<p>1 都立公園の整備 大規模な区立公園の整備 既存公園のエコアップ</p> <p>4 河川の多自然型整備 河川沿いの緑地整備 河川沿いの民間緑地</p> <p>7 街路植栽の整備 沿道緑化 街路植栽の育成</p> <p>10 緑道のリフレッシュ</p> <p>11 駅・駅前広場などの再整備に伴う緑化 12 鉄道敷地・鉄道沿線の緑化</p> <p>13 区立公園の整備・リフレッシュ 14 まちかど広場の整備 15 既存公園のエコアップ</p> <p>16 区道の緑化 17 水溜などの緑化 18 商店街・アーケードの緑化</p> <p>19 学校などの外周部の緑化 20 学校内の緑化 21 学校などのエコアップ</p> <p>22 樹林地・寺社林の保全 23 樹林地・寺社林のエコアップ</p> <p>24 農地の保全 25 農業の育成</p> <p>26 グラウンド、駐車場の外周部の緑化 27 グラウンド、駐車場内の緑化</p> <p>28 宅地外周部の緑化 29 宅地内の緑化 30 宅地のエコアップ</p> <p>31 事業所外周部の緑化 32 事業所内の緑化</p> <p>33 みどりのベルトづくりの事業計画の策定 34 みどりのベルトづくりの担い手づくり 35 みどりのベルトづくりの事業化 36 緑化施策の総合的な展開</p> <p>37 緑化重点地区の拡大 38 みどりの条例の改正 39 みどりに関する視座の見直し 40 借上げ・買取りによる用地の確保 41 指定制度による用地の確保</p> <p>42 区域ごとのまちづくり事業との連携 43 河川・道路・公園の各事業との連携 44 みどりのリサイクル事業との連携 45 交通バリアフリー事業との連携</p> <p>46 区民参加による事業推進 47 区民参加による管理の実践 48 区民活動への支援</p>	<p>計画公園の整備の促進 計画公園の整備の促進 既存樹木の保全・育成 川床植栽/護岸改修/隣接公園と一体的整備 護岸の壁面緑化/遊歩道の緑化/並木・植栽帯・緑化フェンス等の整備/橋詰め広場の整備 河川との隣接部の緑化(生垣・緑化フェンス等)/景観形成木の保全・創出</p> <p>街路植栽の再整備/植栽帯の確保/路面の保水・透水性舗装 接道部緑化/屋上緑化/壁面緑化/ヒール・マンション出入口の緑化/セト/バックによる緑の確保 剪定方法の見直し/アダプト制度の導入</p> <p>既設緑道の再整備</p> <p>駅前広場植栽の再整備/駅舎の屋上・壁面緑化 平行道路と連携した緑化/防音壁・フェンスの緑化/植栽帯の確保</p> <p>不足地区での公園の整備促進/まちづくり事業に伴う公園整備 空地の活用による緑の広場整備 既存樹木の保全・育成/植生の多様化</p> <p>植栽帯の確保/道路の保水・透水性舗装/街路樹の再整備/ロードトレリスの整備 植栽帯の確保/舗装面の緑化 店先の緑化/窓辺・アーケード支柱などを活用した立体的な緑化</p> <p>保護樹緑化(生垣・緑化フェンス等) 保護樹林・保護樹木・貴重木の保全・育成/壁面緑化/英園等の整備/砂庭・園庭等の緑化/屋上緑化 植生の多様化/自然的環境保全・育成/エコアップの設置/ビオトープの整備/アール不使用時の生體的活用</p> <p>保護樹林・保護樹木・貴重木の保全・育成/緑地保全地区指定の検討/市民緑地の指定/特定保存樹林地の指定 植生の多様化/自然的環境保全・育成/エコアップの設置</p> <p>生産緑地などの維持/体験型農園・区民農園などによる保全 環境に優しい都市型農業の育成・支援</p> <p>接道部緑化(生垣・緑化フェンス等) 樹林・樹木の保全・育成/フェイルドや舗装面の緑化/緑化施設整備計画認定制度</p> <p>接道部緑化(生垣・緑化フェンス等)/出入口の緑化/景観形成木の保全・育成 樹林・樹木の保全・育成/貴重木の保全/建築計画時の緑化計画書の提出/庭の緑化/屋上緑化/壁面緑化 植生の多様化/生物の生息・生育環境となる植栽</p> <p>接道部緑化(生垣・緑化フェンス等)/出入口の緑化/景観形成木の保全・育成 樹林・樹木の保全・育成/貴重木の保全/建築計画時の緑化計画書の提出/屋上緑化/緑化施設整備計画認定制度</p> <p>みどりのベルトづくりプログラムの策定/モデル地区の設定/みどりのベルト形成重点地区の設定 地区計画制度などによる「みどりのまちづくり」の推進 みどりのベルトづくりプログラムの実施計画化と推進/モデル地区における事業の推進 各種緑化施策を総合的に活用したみどりのベルトづくり/普及・啓蒙の推進/シンポジウムの開催など</p> <p>緑化重点地区整備事業・緑化施設整備計画認定制度における緑化重点地区(みどりの基本計画)の拡大 地区ごとの協働による「みどりのまちづくり」の推進 相統給の納税猶予等の要請(国税)・固定資産税・都市計画税の減免(地方税)/住民税の減免(地方税)</p> <p>貴重な樹林地などの借上げ・買取り/まちかどの空地の借上げ・買取り/事業残地の活用/みどりの基金の活用 緑地保全地区の指定/市民緑地の指定/生産緑地の指定/特定保存樹林地の指定</p> <p>まちづくり地区のみどりのベルト形成指針の策定/関係部局への要請/緑地協定 都への要請/関係部署との連携 モデル地区における一体的事業の実施/みどりのリサイクルのモデル事業化 モデル地区における一体的事業の実施/バリアフリー整備にありせよみどりの連続性の確保</p> <p>計画・設計段階における区民参画/区民による事業提案/みどりの協定の推進 街路樹・緑道・公園などにおけるみどりのボランティア、花びかせ隊、公園育て組などの活動推進 みどりのベルトづくりの相談の充実/具体的活動への支援/みどりの基金の活用</p>	<p>第一書</p> <p>第二書</p> <p>第三書</p> <p>第四書</p> <p>第五書</p>

1. 杉並区のみどりのリサイクル推進の背景と現状

1) みどりのリサイクル推進の背景

近年、我が国では、平成 12 年の循環型社会形成推進基本法をはじめ、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法など、循環型社会をつくるための法律が整い、本格的なりサイクルの時代に入りました。

杉並区においても、平成 7 年度からびん・缶をはじめとする資源分別回収事業の本格化が進む中、平成 12 年に基本構想「杉並区 21 世紀ビジョン」を定め、人と自然と都市の活力が調和した「みどりの都市」を目指すことを宣言し、環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくることを目標として掲げました。

このような背景のもと、日常の緑の維持管理から発生する剪定枝・落ち葉等植物発生材についても可能な限り資源として利用することによって、可燃ごみを減らし、落ち葉や枯れ枝の腐植・分解によって土壌の生態系を豊かにしていくとともに、できるだけ環境に負荷を与えない住みよいまちを実現するために、みどりのリサイクル計画を策定する必要があります。

2) みどりのリサイクルの現状

●公的なみどり

区立公園、河川樹木、区道の街路樹および区立学校、区立施設の樹木剪定枝葉については、委託契約の中で資源化施設（区外）に持ち込むようにしています（平成 13 年度は 584t）。また、公園では一部、管理作業の中で職員が剪定枝葉をチップ化し、植え込み地に敷き均す方法もとっています（平成 13 年度は 18.4t）。

また、園地清掃などから集められる落葉については、平成 4 年度から希望する区民に配布するほか、平成 13 年度から大規模公園、小・中学校を対象に落ち葉溜めを順次設置し、その活用を図っています。

●私的なみどり

個人の庭木や屋敷林、寺社林、事業所などのみどりは、請け負った造園業者のほとんどが樹木剪定枝葉を清掃工場や中間処理施設で処分しています。また、個人の庭から出る剪定枝葉は可燃ごみ扱いとなっているため、大半がそのような収集処理がなされ、清掃工場で焼却処分されていると考えられます。また、落ち葉についても同様で、敷地の中に落ち葉溜めやコンポスト容器を設置して推肥化している人もいれば、燃えるごみとして処分している人もいます。

2. みどりのリサイクルの基本方針と計画事項

1) みどりのリサイクルの考え方

日常の緑の維持管理から発生する落ち葉や剪定枝葉などの植物発生材を、環境に負荷を与える燃えるごみとして処分するのではなく、可能な限り資源として利用し、自然循環させることによって持続可能な社会実現の一翼を担っていきます。

これからは、落ち葉や剪定枝葉などは有効な資源として利用していくを考えます。

2) みどりのリサイクルの基本方針

- ①その木から発生したものはその木に還すなど、できるだけ敷地内処理を追及します。生態系、自然の物質循環を意識したリサイクルを基本とします。
- ②公的なみどりのリサイクルを率先して進め、私的なみどりのリサイクル活動を促します。
- ③公的なみどりのリサイクルと私的なみどりのリサイクル活動の連携とネットワーク化を図ります。
- ④多段階型のリサイクルとします。発生抑制（リデュース）や再利用（リユース）なども考え、個人や地域の実情に合わせて取り組める幅広いメニューを考えます。
- ⑤トータルで見たときに環境への負荷がかからないリサイクルとします。
- ⑥リサイクル意識の高い区民が、リサイクル活動をしやすい仕組みをつくります。

3) みどりのリサイクルの計画事項

- ①公的なみどりのリサイクルについて、公園・河川・道路・区立学校・公共施設などから出る剪定枝葉、落ち葉、刈草・除草くず、さらには既存の樹木などのリサイクル方法を、種類別に定めます。
- ②私的なみどりのリサイクルについて、家庭や事業所で実施するリサイクルの方法や考え方をできるだけわかりやすく示します。また、個人や地域の実情にあった活動を拡大するよう、リサイクル活動への区の支援策を検討します。
- ③みどりのリサイクル事業推進のために、公的なみどりのリサイクルと私的なみどりのリサイクル活動の連携・ネットワークの仕組みなどを提案し、活動体制や推進制度のあり方を明確にします。

3. みどりのリサイクル計画

1) みどりのリサイクルの意義とメリット

落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどの植物発生材は、自然の循環の中では土の上につもり、微生物など分解者のえさとなり、土壌の養分となってふたたび植物を育てます。

落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどはごみではなく有効な資源です。落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどの植物発生材を、敷地の植込みに敷き均したり、落ち葉溜めなどで腐葉土や堆肥に変えて、土に還しましょう。健康な土壌を育てるとともに、生態系の保全にもなります。

幹や太い枝は土留めや花壇柵などにも使えます。また、機械でチップにして土の通路に敷き均せば雑草の発芽防止にもなります。無駄は一切ありません。

今日から環境への負荷を減らし、循環型社会形成のためにみどりのリサイクルを始めましょう。

2) 公的なみどりのリサイクル

公園・河川・道路、区立学校、公共施設など、公的な空間のみどりについて、各施設管理者は、敷地内処理を基本にさらにリサイクルを進めていきます。そのために、植え込み地（敷き均し場所）の整備・拡充や、必要なところに落ち葉溜めの設置を図ります。改築などに伴う既存樹木についてもできるだけ保全・活用します。

①剪定枝葉のリサイクル

- i 剪定枝葉はできるだけそれが発生した場所に還します。
 - ・各施設職員の樹木手入れから発生した剪定枝葉はできるだけチップ化したり、ハサミで小さく切って植え込み地等に敷き均します。
- ii 公園・河川・道路、区立学校、公共施設などの樹木剪定を業者委託で行う場合、
 - a チップ化したものを植え込み地などに敷き均しますが、あまり厚くならないよう注意します。状況を見てもとの場所に戻せない場合は資源化施設に搬入します。
 - b 幹や太い枝については、特に公園や学校ではビオトープづくり、ベンチ、遊具や樹名板など、幅広く活用します。他の施設では選別して可能なものはリサイクル拠点へ搬入します。
 - c 資源化施設で処理した堆肥やチップを区に還元することも考えます。

②落ち葉のリサイクル

- i 植え込み地内の落ち葉は、特に必要のある場合を除き、除去せずに自然の分解に委ねます。
- ii 公園で発生した落ち葉は、植え込み地や植え樹などに、できるだけ掃き戻します。植え込み地に掃き戻せない場合は、公園用落ち葉溜めに持ち込みます。
- iii 公園で発生した落ち葉のうち、良質なものは、希望する区民に配布します。また、落ち葉溜めでできた堆肥についても、希望する方にお渡しします。
- iv 区立学校には計画的に落ち葉溜めを設置し、落ち葉を堆肥化しながらみんなでリサイクルについて学び、再利用します。
 - a 環境学習の一環として、子どもたちが校内の落ち葉を集めます。
 - b 総合的な学習の時間などを使って、土壌生物観察や堆肥化のプロセスを学びます。落ち葉溜めは、学習に向けた観察しやすいものを工夫します。また、虫の数や種類の調査、ごみ埋め実験などをおして自然の物質循環や生態系を学びます。
 - c ビオトープづくりなどで生物を呼ぶためにも落ち葉は必要です。
 - d できた腐葉土や堆肥は学級園や花壇で使用します。
- v 他の公共施設についても、必要なところに落ち葉溜めを設置し、敷地内処理によるリサイクルを進めます。

③刈草、除草くずのリサイクル

- i 除草したときの刈草や除草くずも、敷地内で乾燥させ、腐植化させてリサイクルします。
- ii 公園・河川・道路、区立学校、公共施設などのまとまった除草を業者委託で行う場合は、乾燥させるようにしてできるだけ敷地内に戻しますが、状況によっては資源化施設へ搬入します。

④既存樹木の保全・活用

公共施設の改築などに伴って発生する樹木は、樹形や根の状況など総合的な観点からみて移植できるものは保全・活用します。



3) 私的なみどりのリサイクル

個人の庭木や屋敷林・寺社林、事業所など私的なみどりの発生材について、できることからリサイクルを進めます。

まず最初は、落ち葉などを敷き均しができるように植え込み地を広げたり、花壇柵や縁石で仕切りをします。枝葉などのチップを厚く敷き均すと、虫やキノコが発生することもありますので、気をつけましょう。また、樹木が多い所は、落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどは一旦落ち葉溜めなどにストックし、腐葉土や堆肥に変えて、土に戻しましょう。

①家庭や事業所などでできるみどりのリサイクル

その1 一落ち葉などで自家用堆肥をつくる。

- i 落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどを一ヶ所に集めてリサイクル資源として保存し、可燃ごみを減らしましょう。
- ii 庭などの空いている場所に、剪定枝葉等の発生材を集めておけるスペースを作ります。落ち葉溜めを設置するのも良いでしょう。
- iii 庭などの手入れから発生した剪定枝葉や落ち葉、除草ごみなどを、かさばらないようチップにしたり、ハサミで小さく切って積んでおきます。
- iv 放って置くと量も小さくなって腐葉土化していきます。時々かき混ぜて堆肥化を促進し、有用な土壌改良材を生産しましょう。

その2 一落ち葉などで庭や畑のマルチングをする。

- i マルチングとは土壌被覆のことで、乾燥や多湿を防ぐために樹木や作物の根回りをわらなどで覆う栽培法です。
- ii 落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどの層で地面を覆うことによって、この層が樹木や作物を保護し、雑草の繁茂を防ぎ、土の中に水分を保ちます。このため、乾燥した場所では重要な方法となっています。
- iii このようにマルチングは、落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどを敷き均して再利用しながら同時に庭や畑の土壌を改良できる優れた方法です。

その3 一落ち葉などで庭や畑の土を良くする。

- i 落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどの有機物が土壌中で分解すると黒色味を増し、腐植化して土壌改良が進み、有機肥料化することができます。
- ii 落ち葉などの有機物は土の中に水分を保ちます。
- iii 固い土や乾燥した土など、改良したい場所に穴を掘り、落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどを敷き均した上に土を覆います。
- iv 落葉樹の落ち葉は良い腐植土になるので特にお勧めです。

その4 一植木屋さんに頼んだときも、できるだけリサイクルを考えます。

- i 植木屋さんに庭木の手入れを頼んだ場合、できるだけ、枝葉はチップにしたり、ハサミで小さく切って植え込み地に戻しましょう。できたら穴を掘ってもらい、埋め戻したり敷き均します。
- ii ご自分で庭の手入れをして幹や太い枝が出たら、花壇柵や土留めなどに工夫して利用します。

その5 一庭木の保全活用（発生抑制）

- i 改築などの際は、可能な限り既存樹木をその場に残すか、敷地内での移植を考えます。
- ii 敷地内に残せない樹木については、グリーンバンク制度を活用するなどして保全・活用を考えます。

※ 区では、事業者による開発計画などの際は、区条例に基づいて既存樹木の保全・活用について指導を行っています。

②区の支援

- i リサイクルの助成制度を開始します。
 - a 推肥化容器助成の充実
 - b 落ち葉溜め設置助成の検討
- ii 家庭向けみどりのリサイクル講座の開催
- iii チップ化サービスの検討

4) みどりのリサイクル事業推進のために

公園、河川、道路、区立学校、公共施設などでのリサイクルと私的なみどりのリサイクル活動の連携・ネットワーク化を進めます。

また、地域の情報と協働のネットワークづくりや、屋敷林の落ち葉など個人では困難なりサイクルも、地域の中での助け合いなどを工夫して取り組みます。

①地域の拠点づくり

- i 区立公園のうち管理事務所のある公園を地域のみどりのリサイクル拠点にします。
 - a 地域のボランティアが落ち葉推肥づくりや、剪定枝の工芸材利用のための枝の選別などの活動ができる仕組みをつくります。
 - b 地域のみどりのリサイクルについての情報交換ができる場にしていきます。
 - c 目的に合った必要な植物発生材を、必要とする人が受け取れるような仕組みをつくります。

- d 公園の一角にビオトープなど生物生息場所のコーナーを設け、幹や太い枝の活用状態を展示します。
 - e この拠点を情報センターとして位置づけ、リサイクル資源の情報を発信するとともに、他部署とのネットワークをつくります。
 - ア みどりのボランティア活動との連携
 - イ 花咲かせ隊の花壇管理
 - ウ すぎなみ公園育て組との連携
 - エ 区民農園との連携
 - オ 学校ビオトープづくり活動との連携
 - カ 地域イベントとの提携
 - キ 希望する区民利用への対応
 - f 毎年計画的にビオトープを造成する学校については、学校側の要望と公園、街路樹、公共施設などの樹木手入れから出るビオトープ材の量の調整をはかります。
- ii 区民農園利用者や農家に、落ち葉やリサイクルでできた堆肥の利用を呼びかけます。区民農園で作物を作る方に、落ち葉などによる土づくりを呼びかけます。また、リサイクルでできた堆肥の利用について、農家とも連携を図っていきます。
 - iii 区営苗圃をみどりのリサイクルを推進していく場として活用します。区営苗圃では、みどりの発生材を使ったチップ化や堆肥化の試み、幹や太い枝などの大口径木の活用法の検討、コンポストに関する検討など、みどりのリサイクルに向けた拠点の役割を持たせます。
 - iv みどりのリサイクル施設の整備を検討します。みどりのリサイクル推進にあたり、区民活動と連携した簡易堆肥化施設の必要性や、炭化、バイオマスエネルギー利用の施設の必要性を検討します。

②リサイクルサポーター制度の創設

- i 剪定枝の利用法や落ち葉堆肥づくりなど自然の物質循環の知識を活かして、みどりのリサイクルのために地域で活動するリサイクルサポーター制度をつくり、広く区民から募集します。
- ii みどりのリサイクルサポーターを増やしていくためのいろいろなメニューを用意します。特に、だれもが気軽にできる活動や適度な規模の活動を考えます。
- iii 区民同士が助け合って進めていくみどりのリサイクルの推進制度を検討します。
- iv リサイクル活動で作った堆肥を利用する協力農家を募ります。

③エコマネー制度の研究

区民参加によるみどりのリサイクルの促進をはかるため、目に見える仕組みとしてエコマネーやエコシール制度の導入を検討します。

- ・ 現行の制度を参考にして、リサイクルでできた堆肥や腐葉土と、苗木などを交換できる仕組みについて検討します。植物発生材の入口と出口をリンクさせて考えます。

④普及啓発の推進

i 環境情報館との連携

みどりのリサイクルの意義、効用から実践方法までを展示し、学習できるレクチャーコーナーを適時開設します。また、優れた区民活動を紹介したり、みどりのリサイクル講座を行うなど、普及啓発、環境学習、情報交換のための情報発信基地として位置づけます。

ii 多様な方法でリサイクル活動の普及啓発を行います

区広報やホームページ、みどりの新聞、イベント開催時のPR、講習会など多様な方法、手段をとおしてみどりのリサイクル活動を呼びかけます。

iii 植物発生材のイベントでの利用を進めます

iv みどりのリサイクルのパンフレット、チラシを作成します

v みどりのリサイクルに関するアンケートを実施します

みどりのリサイクルに関して、どのような関わり方ができるか、どこまでなら協力できるのか等のアンケートを実施し、みどりのリサイクルの進め方について意見を集め、活動の推進に役立てます。

vi 表彰制度などを活用して、優れたリサイクル活動をみどりの新聞などで、広くお知らせします

vii リサイクル活動が広まるように剪定枝のチップ化 PR を行います

⑤みどりの基金事業との連携

チップ化サービス、チップ化処理車の巡回、リサイクルの啓発などの事業について、区との役割分担を明確にしながら区民活動への支援策を検討します。

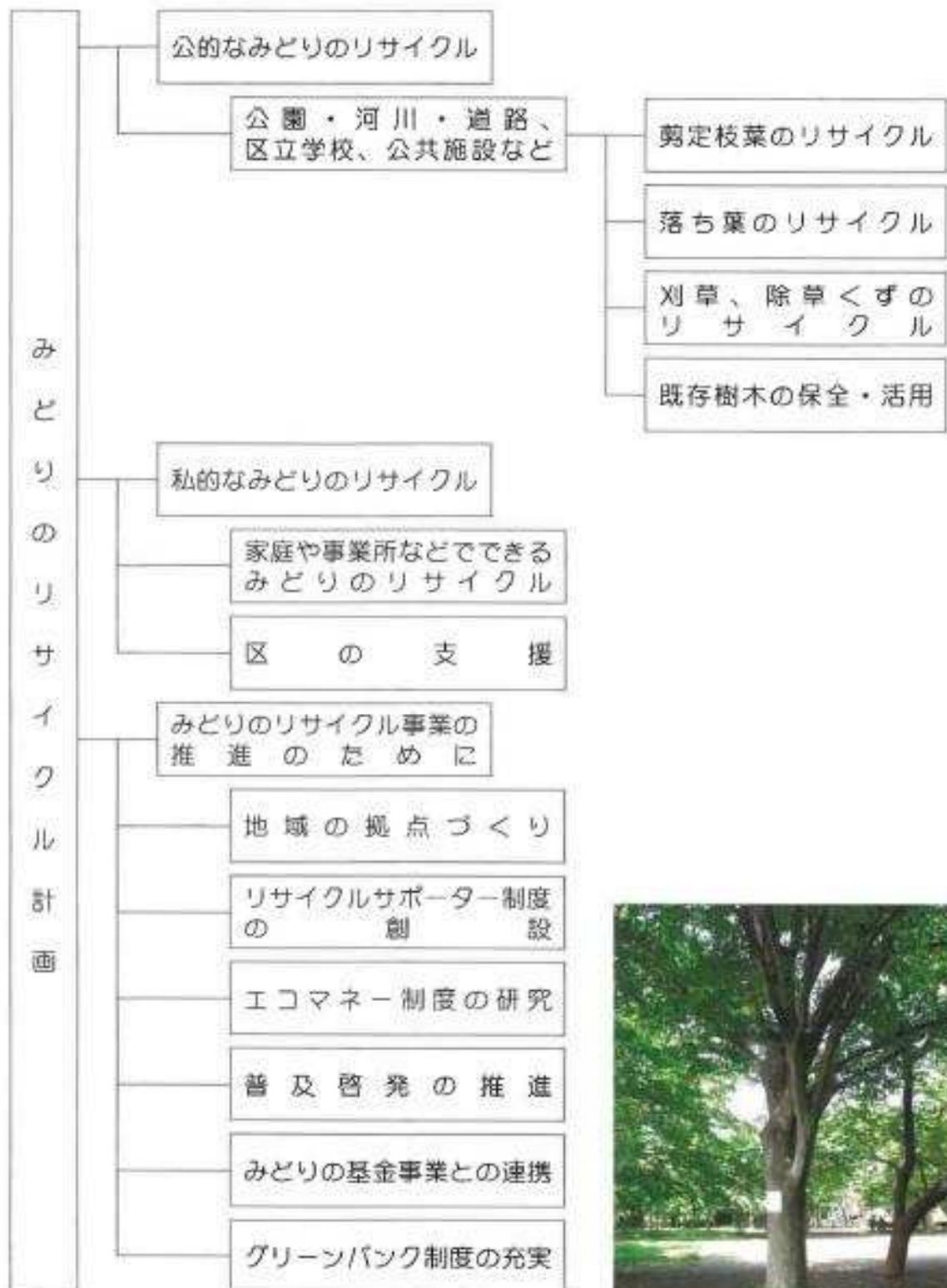
⑥グリーンバンク制度の充実

家庭で不要になった樹木を区で引きとり公共施設などに活用する寄付樹木制度を、みどりのリサイクルの観点から見直します。

- i 公共施設への移植を行っている寄付樹木制度は、区民同土でもやり取りができるように検討します。

- ii 公共施設建設等で利用できなくなった樹木を活用できる仕組みを検討します。

5) みどりのリサイクル計画の体系



●杉並区緑地保全方針（平成 26 年（2014 年）9 月策定）＜抜粋＞

Ⅰ 策定の目的と位置づけ

Ⅰ－ⅰ 目的

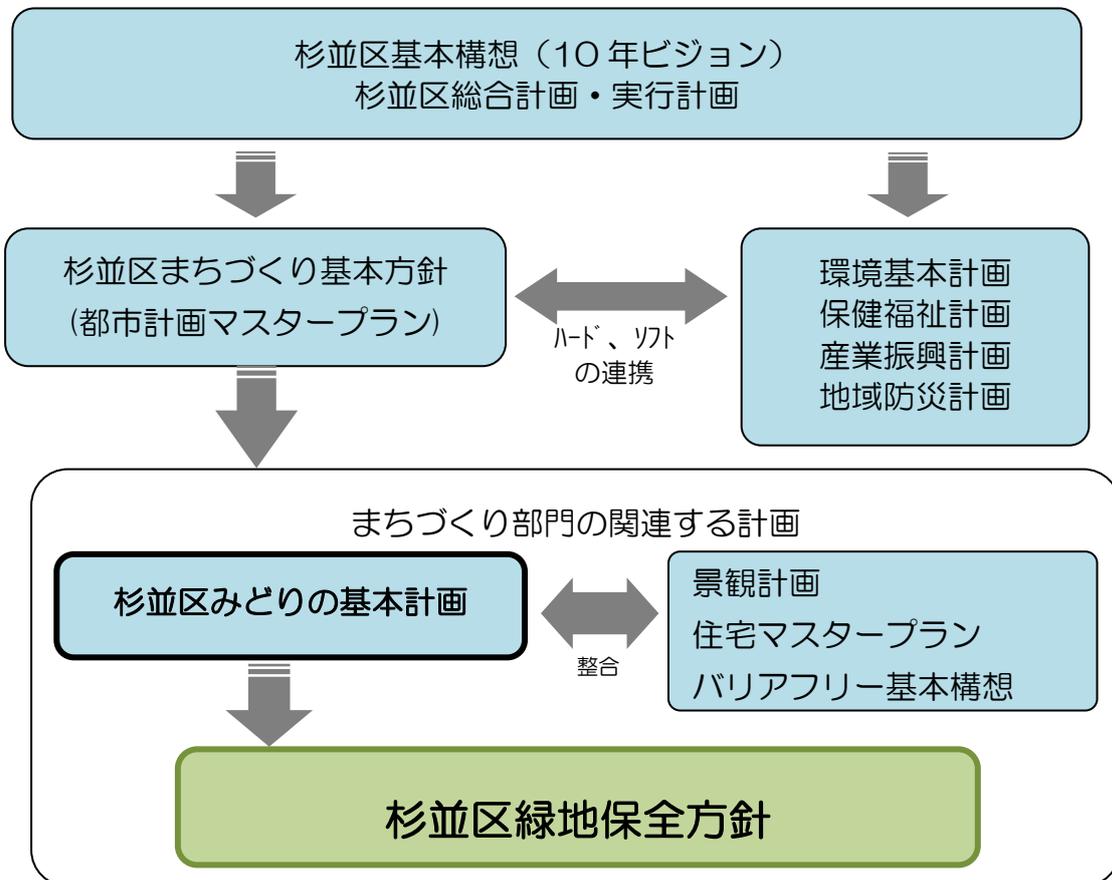
杉並区に残されている屋敷林や農地といった民有地のみどりは、長い年月をかけて、守り育てられてきた区民共有の資産（区政モニターアンケート 屋敷林・農地の区民意識調査 平成 25 年 10 月実施 P 7 参照）ともいえるものです。

民有地のみどりが全体の約 7 割を占める杉並区にとって、このまとまりのあるみどりを後世に引き継いでいくことが、杉並区基本構想に定めた区の将来像である「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現には不可欠となっています。一度失われたみどりを元に戻すには多くの年月が必要です。

そこで、この貴重なみどりである屋敷林と農地の喪失に歯止めをかけ、重点的に保全に努めるため、本方針を策定することとしました。

Ⅰ－ⅱ 位置づけ

本方針は、杉並区基本構想（10 年ビジョン）に示された杉並区の目指すべき将来像の実現に向けて、平成 33 年度（2021 年度）までに、「屋敷林と農地の保全」を戦略的・重点的に取組むための方針です。



Ⅰ－Ⅲ 対象とする緑地

平成 24 年実施「まちづくり区民アンケート調査」では、杉並らしい景観として思い浮かぶもの」という質問に対し「大きな樹木の多い武蔵野の原風景」などといったみどり豊かな風景を杉並らしい景観とした回答が多かったことから、本方針では杉並の原風景の核となる「屋敷林」「農地」を保全する対象とし、以下のように定義します

緑地名称	定 義
屋敷林	戸建て住宅と一体となった屋敷内にある、概ね高さ 3 m 以上の高木が 30 本以上ある樹林。ただし、集合住宅の敷地にあるものは除く。
農 地	耕作の目的に供される土地。

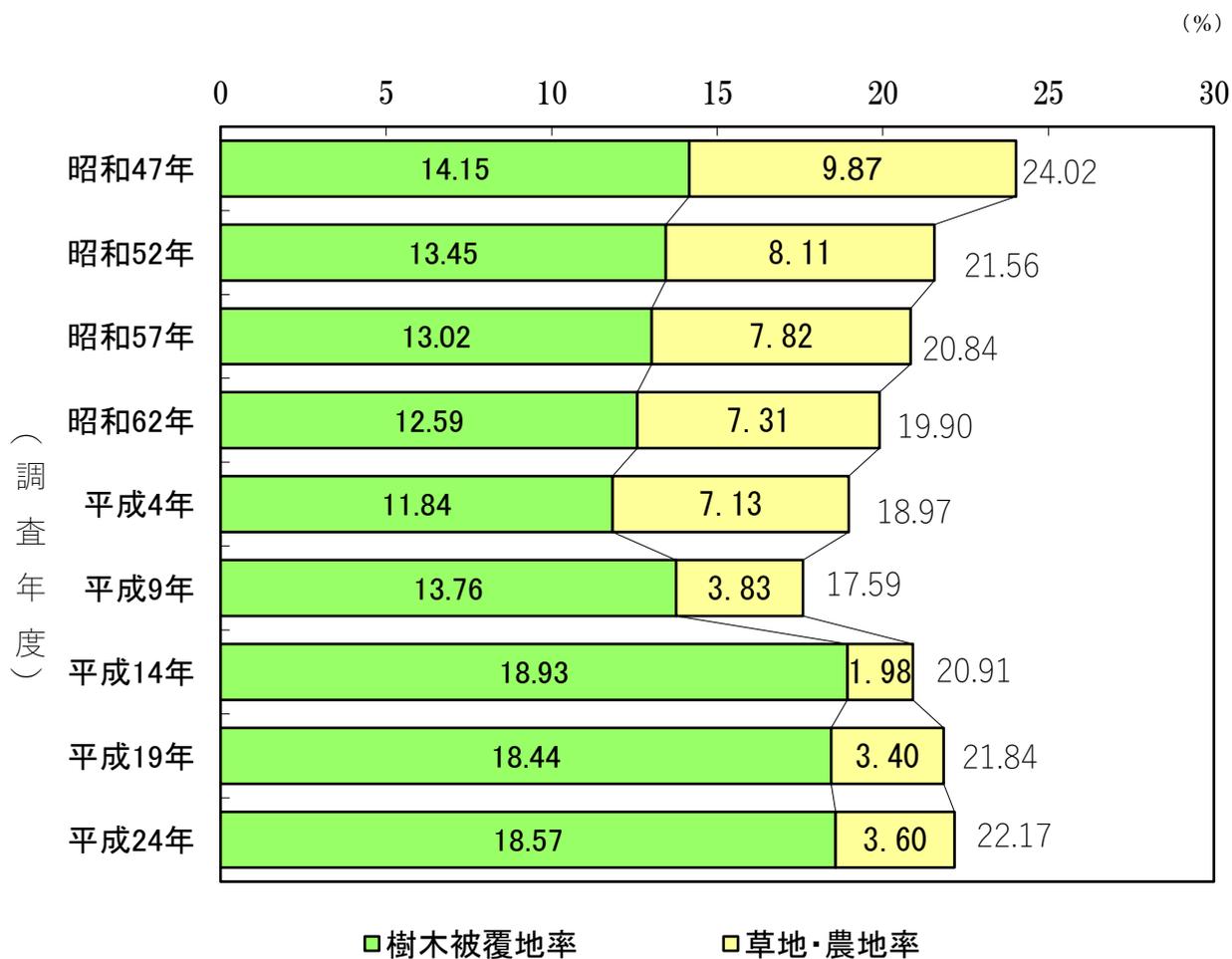


II 緑地の現状と課題

II - i 緑地をとりまく現状

昭和47年に実施した「杉並区緑化基本調査」では、緑被率は24.02%でした。その後の調査において緑被率は減少し、平成9年の調査では17.59%まで落ち込みました。現在、緑化意識の向上や緑化技術の進展により、緑被率は22.17%（平成24年調査）まで回復しましたが、まちの歴史とともに育まれてきた杉並の原風景を代表する「屋敷林」や「農地」は、減少の一途をたどっています。（屋敷林・農地の減少事例 P7参照）

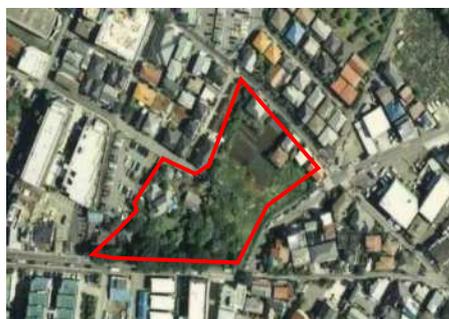
【杉並区の緑被率の推移】



平成24年度 みどりの実態調査報告書より

【屋敷林・農地の減少事例】

屋敷林の減少事例



H9 航空写真



H14 航空写真

農地の減少事例



H19 航空写真

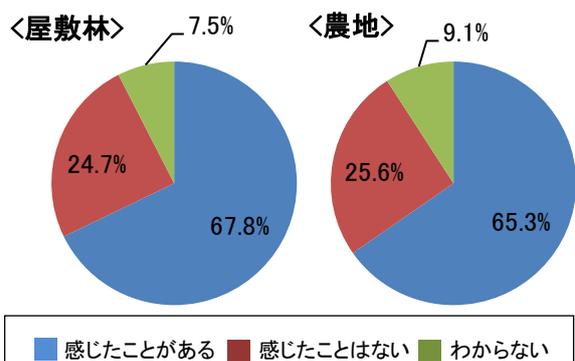


H24 航空写真

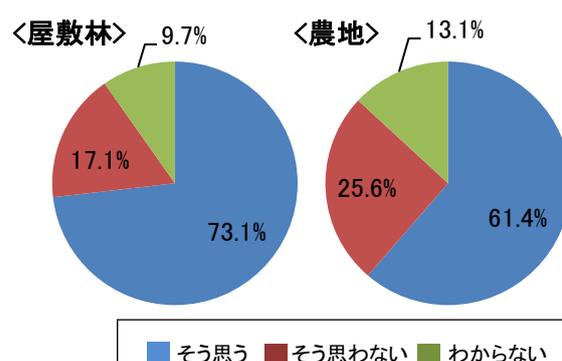
【区政モニターアンケート(屋敷林・農地の区民意識調査)】

平成25年10月に実施した区政モニターアンケート(回答者数176人)では、“屋敷林、農地の消失に危機感を感じたことのある区民”は6割以上、“屋敷林、農地を区民共有のみどりの資産であると思う区民”は、屋敷林では7割以上、農地では6割以上となっています。

消失に危機感を感じたことはありますか？



区民共有のみどりの資産であると思いますか？



杉並区の中央部を西から東へ流れる善福寺川の両岸は昔水田地帯でしたが、現在、水田は消失し、善福寺川緑地などの公園緑地を除いて、住宅地に変化しています。杉並区の屋敷林・農地は北と南西に多く分布しています。（屋敷林・農地の分布図 P11参照）

II - ii 屋敷林の現状と課題

(1) 屋敷林の現状

みどりが多い杉並区という実感を支えているのは私有地のみどりです。その中でも屋敷林の果たす役割は大きいといえます。

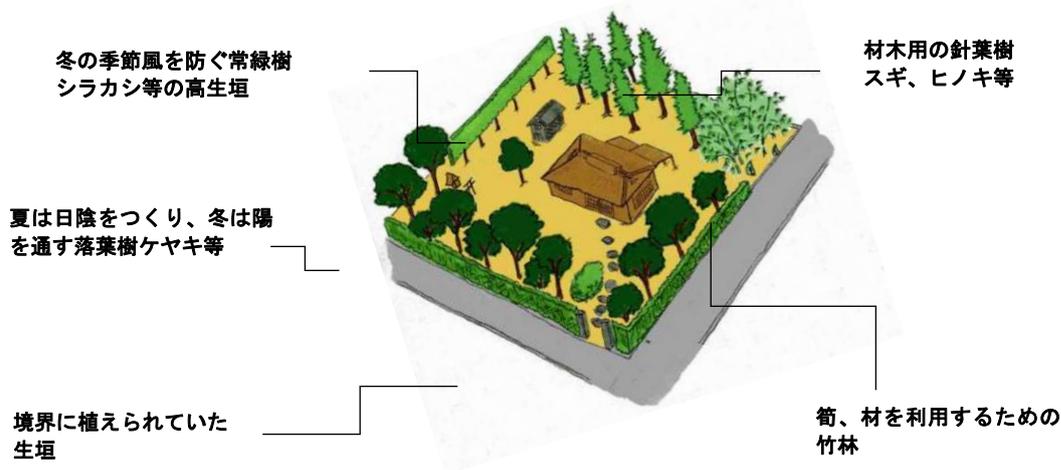
屋敷林は、区民が身近に四季を感じることができる景観の向上、ヒートアイランド現象の緩和や大気を浄化する都市環境の改善、身近な生き物の命を支える生息場所、災害時の延焼を遮断する防災効果など多くの機能を有しています。

屋敷林の減少は、「杉並区みどりの条例」に基づき5年おきに行われるみどりの実態調査を見ても明らかです。昭和52年に約72haあった屋敷林が、平成24年には約38haにまで減少しています。



【一般的な屋敷林の構成】

屋敷林とは、杉並がまだ農村だったころ、農家が武蔵野に吹く、冬の季節風から家屋や畑を守るためや、材木や堆肥などの材料となる生活必需品を得るために、家屋の周囲に植えられた樹林のことで、区内に今も残る屋敷林はこの名残であり、杉並の大切な原風景となっています。



(2) 屋敷林保全のための課題

近年の屋敷林減少の主な原因としては、毎年の固定資産税等の税負担や樹木の維持管理の費用負担が大きいこと、近隣からの落ち葉や日照に対する要望が多いこと、所有者が不動産として処分の対象にしやすいことといった問題があげられます。平成22年度から開催している屋敷林所有者連絡会での意見を踏まえて、屋敷林を保全するための課題を以下のとおり整理します。

【屋敷林の課題のまとめ】

- 保全制度の周知不足・助成不足
制度があっても所有者が知らないため使われていない。既存制度の助成だけでは所有者の負担は大きいままである。
- 維持管理のための人手不足
高齢化などにより、屋敷木の剪定や落ち葉掃きなど維持管理を担う人手が足りない。
- 屋敷木の機能・効能に関するPR不足
屋敷木は、気温を調節したり雨を保水するなどいろいろな機能を持っているが、その機能・効用などを身近に感じてもらうためのPRが足りない。
- まちづくりの視点不足
宅地化が進むなかで、屋敷木はまち並みに大きな影響を与える公共的な景観資源であること、屋敷木が減少することは、都市環境の悪化の問題であることが認識されていない。



II - iii 農地の現状と課題

(1) 農地の現状

杉並の農地は区民に新鮮な農産物を供給するとともに、住宅都市の中であって災害時に逃げ込めるオープンスペースを提供し、更に杉並区民の原風景である農の風景を身近に感じられる貴重な景観を有する土地となっています。しかしながら近年、農家の高齢化や相続の発生によって更なる宅地化が進行し、杉並の農の風景は存続の危機を迎えています。昭和60年に約100haあった農地が、平成24年には約49haにまで減少しています。



(2) 農地保全のための課題

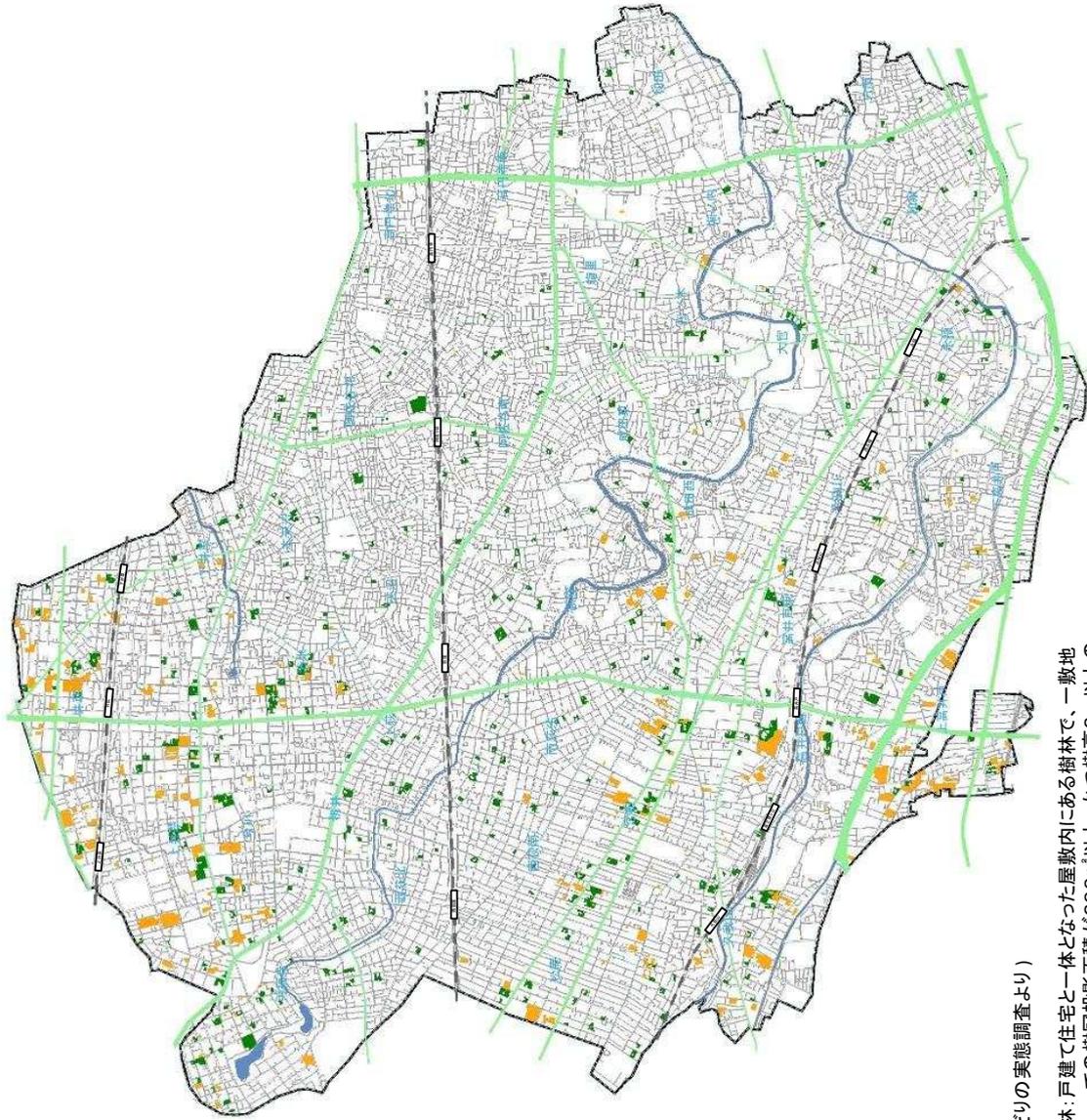
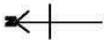
農地減少の主な原因としては、相続の発生による税負担で農業の継続を断念すること、都市農業が経営的に難しいことなどがあげられます。平成24年度に行われた、杉並区の農家に対するヒアリング調査の結果を踏まえて、農地を保全するための課題を以下のとおり整理します。

【屋敷林の課題のまとめ】

- 相続発生時の相続税負担
相続税納税猶予制度[※]を使っても、農地以外の土地の相続税負担で農地を手放すなど、農地を守ることができない。税負担の軽減や都市農業の経済性も考慮した支援方法を考えなければやがて農地はすべてなくなってしまう。
- 農業者の高齢化・後継者不足
高齢化が進み、都市農業を続ける人材が減少しているが、後継者を育てる仕組みがない。
- 都市農業の大切さのPR不足
農作物の生育状況を身近に見ることができたり、学校などに新鮮な野菜を提供していることなど、都市農業の役割が区民に十分理解されていない。
- 都市空間の貴重なオープンスペースとしての認識不足
宅地化が進行する中で、都市農地は農の風景を身近に感じられる貴重な景観を有する

※**相続税納税猶予制度**：相続等により取得された農地が、引き続き農業の用に供される場合には、相続税額の一部が一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除される制度

屋敷林・農地の分布図



屋敷林
農地

北と南西に多いんだね



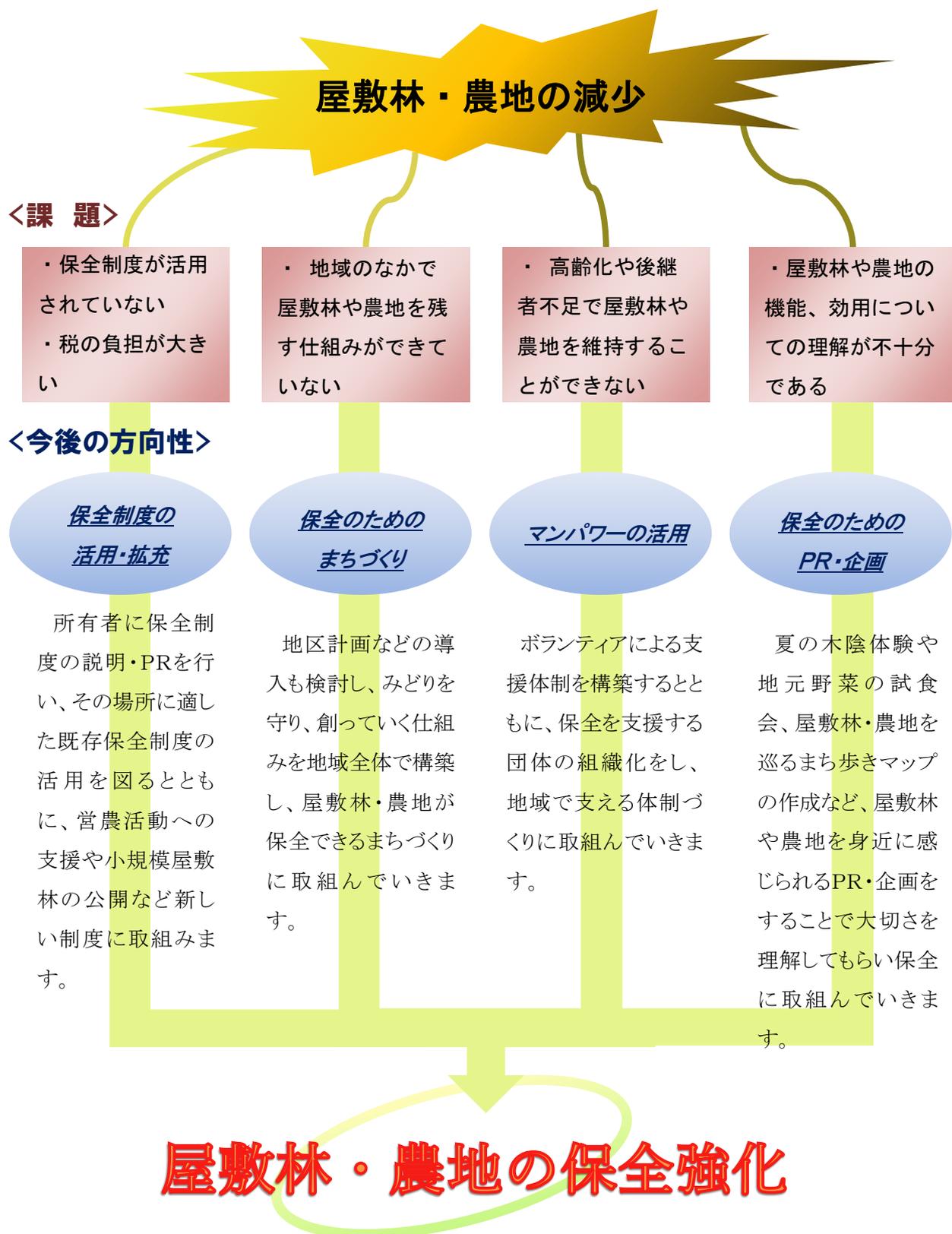
(平成24年度 みどりの実態調査より)

調査対象の屋敷林：戸建て住宅と一体となった屋敷内にある樹林で、一敷地での樹冠投影面積が300㎡以上、かつ樹高3m以上の樹木30本以上で構成されているもの

1.5 km
1:30,000

II - iv 屋敷林・農地の保全を実現するための今後の方向性

II - ii、- iiiで整理した緑地の現状と課題から、屋敷林・農地の保全を実現するための4つの方向性をまとめました。この4つの方向性をもとに、次章ではモデル地区での先行取組を行い、効果を検証していきます。



III モデル地区での先行取組

屋敷林・農地を保全するためには前段で述べたとおり“保全制度の活用・拡充”“保全のためのまちづくり”“マンパワーの活用”“保全のためのPR・企画”の4つが重要な要素になってきます。そこで、屋敷林・農地の分布図（P11参照）から、杉並区のほぼ中央に位置する一団の屋敷林・農地が存在する「荻窪一丁目・成田西三丁目地区」をモデル地区として、保全に向けた取組を行い検証します。

地区内の核となる屋敷林・農地と周辺に点在するみどりをつなげ、面としてのみどりをつくることで、杉並の原風景を復活させ、いつまでも住み続けたいまちにしていきたいと思います。

III - i 「荻窪一丁目・成田西三丁目地区」の屋敷林・農地の地域特性

- 杉並区のほぼ中央に位置する一団の屋敷林・農地がある地域です。
- 善福寺川のわき、小高い丘にある屋敷林はケヤキを中心とした巨木により構成され、周辺にはきれいに刈り込まれた生け垣があります。
- 農業公園として開設を予定している場所や区民農園として運営している場所があります。
- 区内のなかでも比較的緑被率が高く、生産緑地も点在しており農の風景が残る地域です。
- 生産緑地の一つでは、農業体験農園を運営していたため、地域住民と農業を通じて交流があり農業継続の支持も得られる基盤があります。
- 約17.4haの面積を持つ都立善福寺川緑地に隣接し、みどり豊かなエリアです。
- みどりのベルトづくり計画のみどりの大拠点・和田堀公園と善福寺川緑地に接する屋敷林と農地です。

～ 参考 まちづくり基本方針（平成25年（2013年）10月発行）での位置づけ ～

・善福寺川流域の点在する生産緑地等の農地・樹林地を可能な限り保全するとともに、屋敷林・大木・生け垣などの住宅敷地のみどりの保全・育成などにより、奥行きあるみどりの帯を形成していきます。（阿佐谷地域）

・五日市街道、井の頭通り沿道についても、後背の住宅地に配慮した建築形態、近隣商業等と住宅が調和する土地利用を図り、屋敷林や農地のみどりを保全・活用し、旧街道の歴史や沿道景観の形成を図ります。（荻窪地域）

III - ii 地域特性を踏まえた保全策と取組

当該地区の立地を活かし、河川流域に点在する公園緑地や屋敷林、農地などの連続性を維持し、水とみどりのネットワークの形成を進めます。

○保全制度の活用・拡充

保全制度については、屋敷林と農地それぞれの場所に適した既存の保全制度の活用を図りながら、樹木維持管理の支援や付加価値づくりを行い、所有者とともに保全に取り組んでいきます。

【地区内の核となる屋敷林】

この地域の核となる屋敷林は、みどりの条例の保護樹木と貴重木に指定されています。

1 樹木維持管理の支援を行う。

保護樹木の基準に合う良好な樹木は保護樹木に指定を促します。また特に珍しい樹木や巨木などは貴重木としての追加指定を進め、樹木医の派遣などを行い支援します。

シンボルツリーなど昔から残る大木は、遠くからでも確認できる希少な存在であり、区民の資産として支援に努めていきます。

2 屋敷林を活かした付加価値づくりを支援する。

屋敷林の存在は、夏の暑さを和らげ、生き物の生息場所の提供や安らぎなど様々な恩恵を与えます。たとえば、現地で発生したケヤキの落ち葉を利用して腐葉土を作り、できた腐葉土を草花や野菜作りや樹木の土壌改良材として使用します。これは屋敷林を活かした循環型社会の実践であり、積極的に普及啓発に努めることで付加価値づくりを行い、支援します。

3 屋敷林を公開するための制度を新設する。

屋敷林を公開するための協定を結び、自然観察やイベント等で使用させてもらう制度を新設します。あわせて協定によりボランティアの派遣などの維持管理支援を行います。

小規模の樹林(300㎡未満)についても都市緑地法の市民緑地のように区民に公開できるよう検討します。

【地区内の核となる農地】

この地域の核になる農地は、生産緑地に指定されています。

4 営農活動支援費の補助制度を活用する。

意欲的に農業経営に取り組む農業者に生産量や売上金の増につながる新たな支援（資機材等の助成）を行い、東京都中央農業改良普及センター等の協力を得て、生産技術の向上や魅力ある農産物の開発に努め、農業経営の安定化等を目指します。

5 農地を活かした付加価値づくりをする。

・農業体験農園の運営支援

農業体験農園とは、農家が自らの農業経営の一環として生産緑地を区民に開放し作付けから収穫まで一貫して指導することで農地を保全する制度です。農家（農園主）は利用者に農作業の講習会を行い、参加者は農業に触れ、農業に興味を持ってもらえる利点があります。区はその運営を支援していきます。

・防災兼用農業用井戸の整備助成の活用

災害時に生活用水として区民に提供できる防災兼用農業用井戸の整備助成を行います。

○保全のためのまちづくり

屋敷林・農地を保全していただくだけでは後世に残したい杉並らしい風景の保全にはつながりません。地域全体でみどりを守り、創っていくことで、屋敷林・農地が保全できるまちづくりに取り組んでいきます。

6 農の風景育成地区制度の導入を検討する。P 25 イメージ図参照

善福寺川のみどり豊かな自然環境と昔からある屋敷林・農地を次世代に残し、みどり豊かな住環境を維持するため、「農の風景育成地区制度」の導入を検討し、屋敷林や農地の保全確保に取り組むとともに、地区内のみどり豊かな住環境の形成を目指します。

また、地区内の核となる屋敷林は特別緑地保全地区の指定も視野に保全をしていきます。

7 農地を農業公園や区民農園として活用し農に親しむ環境づくりを行う。

現在、区が取得した農地を農業公園として開設します。また寄贈を受けた農地を区民農園等として運営し、農に親しむ環境づくりをしていきます。

8 核となる屋敷林や農地に加え、地域内にある他の屋敷林・農地についても保全制度を活用し、ネットワークづくりを行う。

所有者の意向を確認し、この地域にある他の屋敷林・農地についてもそれぞれの場所に適した保全制度（巻末参照）を活用していきます。

保全制度を活用することで、屋敷林・農地を残し、地区内の屋敷林・農地のネットワークを構築します。

9 接道部緑化の推進により屋敷林・農地を含めた地域の景観向上を図る。

接道部緑化助成や緑化指導等により、地区内の戸建て住宅等の接道部緑化を推進することで、地域のみどりを屋敷林・農地につなげ、みどりのネットワークの形成を図り、地域の景観向上に努めます。

○マンパワーの活用

屋敷林・農地を保全するため、ボランティアによる維持管理の支援体制を構築するとともに、保全を支援する団体を組織し、地域で支える体制づくりに取組んでいきます。

10 保全を支援する(仮称)みどりの支援隊を設置する。

屋敷林・農地を良好に管理できれば、近隣の理解にもつながり屋敷林・農地を保全しやすい環境になります。屋敷林の落ち葉掃きや農作業の人手不足等を補うために、「荻窪一丁目・成田西三丁目地区」の屋敷林・農地を守るための支援ボランティアを募集し、屋敷林・農地の保全支援組織として「(仮称)みどりの支援隊」を設置します。また、支援ボランティア組織が企画づくりや年間計画等を作成し、自主的に運営できるようにしていきます。

11 みどりの講座やボランティア活動講座による人材育成を行う。

屋敷林・農地の保全支援をするためのボランティアに対し、定期的に保全に関する知識や技術に関する講座を開催し、ボランティアの人材育成を図ります。

12 ボランティアへの支援体制を構築する。

屋敷林・農地の保全支援をするためのボランティアが、お互いの知識・技術等の情報を交換しあえる場やボランティア同士が交流を行うためのネットワークづくりを支援します。

○保全のためのPR・企画

屋敷林・農地を保全するには、地域住民の理解と協力が必要です。夏の木陰の涼しさを体験したり、地元で作られた新鮮な野菜を食べたりするような、屋敷林・農地の機能や効用を実感できるような企画を考えるとともに、身近にある屋敷林や農地の大切さを理解してもらえようように保全のPRに取り組んでいきます。

13 広報等で屋敷林・農地の効用と保全の必要性をPRする。

屋敷林や農地を地域で支えるには、屋敷林・農地の機能や効用について理解するとともに、その恩恵を身近に感じる事が大切です。そのために、みどりの新聞等で地域の屋敷林や農地を紹介するとともに、みどりの重要性をPRしていきます。また、幼いころからみどりに関わることで、屋敷林・農地の大切さを考えるきっかけづくりを行うための緑化副読本でもPRを行っていきます。

14 地産地消情報マップ、屋敷林・農地まち歩きマップを作成する。

この地域で作られている新鮮な農産物等を紹介するとともに、農産物直売所や地元の野菜を使ったレストランなどの情報を掲載したマップを作成します。また、地域のお散歩マップとして、屋敷林・農地を巡るまち歩きマップも作成します。

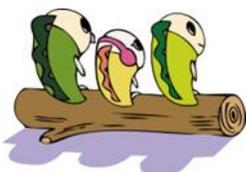
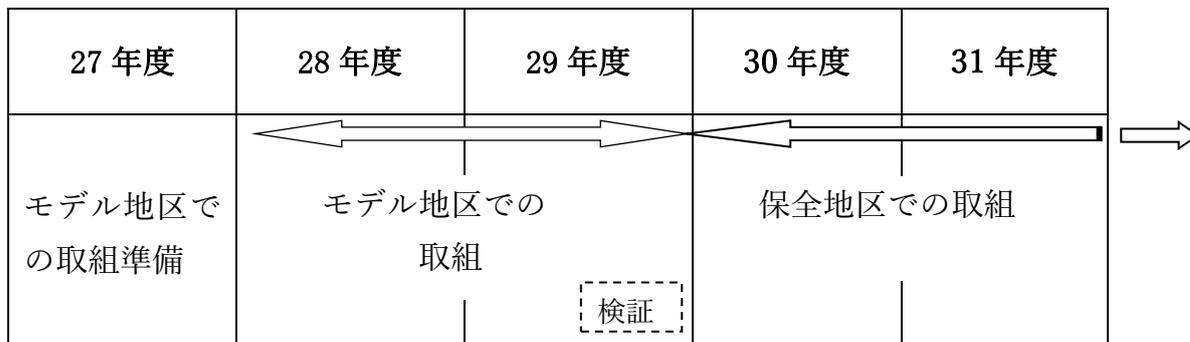
15 屋敷林・農地の所有者とタイアップした講座・イベントを開催する。

屋敷林・農地を活用した講座やイベントを所有者と一緒に開催することで地域での交流を盛んにするなど、地域のつながりを強く意識できる取組を展開していきます。

III - iii モデル地区での取組を踏まえた他地域での展開

モデル地区での取組については27年度に取組準備を行い、28・29年度に保全のための取組を実施していきます。29年度にはこのモデル地区での取組を検証し、30年度からIV章で述べる杉並らしいみどりの保全地区(以下「保全地区」)の保全の取組*につなげます。

*：杉並らしいみどりの保全地区についてはIV章で詳しく述べます。



モデル(荻窪一丁目・成田西三丁目)での取組展開

保全制度の活用・拡充

- <核となる屋敷林> (現状: 保護樹木・貴重木に指定)
- 樹木維持管理の支援
 - ・基準に合う樹木については保護樹木・貴重木として追加指定
 - ・樹木医の派遣
 - シンボル的な樹木(保護樹木・貴重木含む)の維持管理支援
 - 屋敷林を活かした付加価値づくりの支援
 - ・落ち葉を利用して腐葉土を作るためコンポスト等の資材の提供
 - 屋敷林を公開するための制度の新設
 - ・屋敷林を公開するための協定を結び、自然観察やイベント等で使用できる制度。協定によりボランティアの派遣などの維持管理を支援

<核となる農地> (現状: 生産緑地に指定)

- 宮農活動支援費補助制度の活用
- 農地を活かした付加価値づくりの支援
 - ・農産体験農園の運営支援
 - ・防災兼用農業用井戸の整備助成の活用

※ 屋敷林・農地の既存保全制度は巻末参照

保全のためのPR・企画

- <PR>
- 広報等で屋敷林・農地の効用や保全をPR
 - 地産地消情報マップ、屋敷林・農地を巡るまち歩きマップの作成
 - ・農産物直売所等の情報や散策ルートが載ったマップを作成
- <企画>
- 屋敷林・農地の所有者とタイアップした講座・イベントの開催
 - ・落ち葉感謝祭、自然観察会、野鳥観察会等の開催
 - ・オープン屋敷林(オープンガーデン)の屋敷林版による屋敷林自慢
 - ・屋敷林イルミネーションの実施(まちの新たな景観資源)

保全のためのまちづくり

- 農の風景育成地区制度の導入の検討
- 農地を農業公園や区民農園として活用し農に親しむ環境づくり
- 核となる屋敷林や農地に加え、地域内にある他の屋敷林・農地についても保全制度を活用(巻末参照)したネットワークの構築
- 接道部緑化の推進による屋敷林・農地を含めた地域の景観向上

【他区での事例】

- 世田谷区 農の風景育成地区
- 練馬区 地区計画



マンパワーの活用

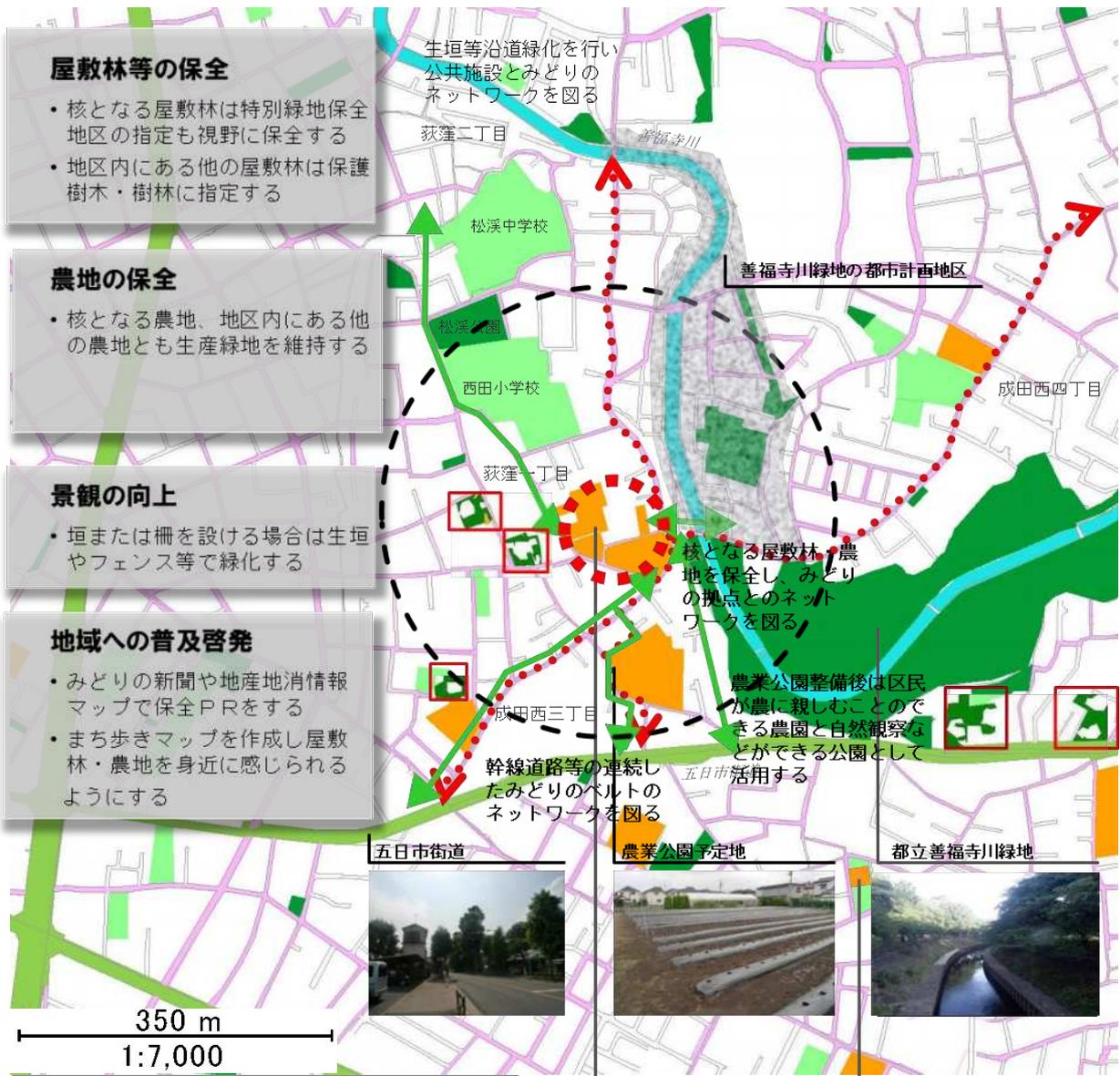
- 保全を支援する(仮称)みどりの支援隊の設置
 - ・(仮称)みどりの支援隊を募集(みどりのボランティア、援農ボランティア含む)
 - ・(仮称)みどりの支援隊による企画づくり、年間計画の作成
- みどりの講座やボランティア活動講座による人材育成
 - ・定期的な人材育成のための講座を開催
- ボランティアへの支援体制の構築
 - ・情報交換の場やボランティア同士のネットワークづくりを支援

【ボランティア活動】

- 落ち葉掃き
- 農産物の植付け



荻窪一丁目・成田西三丁目 農の風景育成地区制度 イメージ図 [例示]



凡例

1		核となる屋敷林・農地
2		農地
3		屋敷林
4		公共施設
5		公園・緑地
6		みどりのネットワーク
7		散策ルート



IV 杉並らしいみどりの保全地区の選定

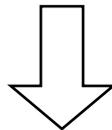
区民共有の財産である屋敷林・農地の保全については「杉並らしいみどりの保全地区」（以下「保全地区」という）を定め、III章で行ったモデル地区での先行取組の検証結果を踏まえて重点的に取組んでいきます。

IV-i 保全地区の選定

「屋敷林・農地の分布図」（P11参照）のとおり、屋敷林と農地が一団となった場所は、杉並区の北や南西に多く点在しています。屋敷林と農地を一体に取り扱うことは杉並区の原風景の特色でもあるため、以下の選定基準に当てはまる地区を“保全地区”に選定し、屋敷林・農地の保全を図るための効果的な取組を行っていきます。

選定基準

- みどりの顕彰表彰屋敷林*を中心とした杉並の原風景が残る屋敷林や農地が一団として残る場所を含む地区
- 鉄道駅近くに残る希少な、みどりの顕彰表彰屋敷林が集積した場所を含む地区

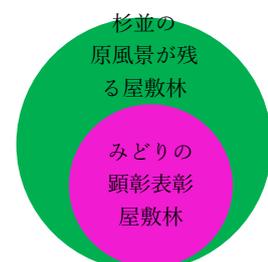


10カ所を選定

杉並らしいみどりの保全地区（P31参照）

今後、この10か所については、所有者の意向を把握しながら、具体的なみどりの保全に取り組んでいきます。また、この10か所の保全地区以外の区内に点在する屋敷林・農地についても区民・地域と連携して守っていきます。

※ **みどりの顕彰表彰屋敷林**：平成24年度に実施。杉並の屋敷林を後世に残していくことを目的とし行われたもので、応募者60名、屋敷林44件(延べ82件)の推薦があり、外部委員5名による選考を経て、12グループ、20か所の屋敷林が表彰対象に選ばれた。



IV - ii 保全地区での取組

屋敷林や農地を次世代に残していくためには、地域住民の理解と協力のもと所有者、区民、区が連携し保全に向けて取組むことが大切です。III章で行った「荻窪一丁目・成田西三丁目地区」のモデルとしての保全取組の検証結果を活かし、保全地区では以下のような取組項目を核として、それぞれの地域特性を踏まえた取組を実施していきます。

税制度改正の要請

屋敷林・農地を保全するには、所有者に持ち続けてもらうことが第一です。そのため、相続税や固定資産税等の税負担の軽減が大きな課題です。屋敷林・農地を保全するにあたり、これまで区は、国、東京都へ都市緑地法、農地法、生産緑地法等の法律や相続税等の税制の改正を働きかけてきましたが、今後も引き続き要請していきます。

<主な要請事項>

- 相続税の支払負担を軽減する抜本的な措置を講じること
- 貸し付けた農地についても相続税納税猶予制度の対象とすること
- 500㎡未満の宅地化農地を生産緑地指定できるよう要件を緩和すること

保全制度の活用・拡充

核となる屋敷林・農地については、所有者に保全制度の十分な説明、PRを行い、所有者の意向を把握しながら、必要に応じて特別緑地保全地区や生産緑地地区の指定などの都市計画制度の活用を図っていきます。

<核となる屋敷林>

- 樹木維持管理の支援（保護樹木・貴重木の追加指定、樹木医派遣などによる支援等）
- 屋敷林を活かした付加価値づくりの支援（腐葉土を作るためのコンポスト等の資材提供等）
- 屋敷林を公開するための制度の新設（公開することで、維持管理を支援する制度等）

<核となる農地>

- 営農活動支援費補助制度の活用
- 農地を活かした付加価値づくりの支援（防災兼用農業用井戸の整備助成等）
- 宅地化農地の生産緑地への指定促進

保全のためのまちづくり

- 保全型地区計画、環境形成型地区計画、農の風景育成地区制度の導入の検討
- 農業公園や区民農園を活用し農に親しむ環境づくり
- 核となる屋敷林や農地に加え、地域内にある他の屋敷林・農地についても保全制度を活用したネットワークの構築
(災害時にオープンスペースを活用できるような仕組づくり)
- 接道部緑化の推進による屋敷林や農地を含めた地域の景観向上

マンパワーの活用

- 保全を支援する(仮称)みどりの支援隊の設置(みどりのボランティア、援農ボランティアを含む)
- みどりの講座やボランティア活動講座による人材育成(保全に関する知識や技術の向上)
- ボランティアへの支援体制を構築(ボランティア同士の情報交換、交流の場づくり)

保全のためのPR・企画

<PR>

- 広報等で屋敷林・農地の効用や保全をPR
- 地産地消情報マップ、屋敷林・農地を巡るまち歩きマップの作成
- 地場農業のPR(アグリフェスタ・農業祭等)

<企画>

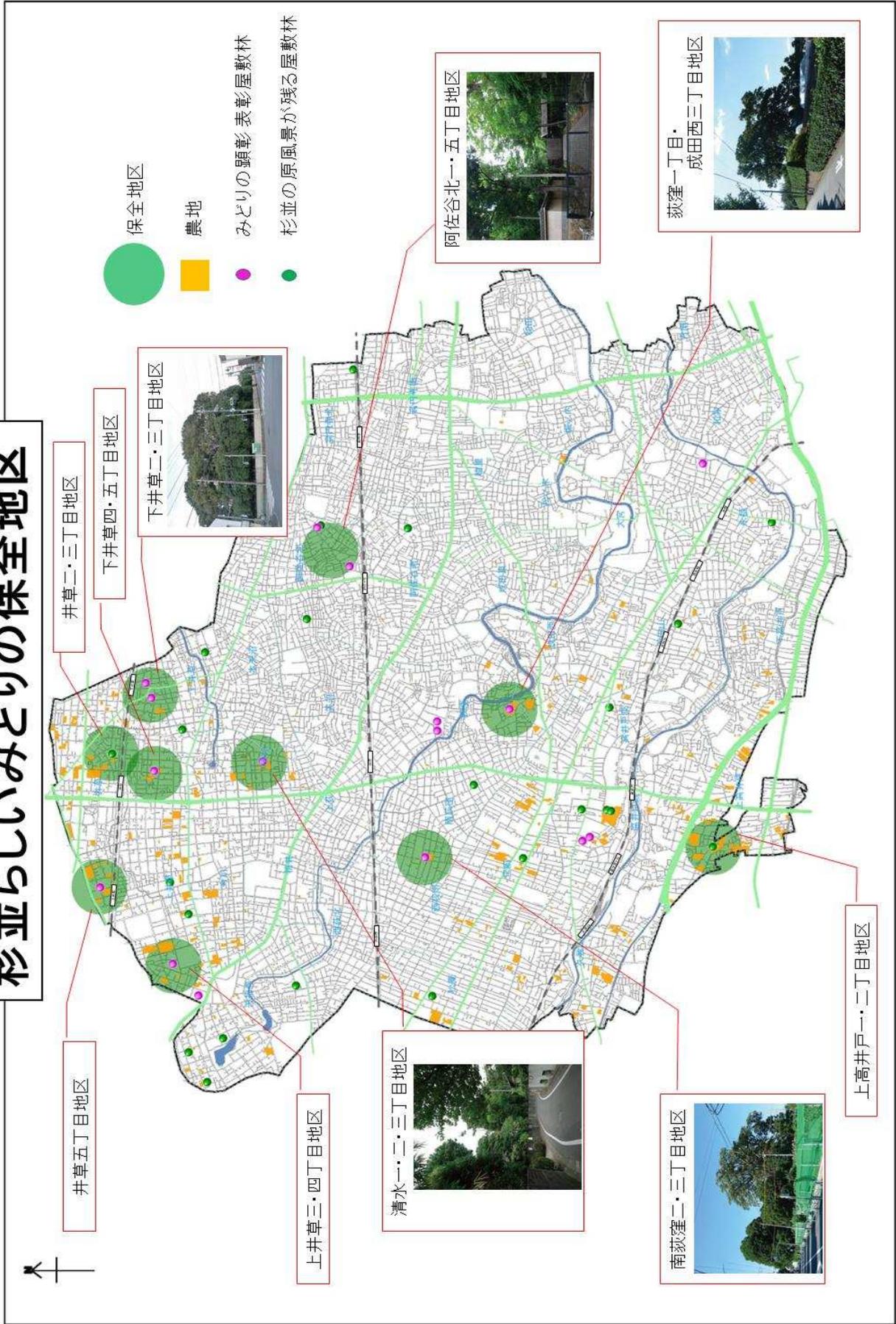
- 屋敷林・農地の所有者とタイアップした講座・イベントの開催
- 地産地消流通システムの構築

重点的に残したい屋敷林・農地については、都市緑地法の特別緑地保全地区や都市計画公園・緑地に指定することや、「農の風景育成地区」の導入、「緑確保の総合的な方針」※に位置付けることを視野に入れ取組みます。それにより国や東京都から必要な財源を確保します。

また、保全地区内の屋敷林・農地保全に有効な支援策については、みどりの基金が活用できるよう検討していきます。

※ 緑確保の総合的な方針：平成22年5月に東京都、特別区、市町村が合同で緑確保の総合的な方針を策定した。確保地に位置付けると国の社会資本整備総合交付金や都の特別区都市計画交付金、区市町村緑地保全事業に対する都費補助の対象となる。

杉並らしいみどりの保全地区



V みどりの住宅都市を目指して

区では、杉並の原風景といえる屋敷林や農地といった民有地のみどりを、区民共有の貴重なみどりの財産として保全することを重要な課題として捉え、緑地保全方針を策定しました。

杉並の住宅地の中で屋敷林と農地が一体となった場所は、昔の杉並らしさを残す希少な存在です。たとえば災害時の避難場所やみどりのランドマーク、生き物の生息地や子供たちの学びの場、そしてヒートアイランド現象の緩和など様々な効用と役割を持っています。区では、これらの様々な効用と役割をみどりのイベントやみどりの新聞などを通じて広く区民にPRするとともに、ボランティアなど多くの区民の協力を得て、保全のための支援活動を行っていきます。

本方針で選んだ10か所の「杉並らしいみどりの保全地区」をはじめ、区内に点在する屋敷林や農地を区民・地域と連携して守っていくことで、みどりのまちづくり、地域づくりを推進し、杉並らしい面影のある屋敷林・農地と周辺のみどりを相互につなげるみどりの空間を形成していきます。このことにより、杉並らしい風景を後世にのこし、いつまでも暮らしやすく魅力ある「みどりの住宅都市 杉並」の実現を目指してまいります。

第 1 章 方針の策定にあたって

1-1 方針策定の背景と目的

杉並区ではこれまで計画的に公園整備を進め、その箇所数は 300 を超えました。一方で公園施設（※）の老朽化に伴い維持管理費が増加するとともに、少子高齢化の進展や公園利用に関する区民ニーズの多様化など、公園を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 26 号）の施行により、公園がオープンスペースとして多面的な機能を発揮できるよう、区民ニーズに沿って既存の公園を有効活用することが求められています。

こうしたことから、公園施設の再配置等による公園機能の見直しを図りながら、多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するため、本方針を策定します。

1-2 方針の対象

本方針では杉並区が管理する都市公園、児童遊園、遊び場、いこいの森（以下、「公園等」という）を対象とします。

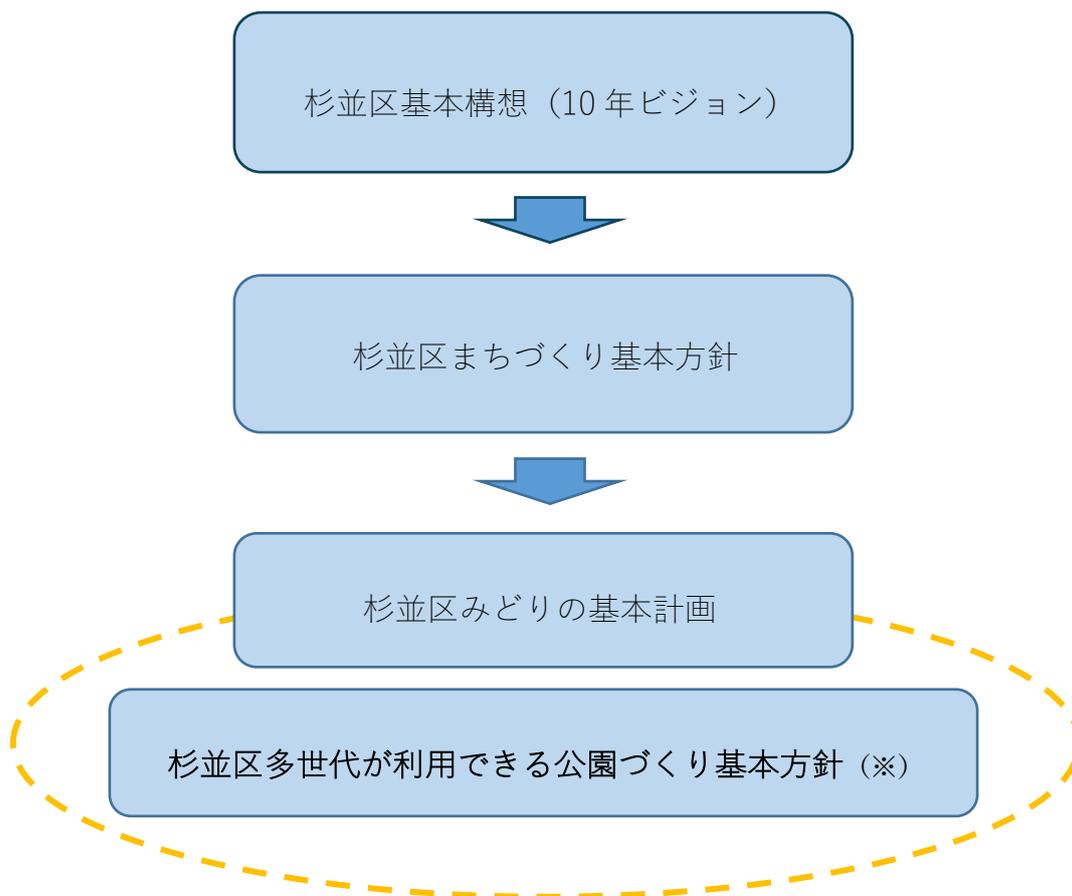
公園機能見直しの中で考慮する施設

- ・東京都、近隣自治体が設置・管理する公園等
- ・生産緑地をはじめとする農地や公共施設（学校、体育館等）

※ 公園施設とは、公園等に付帯する遊具・ベンチ、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設をいいます。

1-3 方針の位置づけ

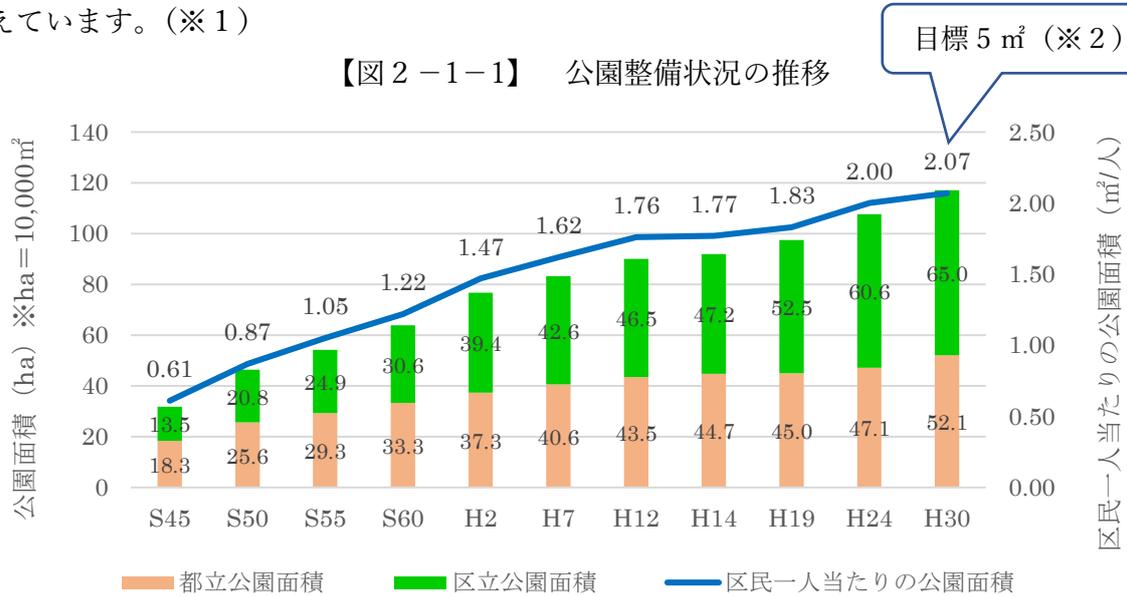
本方針は都市公園を含む杉並区の公園等の整備・管理に関する考え方を示すものです。都市緑地法では、都市公園の整備及び管理の方針を緑の基本計画に定めることとされています。そのため本方針は都市緑地法に基づく都市公園の管理方針として、杉並区みどりの基本計画の一部として位置付けます。



第2章 公園等における現状と課題

2-1 公園等の整備状況

杉並区内の公園整備状況を見ると、公園の整備面積、区民一人当たりの公園面積は着実に増えています。(※1)

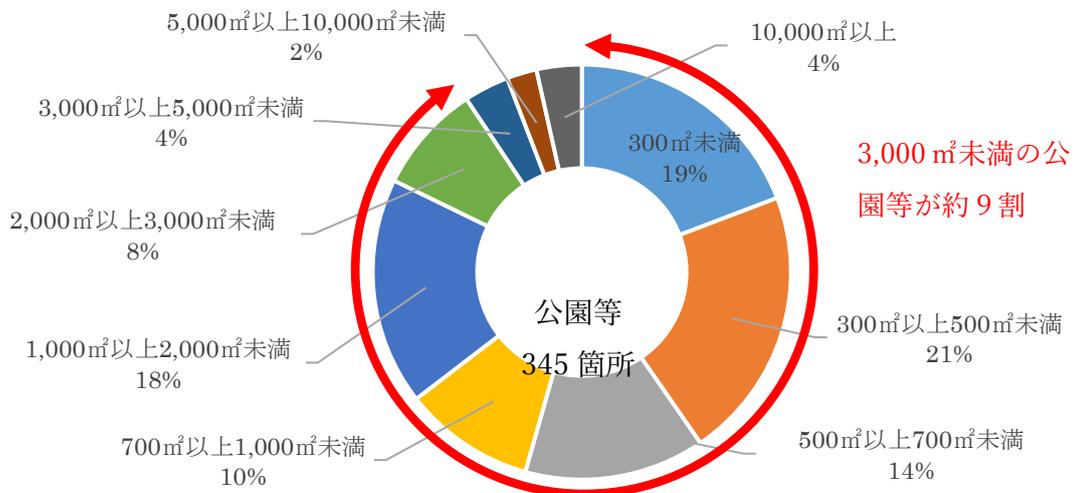


※1 遊び場は暫定的な整備であること、いこいの森は区有地ではないことから、図に示す公園面積には含みません。

※2 杉並区みどりの基本計画における長期的な目標

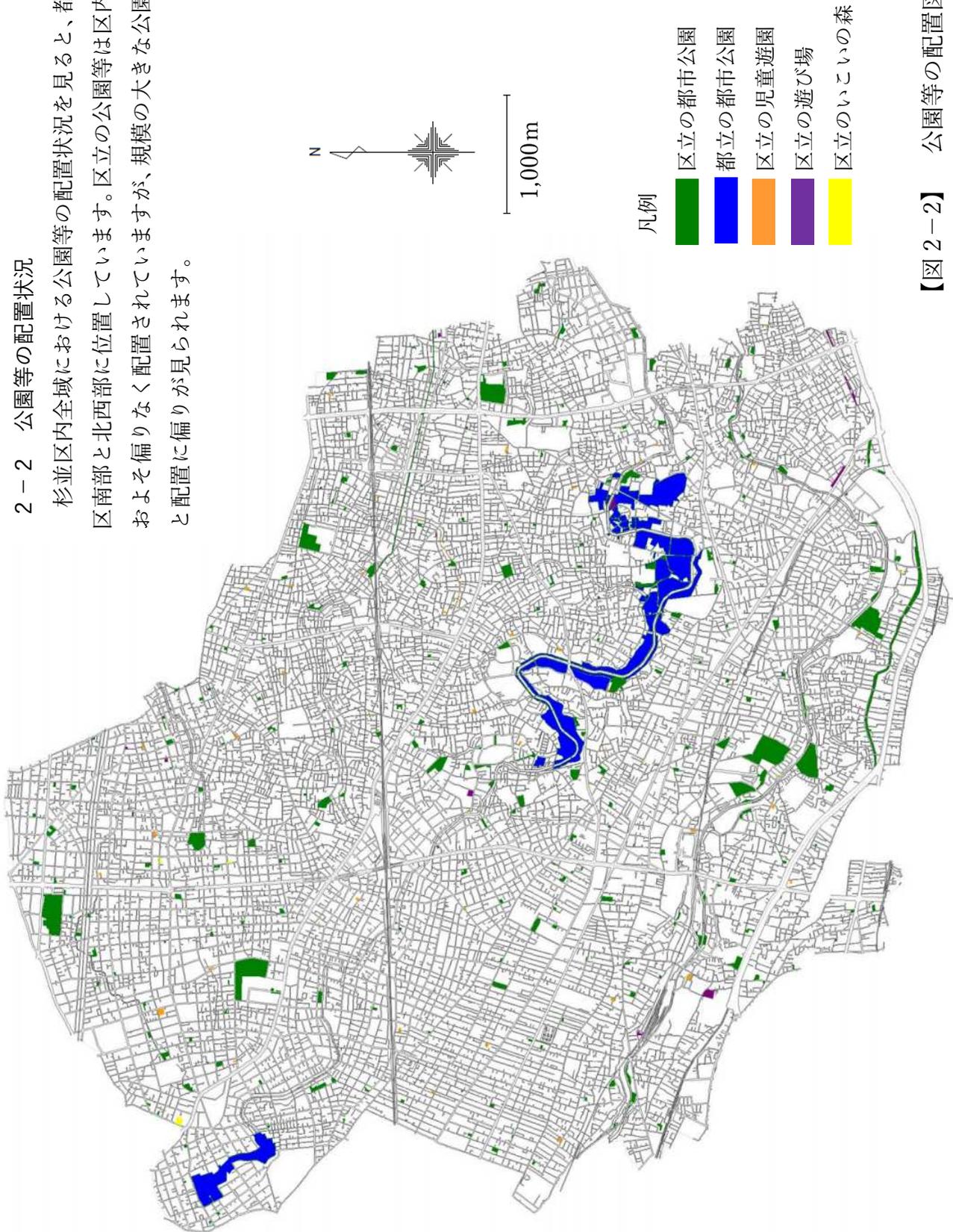
区立の公園等の整備状況を面積別に見ると、3,000 m²に満たない公園等が約9割を占めています。

【図2-1-2】 面積別公園等の整備状況 (平成30年4月1日時点)



2-2 公園等の配置状況

杉並区内全域における公園等の配置状況を見ると、都立公園は区南部と北西部に位置しています。区立の公園等は区内全域におおよそ偏りなく配置されていますが、規模の大きな公園等に限ると配置に偏りが見られます。

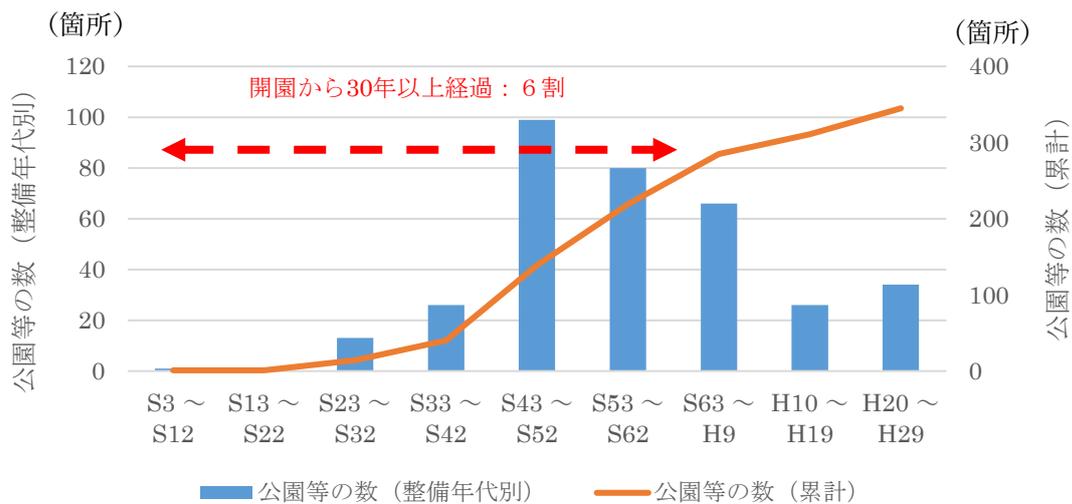


【図2-2】 公園等の配置図

2-3 公園施設の老朽化

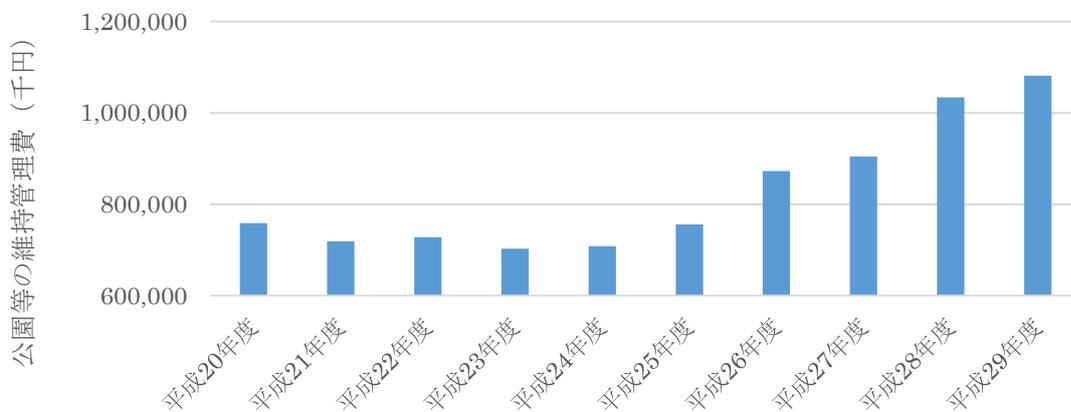
区立の公園等の整備状況を年代別に見ると、昭和43年以降の整備が多く、開園から30年以上経過した公園等が6割を超え、その割合は10年後には8割を超えることとなります。公園施設も同様に老朽化が進むことから、次々に改修時期を迎えることとなりますが、限られた財源の中ではすべての公園施設を改修することは難しい状況にあります。

【図2-3-1】 年代別公園等整備状況と累計数



公園等の維持管理費用は増加傾向にあり、平成28年度以降は10億円を超えています。今後、老朽化した公園施設が増加することから、改修に要する費用は更に増加していくことが見込まれます。

【図2-3-2】 公園等の維持管理費用の推移



開園から30年以上経過している公園等が全体の6割を超える中で、公園施設の老朽化が進行しています。老朽化した施設は美観を損なうだけでなく、安全な公園利用の支障となります。また近年、バリアフリー化や遊具の安全・安心への要請が高まっており、これらへの対応が課題となっています。



・フジ棚の塗装はがれ

長年の重ね塗りで塗装が下地に活着しづらくなっています。

はがれ落ちた塗装は美観を損ねるだけでなく、安全利用の面で課題があります。



・安全基準（※）設定前の遊具

ブランコ安全柵と着座部までの間隔が狭く、安全面に課題があります。

※安全基準とは国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の中で示されている、柵の隙間の大きさや遊具どうしの間隔等のことを指し、区ではこれを「安全基準」ということとします。



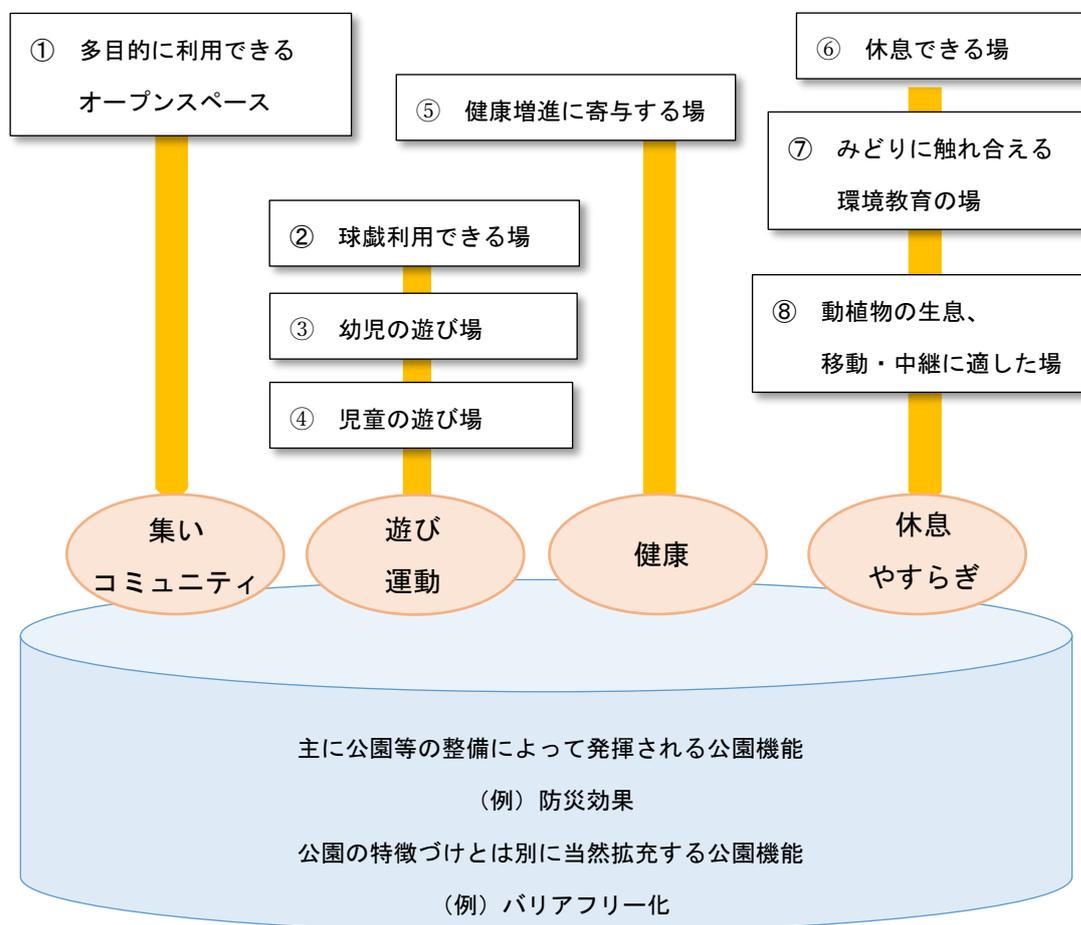
・バリアフリーになっていない
トイレ

従来のトイレは狭く、段差もあるため、高齢者や車いす利用者にとっては利用しづらい形状となっています。

2-4 公園機能の現状

公園機能について公園利用の面から特徴となる8項目を選び、以下のように整理しました。

【図 2-4-1】 公園機能の整理イメージ図

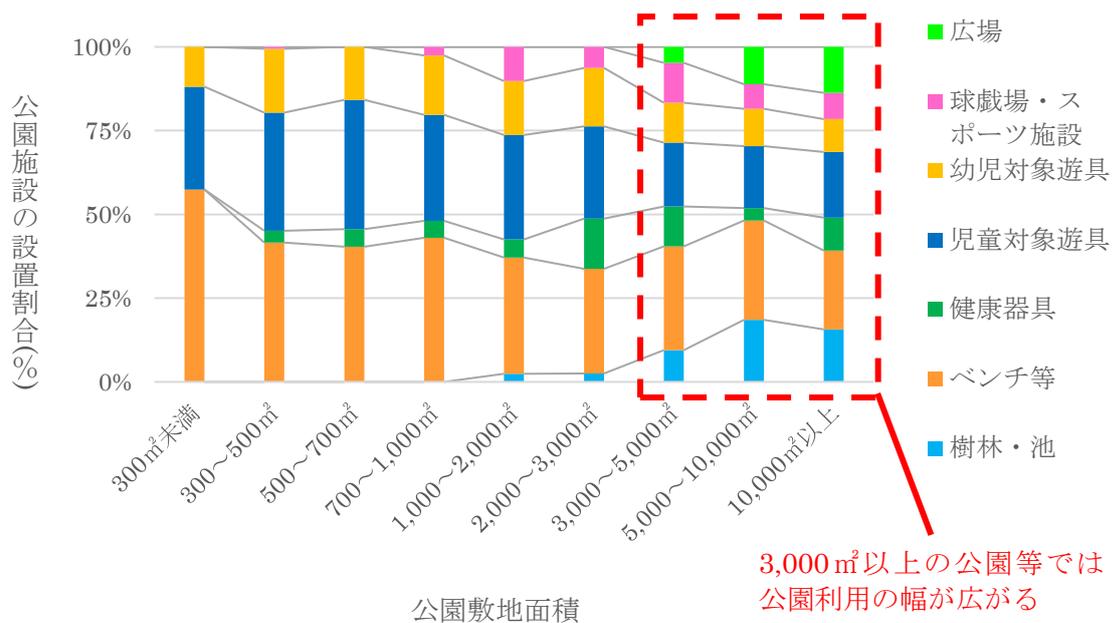


次の表及び図のとおり、8つの公園機能を対応する公園施設に置き換え、公園規模別にその構成を比較しました。300 m²未満の公園等では幼児対象遊具、児童対象遊具、ベンチ等のみであるのに対して、3000 m²以上を確保できれば広場、球戯場・スポーツ施設、樹林・池が増え、全種別の公園施設が整備されていることがわかります。様々な公園施設が増えると公園利用の幅が広がり、公園機能の充実を図ることができそうですが、そのためには一定の面積が必要となります。

【表 2-4-2】 公園機能と一般的な公園施設

公園機能	一般的な公園施設
①多目的に利用できるオープンスペース	ある程度の大きさを持った広場
②球戯利用できる場	球戯場・スポーツ施設
③幼児の遊び場	幼児対象遊具
④児童の遊び場	児童対象遊具
⑤健康増進に寄与する場	高齢者等の健康増進のための器具
⑥休息できる場	ベンチ、野外卓、あずま屋
⑦みどりに触れ合える環境教育の場	樹林・池
⑧動植物の生息、移動中継に適した場	

【図 2-4-3】 面積別公園施設の整備状況



一方、図 2-1-2 で見たように区立の公園等の整備状況を面積別に見ると、3,000 m²に満たない公園等が約 9 割を占めています。小規模な公園等では、様々な公園機能を持ち合わせることはスペース上難しく、この点からも規模の大きな公園等の整備が必要となります。

2-5 公園利用の多様化

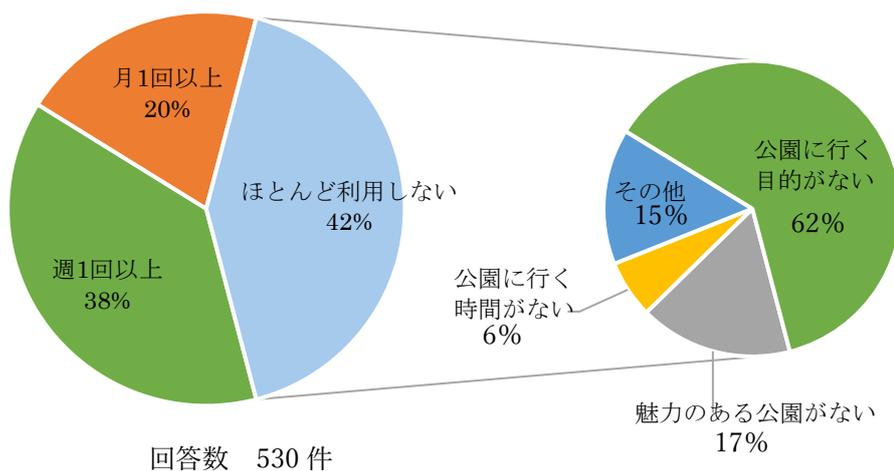
平成29年6月15日に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第26号）は、公園利用における価値観が多様化する中で、今ある公園施設をどのように活かし魅力ある公園につなげるかといった課題を受けて制定されました。

このような国の動向を背景に区では下記のような方法で調査を実施し、公園利用の多様な区民ニーズを把握しています。

(1) 駅前インタビュー調査

日常における公園利用の実態を把握するため、様々な世代の集まる駅前でインタビュー調査を行っています。

【図2-5-1】 公園利用頻度と利用しない理由

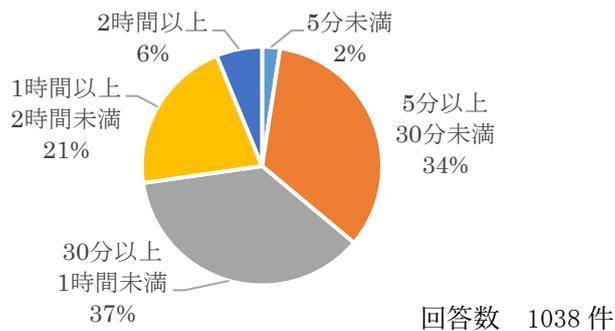


週1回または月1回公園を利用すると答えた割合が約6割であるのに対して、ほとんど利用しないと答えた割合が約4割あります。また、利用しない理由として「公園に行く目的がない」との回答がほとんどを占めています。回答者の約6割が20～64歳の現役世代であったことから、日常生活の中で公園利用の割合が小さいことが考えられます。

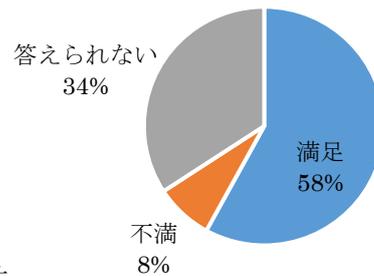
(2) 公園現地インタビュー調査

公園利用者のニーズを詳細に把握するため、普段利用する公園についてインタビュー調査を行っています。

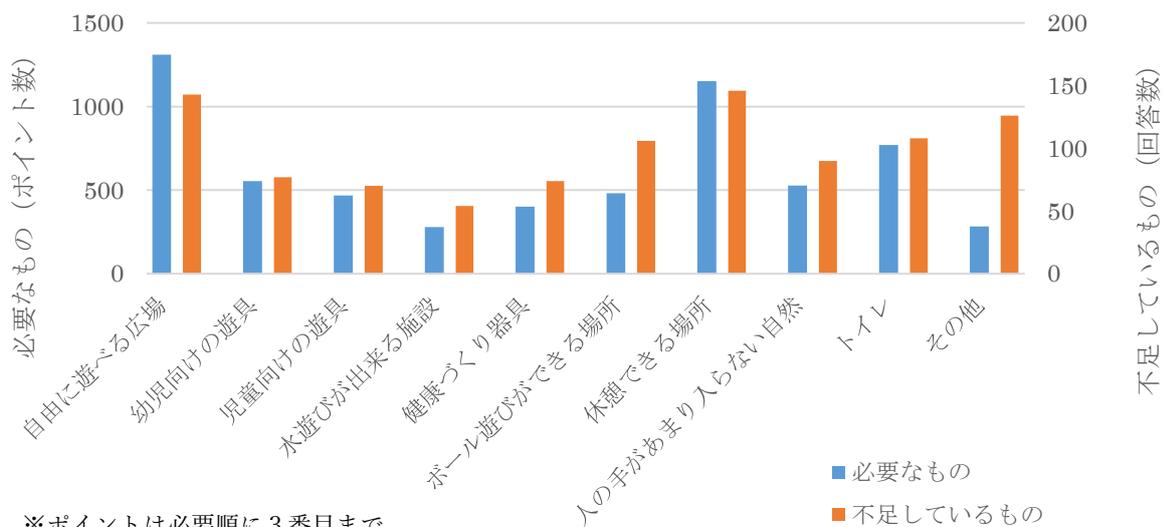
【図 2-5-2】 公園滞在時間



【図 2-5-3】 公園等の満足度



【図 2-5-4】 公園等に必要なもの と 不足しているもの



※ポイントは必要順に3番目まで
を点数化した合計

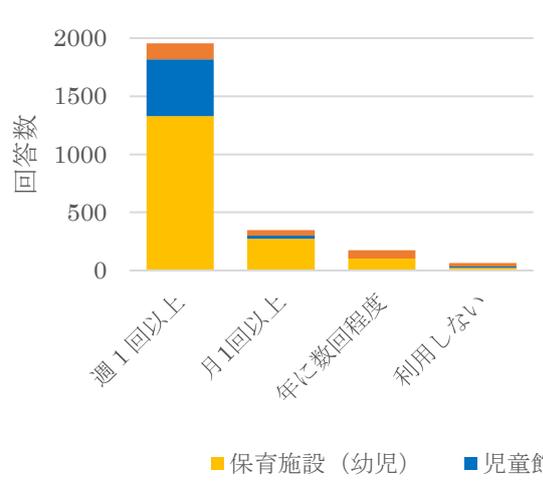
公園滞在時間は30分以上1時間未満が約4割を占め、普段利用する公園には約6割の方が満足と答えています。公園に必要な施設は「自由に遊べる広場」がもっとも多く、次いで「休憩できる場所」が続いています。不足している施設でも同様に2項目の割合が高くなっています。このことから広場や休憩施設のニーズが高まっていることがわかります。

(3) 施設アンケート調査

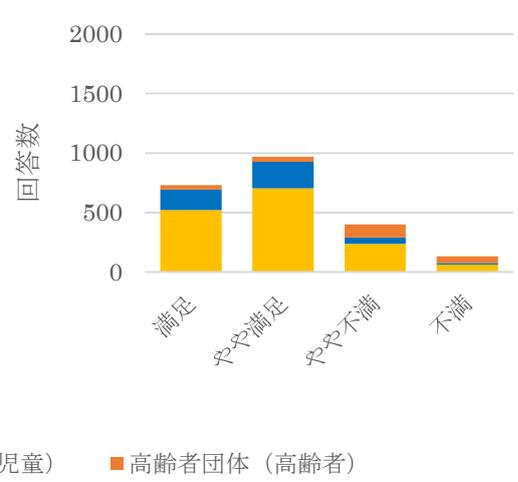
公園現地インタビュー調査では得られなかった個別の公園等におけるニーズを把握するため、とくに公園利用が生活に密接に関わる、幼児、児童、高齢者について調査をしています。

(※本方針では、幼児を満1歳から小学校入学まで、児童を小学校入学から中学校卒業まで、高齢者を65歳以上として、それぞれ保育施設、児童館、高齢者団体への調査を行っています。)

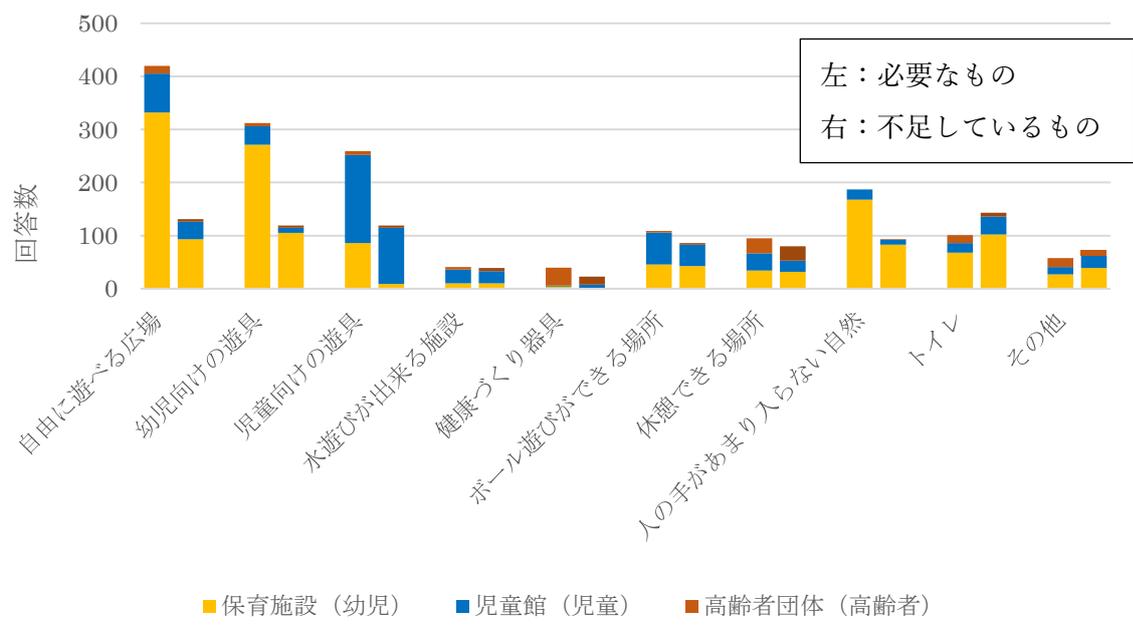
【図2-5-5】 公園利用頻度



【図2-5-6】 公園等の満足度



【図2-5-7】 公園等に必要なものとは不足しているもの

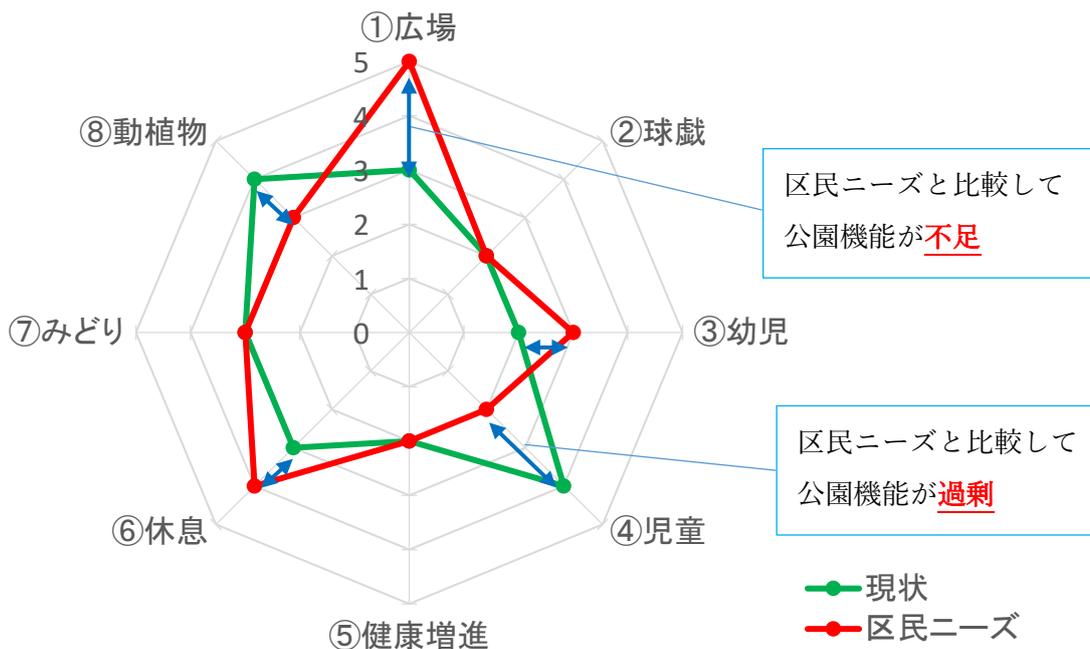


公園利用は週1回以上の利用がもっとも多く、また、満足度は「満足」「やや満足」が多くを占めていることから、公園等はよく利用され、満足度も高いことがわかります。必要な施設は公園現地インタビュー調査結果と同様に「自由に遊べる広場」がもっとも多かったほか、保育施設では「幼児向けの遊具」、児童館では「児童向けの遊具」、高齢者では「健康づくり器具」がそれぞれの世代を反映して必要と回答しています。

2-6 区民ニーズと公園機能の比較

2-5 で見た公園現地インタビュー調査結果をもとに区民ニーズを点数化して、同様に点数化した現状の公園機能と比較します。区民ニーズと現状の公園機能の差異を解消することが区民ニーズに応えることにつながります。

【図 2-6】 区民ニーズと現状の公園機能の比較レーダーチャート（杉並区平均）

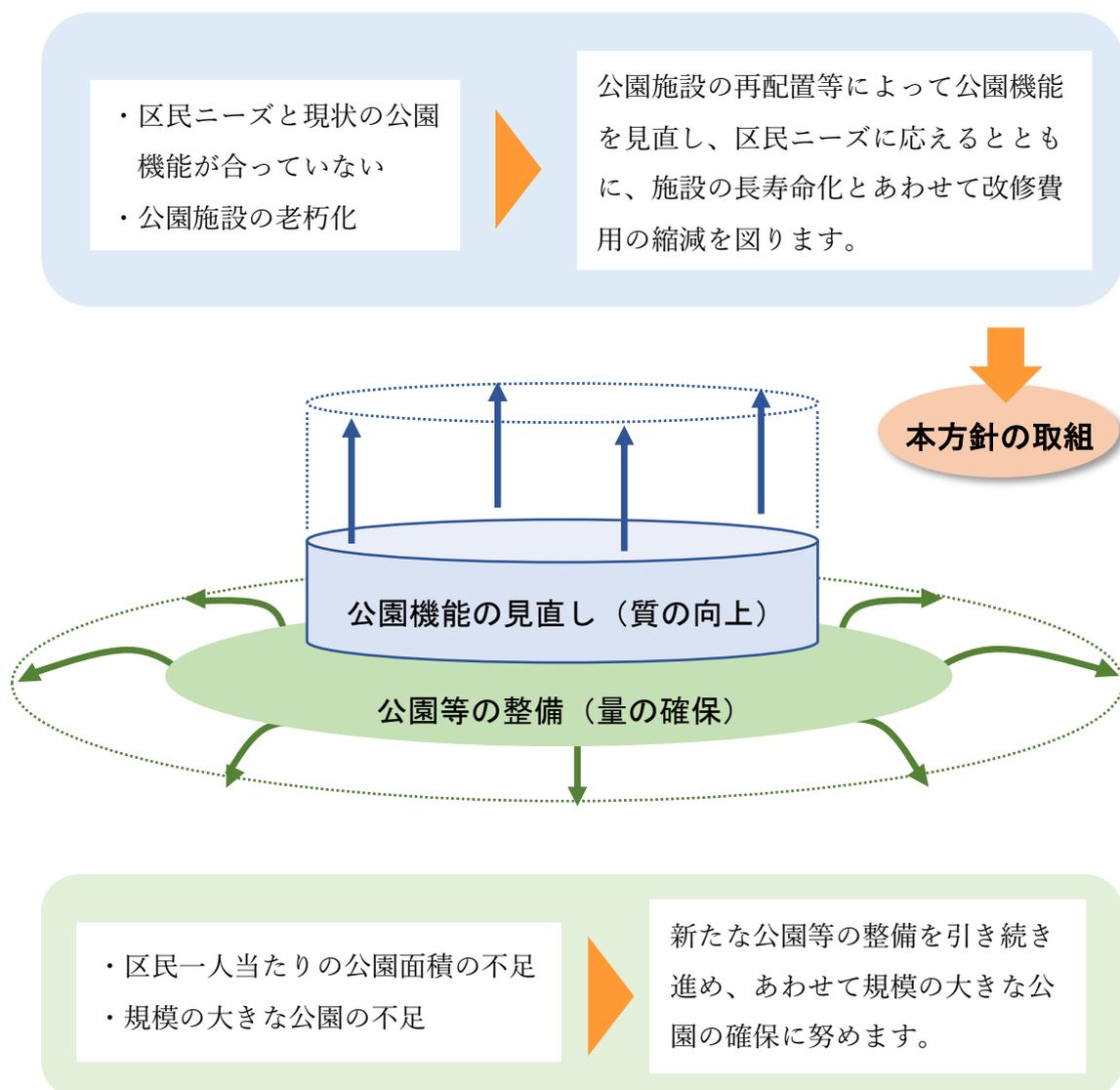


第3章 課題解決に向けた基本的な考え方

3-1 課題解決に向けた方向性

杉並区では「杉並区みどりの基本計画」において、区民一人当たりの公園面積の長期的な目標を5㎡としています。平成30年4月1日現在の公園面積は2.07㎡に留まっています。そのため新たな公園等の整備を引き続き進めるとともに規模の大きな公園の確保に努めます。

一方、区民ニーズの多様化など公園を取り巻く環境が大きく変化していることから、公園施設の再配置等によって、区民ニーズに応える公園機能の見直しを進めます。あわせて施設の長寿命化とともに、公園施設の再配置によって改修費用の縮減を図ります。



3-2 複数の公園等による公園機能の見直し

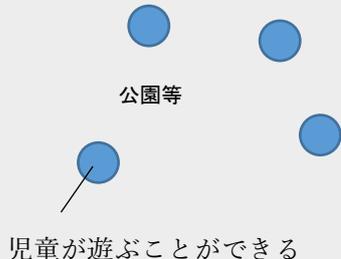
公園機能を見直すにあたっては、一つの公園等で見直すのではなく一定の範囲にある複数の公園等を対象とすることで、それぞれが公園機能を分担、補完しあい、全体として区民ニーズに応えることができます。

一つの公園等で見直す場合

似通った機能しかない公園等の一つに様々な公園機能を加えたい。

-  球戯ができる
-  ひと休みできる
-  幼児が遊ぶことができる

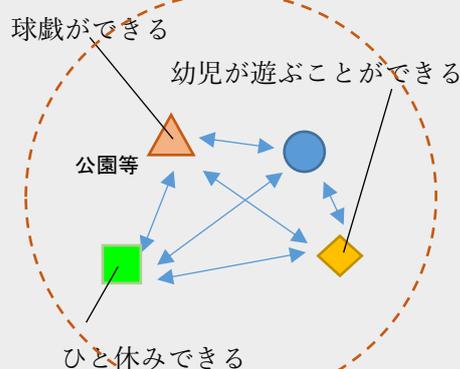
公園機能を増やすには限界がある



敷地の小さな公園等では様々な公園施設を設けるには限界があり、公園機能を増やせず区民ニーズに応えられない。

複数の公園等で見直す場合

一つの公園等では増やすことのできない公園機能を周辺の公園等で分担し補完する。



複数の公園等が一体となって、公園機能を増やすことで区民ニーズに応えることができる。

※公園機能見直しの際は、周辺の生産緑地や公共施設等の配置についても考慮していきます。

3-3 核となる公園と公園区の設定

小規模であっても複数の公園等が分担しあえば公園機能を増やすことができます。一方、2-4で見たように、大きな空間を必要とする広場や球戯利用といった機能を確保するには、概ね3000㎡以上あることが望ましいと言えます。しかし2500㎡以上の公園であっても改修等によって広場等を創出できる可能性があることから対象に含め、公園機能の見直しの中心的な役割を担う「核となる公園」とします。

【表3-3-1】 核となる公園一覧

番号	公園名称	所在地	敷地面積
1	西永福公園	永福 3-40-6	2517.62 ㎡
2	方南公園	方南 2-28-24	2669.69 ㎡
3	和田公園	和田 2-1-11	2737.09 ㎡
4	妙正寺公園	清水 3-21-21	12444.22 ㎡
5	梅里公園	梅里 1-1-55	5621.32 ㎡
6	三谷公園	上井草 3-12-10	2811.16 ㎡
7	高円寺東公園	高円寺南 5-11-7	2718.66 ㎡
8	済美公園	堀ノ内 1-27-40	6520.63 ㎡
9	大宮前公園	宮前 3-15-10	3826.65 ㎡
10	井荻公園	西荻北 4-38-17	3939.49 ㎡
11	下高井戸西公園	下高井戸 5-9-24	2501.81 ㎡
12	浜田山公園	浜田山 2-17-1	4594.78 ㎡
13	井草公園	井草 2-21-1	2843.84 ㎡
14	高井戸西公園	高井戸西 3-6-18	2999.75 ㎡
15	松溪公園	荻窪 1-39-1	3552.05 ㎡
16	昭栄公園	高井戸西 1-12-2	4950.00 ㎡
17	和泉二丁目公園	和泉 2-45-10	2666.11 ㎡
18	梅里中央公園	梅里 2-34-20	6286.32 ㎡
19	馬橋公園	高円寺北 4-35-5	19261.23 ㎡
20	蚕糸の森公園	和田 3-55-30	27146.86 ㎡
21	塚山公園	下高井戸 5-23-12	28700.67 ㎡
22	宮下橋公園	久我山 3-27-15	2776.16 ㎡
23	久我山中央緑地	久我山 3-25-21	2544.11 ㎡
24	永福中央公園	永福 2-1-12	4166.22 ㎡
25	宮前公園	宮前 2-12-18	3727.08 ㎡

26	井草森公園	井草 4-12-1	39503.80 m ²
27	柏の宮公園	浜田山 2-5-1	43458.30 m ²
28	天沼弁天池公園	天沼 3-23-1	5295.66 m ²
29	桃井原っぱ公園	桃井 3-8-1	40000.00 m ²
30	高円寺北一みどり公園	高円寺北 1-28-2	3609.03 m ²
31	成宗さくら公園	成田東 4-3-6	2950.02 m ²
32	下高井戸おおぞら公園	下高井戸 2-28-23	30757.41 m ²

※遊び場は暫定的な整備であるため除外しています。

※いこいの森は区有地ではないことから除外しています。

※大田黒公園、杉並児童交通公園、成田西ふれあい農業公園は特殊な利用をされるため除外しています。

※玉川上水公園、桃園川緑道、和田堀公園（区立）等は細長い形状でオープンスペースが少ないため除外しています。

※三井の森公園、清水森公園等は園内の大部分が樹林であり、オープンスペースが少ないため除外しています。

※阿佐谷けやき公園、杉並第八小学校跡地に予定される公園については未整備のため、整備後に改めて位置づけを検討します。

※都立公園（善福寺公園、善福寺川緑地、和田堀公園）は区が管理する公園でなく、公園機能を見直すことができないため除外しています。

3-4 公園施設にかかる費用縮減対策

30年以上経過した公園等が6割に達していることから、同様に公園施設も老朽化が進んでおり、今後、公園施設の改修費用は当然増加することが考えられます。加えて次々に更新時期を迎えた施設が増えることで、改修費用が一時期に集中することとなります。

しかし限られた財源の中では、すべての公園施設を一度に改修することが難しい状況です。

そこで本方針では下記の取組によって、安全・安心な公園施設を維持していきます。

①公園施設の長寿命化

公園施設の長寿命化計画によって、計画的に公園施設を改修することで改修費用の平準化を図ります。さらに改修する公園施設は耐用年数の長い素材を用いて施設の長寿命化を図ります。

②公園施設の再配置

区民ニーズの低い公園施設や重複した機能の公園施設は再配置によって見直します。

3-5 公園施設の長寿命化への取組

(1) 公園施設の長寿命化計画

公園施設長寿命化計画とは、老朽化する公園施設の改修費用が全国で増大する中、国土交通省がまとめた「公園施設長寿命化計画策定指針」に基づき地方自治体が作成する施設の計画的な更新と方針をまとめたものです。

区では、公園施設のうち、安全な公園利用に直結する遊戯施設（遊具）について、下記のとおり健全度調査を実施し、その判定結果と施設の経過年数に基づき平成29年度に長寿命化計画を作成しています。なお、今後とも、適宜、健全度調査を実施し、判定結果を踏まえて、必要に応じて補修等の対応をしていきます。

《健全度調査》

遊具の損傷や腐食状態等から判断する「劣化判定」を基本に、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び（社）日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準」に示されたハザード(※)の観点も踏まえて健全度を判定したものです。

※ハザードとは冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで、子供が予測できずに事故につながる危険性を言う。

【表3-5-1】 健全度調査結果一覧（平成27年度時点）

判定	評価内容	施設数
A	健全な状態	6 基
B	概ね健全だが部分的に劣化が進行している状態	384 基
C	全体的に劣化が進行し、補修や更新が必要な状態	651 基
D	全体的に顕著な劣化があり、更新が必要な状態	13 基
計		1,054 基

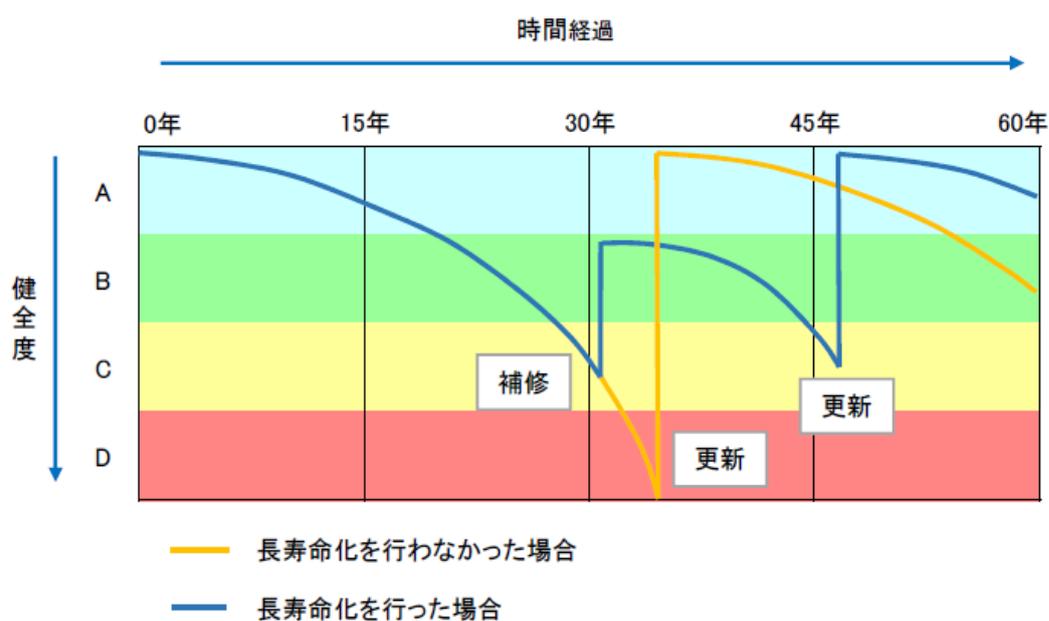
(2) 予防保全型管理

長寿命化計画では従来の事後保全型から予防保全型に転換することで、危険なD判定になる前に補修等を行い、施設を長持ちさせることで費用の縮減や平準化を図ります。

【表 3-5-2】 管理の種別

種別	内容
事後保全型管理	施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法
予防保全型管理	施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせることを目的に計画的な手入れを行うよう管理する方法

【図 3-5-3】 予防保全型管理による施設長寿命化のモデル



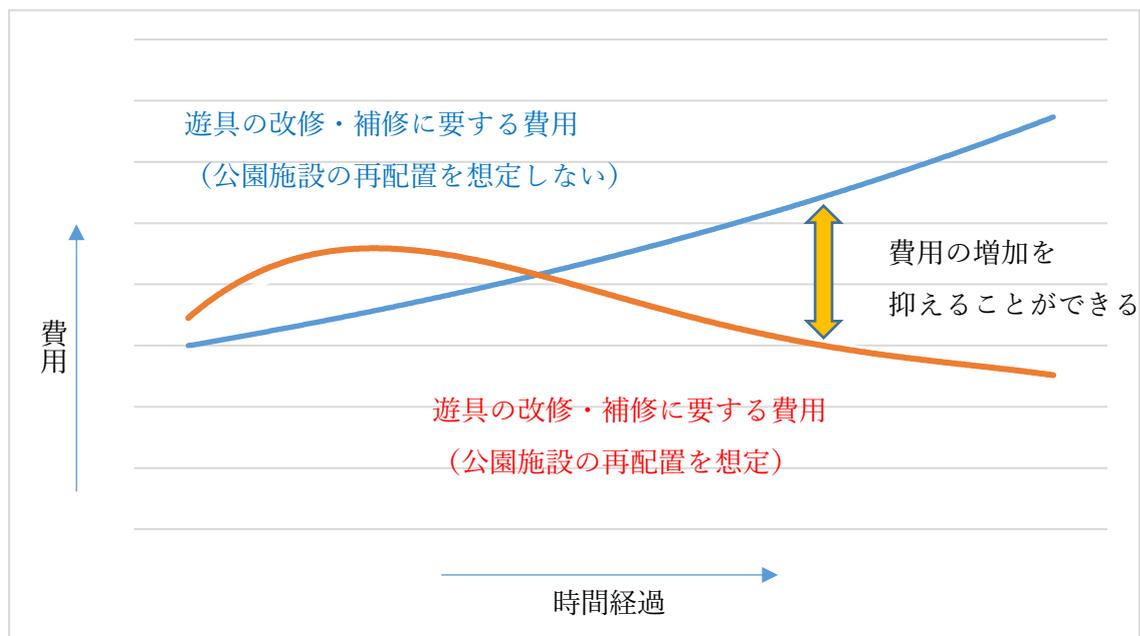
(3) 耐用年数の長い素材を使用した公園施設

遊具をはじめ、公園施設を改修する際は耐用年数の長い素材に変えます。

3-6 公園施設の再配置による費用縮減

計画的な改修による費用の平準化や耐用年数の長い素材の使用など、公園施設の長寿命化のほか、重複した機能の公園施設を再配置によって見直すことで施設にかかる長期的な改修等費用を縮減することができます。

【図3-6】 公園施設の再配置による遊具の改修等費用の縮減効果イメージ



第4章 多世代が利用できる公園づくりの実現に向けて

4-1 協働による公園づくり ～みんなで考えます～

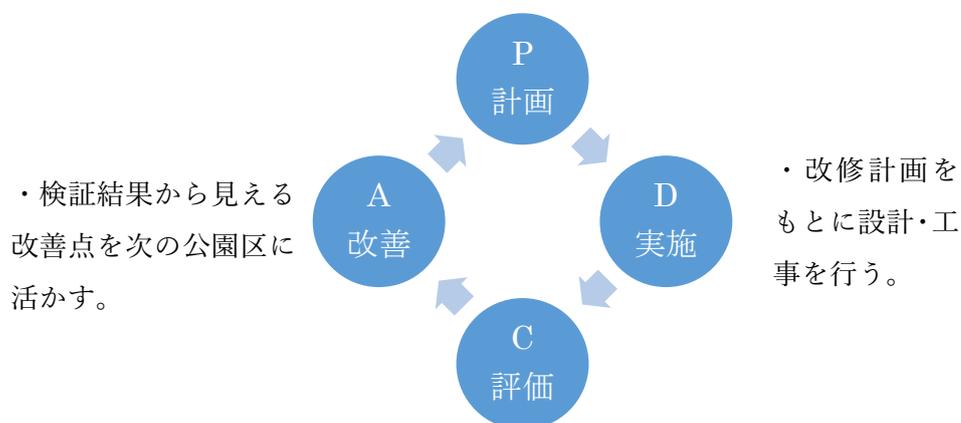
本方針では公園現地インタビュー調査等をもとに区民ニーズを把握・分析し、現状の公園機能との差異から、公園区における配置を踏まえた公園施設の再配置の考え方を示してきました。

詳細な区民ニーズは公園区それぞれで異なることから、公園施設の再配置は地域におけるワークショップ等によって、利用者である区民の皆様と話し合いながら行っていきます。また、こうした取組を効率的に進めるため民間事業者の資金やノウハウを活用した公園施設の改修や公園運営も検討していきます。

4-2 計画的な公園区の改修 ～着実に進めていきます～

全ての公園区を同時に改修することは困難であることから、地域に偏りが無いよう配慮しながら、本方針に基づく取組による効果が高い公園区から順次改修を進めていきます。改修にあたってはPDCAサイクルをもとに、改修した公園区の成果を次の公園区に活かしていきます。

・ワークショップ等を活用して地域と行政
が同じ目的を共有し改修計画をつくる。



・アンケート等によって改修後の公園区の公園利用の変化、区民ニーズの充足を検証。

4-3 方針の改定

本方針は(1) - ③で見たとおり、今後は杉並区みどりの基本計画に包含されます。よって計画の改定にあわせて本方針も改定していきます。

4-4 公園等を取り巻く課題への取組に向けて

公園等を取り巻くその他の課題は下表のとおり広範に及びますが、これらの課題解決に向けて、公園利用者、地域住民、事業者、その他 NPO 法人等と一緒に取組んでいきます。

表 4-4 公園等を取り巻くその他の課題

ハード面	ソフト面
<ul style="list-style-type: none"> ・水とみどりのネットワーク形成 ・生産緑地の指定解除が集中する、いわゆる 2022 年問題に対応した用地の確保 ・P-PFI 制度を活用した公園整備 ・生態系に配慮した公園整備 ・バリアフリーに対応した便所改修等 ・新基準に対応した遊具改修 ・ユニバーサルデザインによる公園整備 ・防災の視点による公園整備 ・ヒートアイランド現象緩和 及び地球温暖化対策 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの連れ込み ・エサやり（ネコ・鯉・カラス等） ・受動喫煙 ・ボール利用、騒音 ・不法投棄 ・防犯カメラ設置の是非 ・都市における公園樹木のあり方 ・賑わいの創出、プレーパークの創設 ・指定管理者制度等、民間活力による 管理運営 ・歴史・文化的資源の活用 など

6 杉並区のみどりの略年表

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
明治6	1873	太政官布達第16号により公園制度が始まる		
21	1888	市区改正条例公布		
36	1903	日比谷公園開園		
大正8	1919	都市計画法公布（公園が都市計画施設として位置づけられる）		
12	1923	関東大震災 震災復興特別都市計画法公布		
昭和6 12 14 15	1931 1937 1939 1940	国立公園法公布 東京緑地計画策定 都市計画法改正（緑地が都市計画施設となる）		菟窪公園開園 （第1号区立公園）
20 22 25	1945 1947 1950	第二次世界大戦終結 日本国憲法公布 特別区誕生		関根文化公園開園 （戦後最初の区立公園）
29 31 32	1954 1956 1957	土地区画整理法公布 都市公園法公布（整備水準、配置標準、管理基準、公園内建ぺい率2%以下） 自然公園法公布		
36 37 39 41 43 44 45	1961 1962 1964 1966 1968 1969 1970	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律公布 東京オリンピック開催 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法公布 首都圏近郊緑地保全法公布 新都市計画法公布（市街化区域、同調整区域の線引き） 東京の緑地地域全面解除 東京都風致地区条例制定		都立善福寺公園開園 都立和田堀公園・善福寺川緑地開園
47	1972	都市公園等整備緊急措置法公布 自然環境保全法公布	第1回緑化基本調査実施 杉並区緑化計画審議会設置	杉並区児童交通公園開園

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
47	1972	東京における自然の保護と回復に関する条例制定	杉並区みどりの条例制定	区の木決定
48	1973	都市緑地保全法公布		区の木決定
49	1974	生産緑地法公布		区の木決定
51	1976	都市公園法改正（国営公園制度の創設）		区の木決定
52	1977	緑のマスタープラン通達（市街地面積の30%の緑地確保、20㎡/人の公園整備目標）		区の木決定
54	1979		第2回緑化基本調査実施 杉並区基本構想策定 都上井草総合運動場が区に移管	区の木決定 浜田山区民農園開園 （第1号区民農園）
56	1981	都市計画法改正（地区計画制度の創設） 東京都緑のマスタープラン策定	第3回緑化基本調査実施 杉並区緑化基本計画・同推進計画策定 第4回緑化基本調査実施 杉並区基本構想策定 杉並区まちづくり基本方針（あすの「杉並」をめざして）策定	大田黒公園開園
57	1982			大田黒公園開園
59	1984	東京都緑の倍増計画策定		大田黒公園開園
60	1985	都市緑化推進計画の策定通達		大田黒公園開園
61	1986			大田黒公園開園
62	1987			大田黒公園開園
63	1988			大田黒公園開園
平成元 2	1989 1990	東京都みどりのフィンガープラン策定 国際花と緑の博覧会開催		大田黒公園開園
3	1991	生産緑地法改正	第5回緑化基本調査実施	杉並百景決定
4	1992		第5回緑化基本調査実施	杉並百景決定
5	1993	都市公園法施行例改正	第5回緑化基本調査実施	杉並百景決定
6	1994	都市緑地保全法の改正（緑の基本計画制度の創設） 緑の政策大綱発表	第5回緑化基本調査実施	杉並百景決定
7	1995	都市緑地保全法の改正（市民緑地制度の創設） 生物多様性国家戦略策定	杉並区環境基本計画策定	井草森公園開園
8	1996		杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）策定	井草森公園開園
9	1997	東京都景観条例制定 東京都環境基本計画策定	杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）策定	井草森公園開園

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
9	1997		第6回緑化基本調査実施	
10	1998		杉並区環境基本条例施行	市民緑地「清水いこいの森」開設
11	1999		杉並区みどりの基本計画策定	市民緑地「成田西いこいの森」開設
12	2000	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例施行 緑の東京計画策定	緑化指導「緑化調整基準」改定 貴重木制度発足	
13	2001	都市緑地保全法の改正（緑化施設整備計画認定制度の創設等） 東京都緑のボランティア制度発足		
14	2002	東京都環境基本計画策定 新・生物多様性国家戦略 地球温暖化対策推進大綱の発表	杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)改定 みどりのボランティア杉並発足 杉並区みどりの基金創設 平成14年度みどりの実態調査実施 屋上・壁面緑化助成制度実施	
15	2003	自然再生推進法の制定 美しい国づくり政策大綱の発表 ヒートアイランド政策大綱の発表	杉並区環境基本計画改定 杉並区まちづくり条例施行	
16	2004	景観法の制定 都市公園法の一部改正（立体都市公園制度、借地公園保存規定等） 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定 都市緑地法（都市緑地保全法）改正		柏の宮公園開園 都市のみどりを守る緊急フォーラム開催
17	2005		みどりのベルトづくり計画策定	

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
17	2005		みどりのリサイクル計画策定 杉並区みどりの基本計画(一部改定)	
18	2006	東京都みどりの新戦略ガイドラインの策定 都市計画公園・緑地の整備方針の策定 民設公園制度	「杉並区みどりの条例」制定 (旧杉並区みどりの条例全部改定)	
19	2007	東京都「緑の東京10年プロジェクト」基本方針策定 第3次生物多様性国家戦略 京都議定書目標達成計画の改定	平成19年度みどりの実態調査実施 杉並区みどりのボランティア団体認定制度発足	
20	2008	生物多様性基本法成立 広域地方計画		
21	2009	(第1次)首都圏広域地方計画	杉並区まちづくり条例改正 杉並区景観条例施行	市民緑地「下井草いこいの森」開設 高円寺みどりのベルトづくりモデル地区指定 角川庭園・幻戯山房(すぎなみ詩歌館)開園
22	2010	生物多様性国家戦略2010 緑確保の総合的な方針策定 生物多様性基本法施行	杉並区景観計画策定 環境基本計画改定 杉並区みどりの基本計画改定	三井の森公園開園
23	2011	「2020年の東京」策定		桃井原っぱ公園の開園
24	2012	第四次環境基本計画策定閣議決定 生物多様性の保全に向けた基本戦略策定 生物多様性国家戦略2012-2020	平成24年度みどりの実態調査実施	みどりの顕彰「後世にのこしたい杉並の屋敷林」実施
25	2013	東京都環境影響評価条例改正	杉並区まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)改定	都市のみどりを守るフォーラム2013開催 市民緑地「山葉名いこいの森」開設
26	2014	「植栽時における在来種選定ガイドライン」～生物多様性に配慮した植栽を目指して～策定	杉並区緑地保全方針策定	みどりの顕彰「みどりの活動賞」実施

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
27	2015	「パークマネジメントマスタープラン」改定 国連総会で「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	杉並区総合計画(H27～H33)・ 実行計画(H27～H29)の策定	
28	2016	東京都環境基本計画策定 新たな国土形成計画（広域地方計画） (第2次)首都圏広域地方計画 緑確保の総合的な方針 地球温暖化対策計画閣議決定 地球温暖化対策推進法（一部改正） 地球温暖化対策のための国民運動 実施計画策定 パリ協定発効 「持続可能な開発目標（SDGs）」実施指針閣議決定 都市緑地法（一部改正）	杉並区景観計画改定	みどりのベルトづくり高円寺推進地区指定 みどりのベルトづくり堀ノ内推進地区指定 大宮の杜緑地開園 成田西ふれあい農業公園開園 みどりの顕彰「みんなで楽しめる杉並のみどり」実施
29	2017	東京が新たに進めるみどりの取組 第五次環境基本計画閣議決定	平成29年度みどりの実態調査実施	下高井戸おおぞら公園（西側）開園 「狹窪一丁目・成田西二・三丁目農の風景育成地区」指定
30	2018	「ゼロエミッション東京」宣言	杉並区環境基本計画改定 第7次自然環境調査実施	遅野井川親水施設開園
令和元	2019	都市計画公園・緑地の整備方針改定	「杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針」策定	
2	2020	緑確保の総合的な方針改定 「2050年カーボンニュートラル」宣言		
3	2021	「未来の東京戦略」策定	杉並区ゼロカーボンシティ宣言	農福連携農園開園
4	2022	東京都環境基本計画策定	環境基本計画改定 令和4年度みどりの実態調査実施	

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
5	2023	「保全地域の保全・活用プラン」策定 生物多様性国家戦略 2023-2030 東京都生物多様性地域戦略 グリーンインフラ推進戦略 2023 東京都生物多様性地域戦略策定 東京グリーンビズ	杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)改定 第8次自然環境調査実施	「遅野井川親水施設」、国の「自然共生サイト」に認定
6	2024	第六次環境基本計画閣議決定 緑の基本方針策定	気候区民会議の開催	馬橋公園（拡張）開園 市民緑地「さかうえいこいの森」開設 荻外荘公園開園

7 計画の検討体制

1) 計画の策定体制

①学識経験者等（所属等については、令和6年（2024年）3月時点のものです。）

【名称】 杉並区みどりの基本計画検討委員会

【構成】 河村 明 東京都立大学都市基盤環境学域 名誉教授
佐藤 留美 NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事
竹内 智子 千葉大学大学院園芸学研究院 准教授
和田 博幸 公益財団法人日本花の会 花と緑の研究所 特任研究員
石川 貴善 公募
稲田 星 公募
武井 成浩 保護樹木等・農地所有者
野田 一郎 農業委員会委員
峯岸 弘昌 都立農芸高等学校 緑地環境科 専修実習助手

【アドバイザー】

湯澤 将憲 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室長
菅原 淳子 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課長

②庁内組織

【名称】 杉並区みどりの基本計画検討委員会 幹事会

【構成】 会長：都市整備部土木担当部長
会員：政策経営部企画課長
産業振興センター事業担当課長
都市整備部管理課長
都市整備部市街地整備課長
都市整備部土木計画課長
都市整備部みどり公園課長
都市整備部みどり施策担当課長
環境部環境課長
環境部温暖化対策担当課長
教育委員会事務局庶務課長

【名称】 杉並区みどりの基本計画検討委員会 部会

【構成】 会長：都市整備部みどり施策担当課長
構成：他関係所管課職員 13名

2) 計画策定の経緯

令和5年度	7月5日	杉並区みどりの基本計画検討委員会幹事会（以下「幹事会」という。）（第1回） 杉並区みどりの基本計画検討委員会部会（以下「部会」という。）（第1回） ・みどりの基本計画の概要説明
	8月9日	部会（第2回） ・杉並区民意向調査について
	8月14日	幹事会（第2回） ・現行計画の成果と評価の確認
	8月23日	小学生アンケート ・みどりについての思いについて
	8月28日	杉並区みどりの基本計画検討委員会（第1回） ・杉並区みどりの基本計画とは ・杉並区のみどりの現状と課題 ・現行計画における取組の実績と評価 ・計画改定までの流れ ・目指す計画のイメージ ・他自治体の特色ある計画改定例
	9月13日	部会（第3回） ・取組内容検討
	9月21日	幹事会（第3回） ・改定の視点・基本方針・目標設定について
	10月4日	杉並区みどりの基本計画検討委員会（第2回） ・前回の振り返り ・改定の指針について ・基本方針の設定について ・目標の設定 ・取組一覧について
	10月25日	区民意見募集（1回目）～12月9日まで ・改定の視点、目標、基本方針についてのアンケートによる意見収集
	11月6日	幹事会・部会（第4回） ・検討状況の報告と今後のスケジュール
	11月9日	オープンハウス型懇談会（柏の宮公園） ・みどりの施策等についての要望や意見収集
	11月22日	部会（第5回） ・みどりの基本計画冊子構成案
	12月1日	幹事会（第5回） ・区民意見等を踏まえての再検討
	12月2日	オープンハウス型懇談会（井草森公園） ・みどりの施策等についての要望や意見収集
	12月9日	キックオフミーティング ・「みどりの基本計画改定中！杉並のみどりをどう守る？どう創る？」というテーマを基に、区長と区民との意見交換実施 ・区内のみどりについて知り、区民と課題の共有や意見収集
	12月13日	杉並区みどりの基本計画検討委員会（第3回） ・前回の振り返り ・区民等意見収集の状況について ・区民意見等を踏まえての再検討 ・取組一覧について
	12月15日	子どもの意見募集～1月23日まで ・「みどりが好きか。」「みどりを増やすにはどうしたらよいか。」等のアンケート調査
1月10日	区民意見募集（2回目）～3月26日まで ・みどりの基本計画改定に関するご意見やアイデアについての調査	
1月11日	部会（第6回） ・基本方針の考え方について	

	1月12日	幹事会（第6回） ・将来像・基本方針・取組体系の整理
	1月24日	杉並区みどりの基本計画検討委員会（第4回） ・前回の振り返り ・みどりの将来像と基本方針について ・取組一覧について ・計画素案構成について
	3月12日	部会（第7回） ・みどりの基本計画素案の説明
	3月26日	幹事会（第7回）、部会（第8回） ・みどりの基本計画素案の説明
	3月27日	杉並区みどりの基本計画検討委員会（第5回） ・前回の振り返り ・杉並区みどりの基本計画素案（作成状況）について ・今後のスケジュール
令和6年度	10月11日	幹事会（第8回）、部会（第9回） ・これまでの検討経緯 ・みどりの基本計画改定の考え方 ・みどりの基本計画の骨子（案）について ・今後の改定スケジュール
令和7年度	5月10日	杉並区みどりの基本計画改定ワークショップ（第1回） ・「みどりの基本計画とは」「杉並区のみどりの現状と課題」についての説明
	5月31日	杉並区みどりの基本計画改定ワークショップ（第2回） ・屋敷林所有者、ボランティアの方のお話 ・グリーンインフラ杉並区民会議、杉並区気候区民会議に参加された方のお話
	6月18日	部会（第10回） ・基本方針・目標・施策について
	7月5日	杉並区みどりの基本計画改定ワークショップ（第3回） ・「参加者のみどりに対する行動ときっかけ」「自分は何をしてほしいか、自分には何ができるか」について話し合い深めるグループワークを実施
	7月22日	部会（第11回） ・基本方針・目標・施策について
	7月24日	幹事会（第9回） ・改定素案の目標や指標の内容確認等。
	8月9日	杉並区みどりの基本計画改定ワークショップ（第4回） ・「探そう、夢中になれること」をテーマに参加者自身のみどりとの関りについて自分がやってみたいことを話し合い深めるグループワークを実施
	9月3日	部会（第12回） ・改定素案の目標や指標の内容確認等。
	12月25日	幹事会（第10回）、部会（第13回） ・改定案について

3) 杉並区みどりの基本計画検討委員会（要綱）

令和5年3月6日
杉並第60742号

改正 令和5年6月1日杉並第11745号

（趣旨）

第1条 この要綱は、杉並区みどりの基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第2条 委員会は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の規定に基づく杉並区みどりの基本計画（以下「計画」という）に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

（1）計画における専門的な事項に関すること。

（2）その他計画に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）学識経験者 4名以内

（2）区民 6名以内

（運営）

第4条 委員会は、都市整備部土木担当部長が開催する。

2 委員会の司会及び進行をする者は、内容ごとに適した者を選出する。

3 都市整備部土木担当部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者

又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 委員会は、公開とする。ただし、都市整備部土木担当部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（幹事会）

第6条 委員会において聴取した意見に関し連絡調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる職員をもって構成し、幹事長は、都市整備部土木担当部長とする。

（1）都市整備部土木担当部長

（2）政策経営部企画課長

（3）産業振興センター事業担当課長

- (4) 都市整備部管理課長
- (5) 都市整備部市街地整備課長
- (6) 都市整備部土木計画課長
- (7) 都市整備部みどり公園課長
- (8) 都市整備部みどり施策担当課長
- (9) 環境部環境課長
- (10) 環境部温暖化対策担当課長
- (11) 教育委員会事務局庶務課長

3 幹事長は、幹事会を総括し、幹事会を招集する。

4 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事はその職務を代理する。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、事案に関係がある職員を幹事会に出席させることができる。

(部会)

第7条 幹事会の事務を補佐するため、部会を置く。

2 部会長及び部会員は、都市整備部土木担当部長が指名する職員をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部みどり施策担当において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、都市整備部土木担当部長が別に定める。

附 則 (令和5年5月25日杉並第11745号)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

8 用語の説明（五十音順、アルファベット順）

用語		説明
あ	雨庭	地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った空間のこと。
う	雨水浸透	降った雨が地下に浸透すること。雨水浸透を促すことで、水路や河川への流出が減り、負担を軽減する効果が期待されるほか、地下水・湧き水の枯渇を防止するなど、水環境を守る効果もあり、都市における健全な水循環の保持・創出に資する。
	雨水浸透・貯留施設	雨水を一時的に貯めたり（貯留）、地下に浸み込ませたり（浸透）することで、都市部での浸水被害を防ぎ、洪水緩和や地下水涵養、雨水利用（散水、トイレ水など）を目的とした施設。貯留施設にはタンク、調節池などがあり、浸透施設には浸透ます、透水性舗装、浸透トレンチなどがある。
え	エコスクール	環境を考慮した学校施設のこと。
	延焼遮断効果 延焼遮断帯	都市のみどりには、災害時に水分を含んだ樹木と公園・広場などのオープンスペースによる延焼遮断効果が期待される。
お	オープンスペース	都市内における広場、公園、河川等、建築物のない空間を指す。
	オープンハウス型説明会	説明パネルの展示と担当者による個別対応を組み合わせた形式の説明会。
	温室効果ガス	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。
か	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
	核となる公園	敷地面積 2,500 m ² 以上で、多目的に利用できるオープンスペースや球戯利用、幼児や児童の遊び場、健康増進や休息の場等、様々な公園機能を確保できる広さを有する公園区の中心となる公園。
	外来種	人間によって、本来見られる地域外に持ち込まれた生きもの。荷物への付着や、靴底について種が運ばれるなど意図的でないものもある。海外起源の外来種（国外外来種）ばかりでなく、日本の他の地域から持ち込まれたものを国内外来種という。外来種の中でも、在来種の絶滅につながるおそれがあるなど、生態系や人間の生活に大きな影響を及ぼすようなものを、侵略的外来種という。海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で指定されているものを「特定外来生物」という。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

き	貴重木	区の保護樹木のうち、美観の維持等に資する樹木で規則に定める基準に該当するもので指定された樹木（巨樹、珍木、景観形成に寄与する樹木など）。
く	区民農園	区が運営・貸出を行っている農園で、利用者自身が農産物などを栽培できる農園。農にふれあう機会の創出や、都市農業への理解促進を目的として、杉並区内には7園開設（令和7年（2025年）3月末）している。
	グリーンインフラ	自然が持つ多様な機能（緑・水・土・生物など）を、社会資本整備やまちづくりに活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める考え方・取組のこと。
	グリーンインフラ推進戦略	2025年6月に策定した「国土交通省環境行動計画」に係る実行計画として策定。本戦略の計画期間を2030年度までとし「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を図る。また、2050年に向けて「自然共生社会」の実現を目指す。
	グレーインフラ	道路、堤防、ダム、トンネルなど、コンクリートや鋼鉄といった無機質な素材で作られた従来型のインフラ（社会基盤）の総称のこと。
こ	公園区	核となる公園から半径500m以内の範囲にある公園で、公園機能を分担し補完しあう公園のグループ。
	公開空地	ビルやマンションの敷地に設けられた一般公衆が自由に出入りできる空間のこと。
	公開空地等のみどりづくり指針	大規模建築物等の建築等を行おうとする事業者が、公開空地等の計画立案に必要な事項を定めるとともに、事業者が東京都と協議することにより、公開空地等の価値の向上に資することを目的とした指針。
	昆明・モンリオール生物多様性枠組	2022年12月のCOP15（生物多様性条約締約国会議）で合意された、2030年までに生物多様性の損失を食い止め回復に向かうための世界共通の行動枠組。
さ	在来種	ある地域に生息・生育している自然分布の動植物の種のこと。亜種等も含む。
し	自然共生サイト	地方公共団体・民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域のこと。2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全する「30by30」の目標達成のため、保護地域以外でも生物多様性保全に資する区域を認定するものとして、環境省が認定。
	市民緑地 市民緑地契約制度	都市緑地法第55条に基づくもので、土地所有者等と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。 区では地域に残された300㎡以上の樹林地などの貴重なみどりを、土地所有者の協力により「いこいの森」として無償で借り受け、区民等の憩いや学びの場として活用・保全している。 土地所有者には、固定資産税・都市計画税の免除、相続税評価額の軽減、区による維持管理の実施などのメリットがある。
	借地公園制度	自治体が土地所有者から無償で土地を借り受け、公園を整備する仕組み。
	社叢（しゃそう）	神社や寺にあるまとまりのある大きな樹林のこと。神社の樹林は鎮守の森とも呼ばれることがある。

し	樹冠被覆率	樹冠を地面に向かって水平に投影した時にできる陰影の面積が（全体）敷地に占める面積割合。一般に樹冠が大きければ大きいほど、炭素固定、大気汚染物質の除去等の効果が高いことが見込まれる。このため、欧米を中心に都市緑地として重要なみどりのひとつである街路樹の樹冠被覆率を高めるような考え方が広がっている。
	樹木被覆地	上空から見て樹木で覆われている土地のこと。
	食育	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。
	植生	ある範囲内に生育する樹木や草本など全植物の集団のこと。
す	杉並区基本構想	杉並区の将来の姿と、進むべき方向性を描くものであり、区の近未来に向けた道筋を指し示す「羅針盤」とも言えるもの。また、区が、区政を担う責任主体として行政運営を行う際の、すべてのもととなる考え方となる。この構想は、区と区民はもちろん、地域団体や民間事業者等を含めた、区に関わるすべての人と共有するものである。
	杉並区総合計画	杉並区基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋について、長期的な視点に立って示す計画。
	杉並区認定みどりのボランティア団体	杉並区みどりの条例第 3 条の趣旨に基づき、 地域のみどり （緑地・公園・樹林地など）の保全・育成を自主的・継続的に行う団体を区が正式に認定する制度。個人で参加する「みどりのボランティア杉並」と異なり、団体として“自立したみどりの保全活動”を行っていることが認定の前提となる。
	杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）	都市計画法第 18 条の 2 に基づく 都市計画に関する基本的な方針で、杉並区の将来の都市像（まちのイメージ）と、まちづくりの目標を明らかにする最上位の都市計画方針。都市政策全般の指針で都市計画マスタープランとして位置づけられる。
	杉並区みどりの実態調査	杉並区みどりの条例に基づき、定期的実施する区内の緑の実態に関する調査。昭和 47 年（1972 年）から 5 年ごとに実施している。
	すぎなみ地域大学	地域活動・ボランティア活動に必要な知識や技術を学び仲間を助け、区民自身が地域社会に貢献する人材、協働の担い手として活躍できるようにするための「学びの仕組み」の場。すぎなみ地域大学で、みどりのボランティアに関する講座を行っている。
	すぎなみみどり育て組	公園等の清掃や植栽の手入れなどの活動を自主的・主体的に行い、区がこれを支援する制度。地域の方が公園等とのかかわりを持つことで、地域の連帯感を高め公園等利用のモラルが向上し、地域に親しまれ愛される公園等に育てていくことを目的としたボランティア活動。
せ	生産緑地 生産緑地地区	市街化区域内の農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために生産緑地法に基づき、都市計画に定める地域地区。生産緑地地区に指定されると営農が義務づけられるが、指定から 30 年経過後または農業の主たる従事者の死亡等の際には区市町村に買い取りの申請をすることができる。また、相続税の納税猶予や固定資産税の宅地並課税が適用外（農地課税）となる。

せ	生態系	ある地域に生息・生育する生物とその周囲との環境との相互作用や関係を含めた生物社会の全体を指す概念。
	生物多様性	地球には、目に見えない細菌からゾウのような大きなものまで、3000万種類もの生き物がいるといわれている。すべての生き物は長い歴史の中、異なる環境下で自分たちの居場所を見つけながら、共に進化し、お互いにつながり、直接的・間接的に支え合っており、このつながりのことを生物多様性という。
	生物多様性国家戦略	生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画。
	ゼロエミッション東京戦略	2030年カーボンハーフとその先の未来を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定。2035年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減（2000年比）する新たな目標と、その達成に向けた31の個別目標を設定し、実効性ある施策を推進している。
	ゼロカーボンシティ (ゼロカーボン)	2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにすることを指すと首長自ら、または地方自治体として公表した地方自治体のこと。杉並区は令和3年にゼロカーボンシティを目指すことを表明している。 (企業や家庭が排出する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（カーボン）の「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて排出量の合計を実質的にゼロにすること。)
そ	雑木林	里山に形成される人の手で維持、育成される樹林。関東地方では、クヌギやコナラなどの広葉樹の樹林が多い。十数年に一度萌芽更新を図り、伐採した材を炭作りや、シイタケ栽培などに用いた。
ち	地球温暖化対策計画	日本政府が「地球温暖化対策推進法」に基づいて策定する国の総合計画。目的は、温室効果ガス（GHG）の排出削減・吸収量の確保を計画的に進め、2050年カーボンニュートラルを実現することにある。
	地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。生産者と消費者の距離が縮まり、健康や環境に良いものの提供を行うもの。地域の生産者と消費者の連携が密になることで、コミュニティ形成に役立ち独自の文化などの発展にも寄与するといわれている。
と	東京グリーンビズ	「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、都民や企業など様々な団体とともに、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、100年先を見据えた緑のプロジェクトのこと。
	東京都生物多様性地域戦略	生物多様性基本法第13条第1項に基づく地域戦略であり、令和4年（2022年）12月26日に東京都自然環境保全審議会から答申を得て策定したもの。自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せることを目標としている。

と	特別緑地保全地区	都市緑地法第 12 条に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することが期待される。指定された地区内では、建築物の建築、木竹の伐採等の行為制限があり、これらの行為をしようとする場合には許可が必要になるが、土地所有者には土地相続税の評価減等税制上の優遇措置がある。土地利用に著しい支障が生じた場合、10ha 以上の場合は都道府県、10ha 未満の場合は市区町村に対して土地の買入れ申し出ができる。区内では、大宮八幡社叢を中心とした和田堀特別緑地保全地区（2.9ha）が指定されている。
	都市計画公園・緑地の整備方針	東京都及び区市町が連携して、公園・緑地を計画的・効率的に整備するための基本方針。整備を優先的に進める区域（優先整備区域）等を定めている。
	都市づくりのグランドデザイン	「2040 年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもの。
	都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。平成 17 年（2005 年）の景観法の制定にあわせて改正された（旧名称は都市緑地保全法）。都市公園法及びその他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律とあわせて、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。
な	ネイチャーポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復に転じる」ことを社会全体の目標に据える考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030 年までに自然の劣化を反転、2050 年に自然と社会の調和的な共生を実現することを目指す。2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で目標として掲げられ、国内では、2023 年 3 月に閣議決定した生物多様性国家戦略 2023-2030 において 2030 年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。
の	農業体験農園	農業者が農園主となり、農業体験を行う農園。農園利用者は、農園主の指導を受けながら、作付けから収穫までの農作業を体験でき、初心者も安心していろいろな野菜作りを体験することができる。
	農の風景育成地区	都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくために東京都が創設した制度。この制度では、東京都と区が協力して農地や屋敷林などが比較的まともに残る地区を指定し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成する。
	農福連携農園（すぎのこ農園）	農業と福祉を連携させた取組を行う農園。収穫物の提供による福祉施設等の運営支援や区民ボランティアによる社会貢献活動の促進を図るなどの障害者・高齢者等のいきがい創出・健康増進の機会の提供や、若者等の就労支援などを行っている。

は	花咲かせ隊	区立公園等で、花壇づくりなどの緑化活動を自主的・主体的に行い、区がこれを支援する制度。
	パリ協定	2015年のフランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択、2016年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組み。パリ協定では2020年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取り決めが示され、世界共通の産業革命以降の平均気温上昇を2℃未満に抑制する1.5℃未満への抑制が努力目標として掲げられた。
ひ	ヒートアイランド現象	都心域の気温が郊外に比べ高くなる現象で、等温線を書くと島状に見えるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。人工排熱（冷暖房・自動車）の増加や、自然地（土・水面・緑地等）の減少が原因で引き起こされる。
	ビオトープ	生きものの生息する場所のこと。都市内などでは、多様な生きものたちが形づくる小規模な生態系をビオトープとして捉え、小学校では環境を考えた総合学習などに幅広く利用されている。
ふ	風致地区	都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区のこと。 「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。 10ha以上の区域の場合は都道府県知事が、10ha未満の場合は区市町長が都市計画に定める。地区内での建築物の建築その他工作物の建設、宅地の造成、木竹の伐採等の行為規制があり、都道府県知事や市区町村長の許可が必要になる。区内では、第二種の善福寺風致地区（29.2ha）、和田堀風致地区（151.3ha）が指定されている。
ほ	保護指定制度 保護樹木 保護樹林 保護生けがき 貴重木	杉並区内にある一定基準以上の樹木や樹林などの貴重なみどりを保全するため、所有者の協力を得て「保護樹木等」として指定し、区で標識を設置し維持管理費の一部を補助する制度。保護樹木等には、保護樹木、保護樹林、保護生けがき、貴重木が該当する。 ＜保護樹木＞1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上ある樹木等を対象に指定した樹木 ＜保護樹林＞樹木が集団となっていて土地の面積が500㎡以上あるもの、屋敷林や寺社林等は樹木が集団となっていて土地の面積が300㎡以上あり、高木が30本以上あるもの等を対象に指定した樹林 ＜保護生けがき＞景観上優れ、良好な管理が行われており、道路に面する長さが10m以上あるものを対象に指定した生けがき ＜貴重木＞「別記参照」

ほ	保全及び育成の協定	杉並区みどりの条例第 23 条に基づき、区民や事業者と区が締結する、みどりの保全・創出などを目的とした協定。
み	身近な公園	敷地面積 2,500 m ² 未満で、多くの公園機能は確保できないものの、近隣の公園と機能分担しながら区民ニーズに応える公園。
	水循環	地球上の水は、海水や河川の水として常に同じ場所に留まっているのではなく、太陽のエネルギーによって海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至るというように、循環している水をさす。
	水とみどりの景観形成重点地区	良好な景観づくりを推進する上で、特に重点的に取り組む必要があるとして定めた地区。(善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区及び玉川上水沿い周辺地区)
	緑確保の総合的な方針	減少傾向にある私有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進等を、計画的に推進していくことを主な目的として、東京都と区市町村(島しょ部を除く。)が合同で策定したもの。本方針では、10 年間の計画期間内に確保する緑などを明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示している。
	緑の基本方針	都市における緑地の保全および緑化の推進について、国家的な観点から定める国の基本方針。国土交通省が都市緑地法に基づき策定し、令和 6 年(2024 年)12 月 20 日に公表された。都市緑地法第 3 条の 2 に基づき、国土交通大臣が定めるもので、「都市の緑地保全・緑化を国家的に推進する枠組みを示す」「気候変動、生物多様性の損失など現代的課題に対応する」などの役割を担う。
	みどりの相談所	「みどりの相談所」は、花・植木・庭木の育て方や病虫害など“みどりに関する相談”を専門相談員に相談できる窓口で、塚山公園(下高井戸 5-23-12)管理事務所内に設置されている。対面だけでなく電話相談も可能。
	みどりのボランティア杉並	杉並区みどりの条例の考え方にもとづき、地域のみどりを守り・増やし・育てるために活動する区民ボランティアの登録制度。区民が生活者の視点で緑地・公園の管理や緑化活動に参加し、地域のみどりづくりに関わる入口(入門編)として創設されたボランティア制度。
や	屋敷林	屋敷を取り囲むように防風など生活環境の安定や改善を目的として、建物周りに植えられ、育てられた森状あるいは林状のみどり。
り	立体都市公園制度	都市公園の区域を立体的に定めることにより、土地の有効活用と都市公園の効率的な整備を図る制度。
	緑化計画	杉並区みどりの条例により、区内で特定の開発行為を行う際に、あらかじめ緑化についての計画書(緑化計画)の提出及びその内容の履行を義務付けている。
	緑化重点地区	都市緑地法に規定されている緑の基本計画に定められた、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。

り	緑視率	人の視野に占める樹木などの「みどりの面積」の割合。
	緑地協定	都市緑地法第 45 条等に基づき、相当規模の一団の土地で所有者等全員の合意により、敷地の緑化や既存のみどりを保全するための協定。
	緑被率	上空から見て、樹冠や草地などみどりで覆われた面積が区域に占める割合。
	林床	森林の樹下の環境。林を構成する高木の種別により、草や低木、動物、菌類などが独特の生態系を構成する。
わ	ワークショップ	地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画づくりや進めていく共同作業とその総称。具体的には公園づくりや道づくり、公共施設の計画、団地やコーポラティブハウスなどの住まい計画、市町村の都市計画マスタープランの策定など多岐にわたる。住民参加型（参加のデザイン、住民参加、市民参加）の活動形態の一つ。
C	COP (Conference of the Parties)	生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議。おおむね2年に1回開催される。
M	MCR	「My City Report」の略で道路損傷等投稿アプリのこと。道路舗装のひび割れ欠損、公園遊具の破損、樹木の枯損など、まちの中で気づいたことを投稿できる。
S	SDGs (Sustainable Development Goals)	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。社会が抱える問題を解決し、世界全体で令和 12 年(2030 年)を目指して誰一人取り残さず明るい未来を作るための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。
W	Well-being	well (よい) と being (状態) からなる言葉。心身ともに、そして社会的に満たされた状態を指す。